

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。

また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。



ガーナ

出身国情報 (COI) レポート

出身国情報サービス

2012 年 5 月 11 日

SECURING OUR BORDER CONTROLLING MIGRATION

目次

序文

最新ニュース

2012年4月21日から5月10日までに発生した出来事

詳細な情報を得る上で有用なニュース源

ガーナに関して2012年4月20日以降に公表又はアクセスされた報告

項目

背景情報

1. 地理	1.01
地図	1.04
2. 経済	2.01
3. 歴史	3.01
4. 最近の動向	4.01
5. 憲法	5.01
6. 政治制度	6.01

人権

7. はじめに	7.01
8. 犯罪	8.01
9. 治安部隊	9.01
警察	9.03
軍隊	9.09
国軍による人権侵害	9.12
恣意的な逮捕及び拘禁	9.13
拷問	9.17
超法規的な殺害	9.20
苦情申立て方法	9.22
10. 兵役	10.01
11. 司法制度	11.01
組織	11.02
独立性	11.05
公正な裁判	11.09
刑法	11.12
12. 逮捕及び拘禁－法的権利	12.01
13. 刑事収容施設の環境	13.01
14. 死刑	14.01
15. 政治的所属	15.01
政治的表現の自由	15.01
結社及び集会の自由	15.06
野党グループ及び政治活動家	15.10
16. 言論及びメディアの自由	16.01
17. 人権団体、人権機関及び人権擁護活動家	17.01

18. 腐敗	18.01
19. 宗教の自由	19.01
概観	19.01
宗教の人口統計	19.05
宗教的少数集団の扱い	19.07
20. 民族集団	20.01
21. レズビアン、ゲイ、両性愛及びトランス・ジェンダー	21.01
法的権利	21.01
ゲイ及び両性愛の男性	21.06
レズビアン及び両性愛の女性	21.07
トランス・ジェンダーの人々	21.08
国家当局の扱い及び姿勢	21.09
社会の扱い及び姿勢	21.13
22. 障害	22.01
23. 女性	23.01
概観	23.01
法的権利	23.06
政治的権利	23.08
社会的及び経済的権利	23.11
教育	23.14
雇用	23.16
性と生殖に関する権利	23.18
堕胎	23.19
婚姻	23.20
離婚	23.23
寡婦	23.24
女性に対する暴力	23.25
ドメスティック・バイオレンス	23.29
魔術	23.31
女性器の切除（FGM）	23.34
儀式上の奴隷：トロコシ	23.38
政府及びNGOの支援	23.42
24. 児童	24.01
概観	24.01
基本的な法的情報	24.05
法的権利	24.09
児童に対する暴力	24.10
児童の養育及び保護	24.13
教育	24.15
健康及び福祉	24.18
25. 人身売買	25.01
26. 医療問題	26.01
治療及び医薬品の利用可能性についての概観	26.01
HIV/エイズ・抗レトロウィルス治療	26.05
がん治療	26.09
腎臓透析	26.11
メンタルヘルス（心の健康）	26.12
27. 移動の自由	27.01
28. 国内避難民（IDP）	28.01
29. 外国難民	29.01
30. 市民権及び国籍	30.01

31. 公的文書の偽造及び不正取得	31.01
32. 出国及び帰国	32.01
33. 雇用の権利	33.01

付属書

- 付属書A ー主な出来事の年譜
- 付属書B ー著名人
- 付属書C ー略語一覧
- 付属書D ー出典資料の参照文献

序文

- i この出身国情報 (COI) 報告書は、庇護/人権保護の決定プロセスに携わる職員の利用に向けて、英国国境庁(UKBA)の出身国情報センター (COIセンター) が作成した。同報告書は、英国で請求される庇護/人権保護申請において最も共通して提起される問題について、全般的な背景情報を提供する。報告書の本文には2012年4月20日時点で利用可能な情報が掲載されている。また、『最新ニュース』の項には、4月21日から2012年5月10日までにアクセスされた出来事及び報告に関する情報が簡記されている。この報告書は2012年5月11日に公表された。
- ii この報告書は幅広い外部の情報源によって作成された資料を総括したものであり、UKBAの意見または政策を一切含むものではない。報告書に掲載される全ての情報は本文全体にわたって、同情報源の出典資料に帰属し、亡命/人権関連の決定プロセスに従事する職員が利用できるようになっている。
- iii 本報告書は庇護及び人権保護申請で提起される主要な問題に焦点を当てた、特定の出典資料を抜粋して編集することを目的とする。庇護及び人権保護申請の中で稀にしか提起されないテーマを取扱っている項目においては、ウェブリンクのみが提供されている。報告書は詳細な調査或いは包括的調査を意図したものではない。詳細な説明については、関連する出典文献を直接検討するのが望ましい。
- iv COI報告書の構成及び形式は、特定の問題に関する情報への迅速な電子アクセスを必要とし、求める主題に関する情報を直接閲覧するために目次頁を活用する、UKBAの意思決定者並びに申請提示担当官が利用する方法を反映している。重要な問題は大抵の場合、独立の項目で多少とも掘り下げて取り上げられる他、他の項でも簡単に言及される場合がある。従って、報告書の構成上、多少の重複は避け難い。
- v このCOI報告書に記載される情報は、情報源の文献から特定できるものに限定される。特定の話題に関連する全ての局面を網羅するために全力を尽くしているが、必ずしも関連情報を入手できるとは限らない。これにより、同報告書の掲載情報が実際に記述される範囲以上のことを含意すると解釈してはならないことに留意されたい。例えば、特定の法律が可決されたという記述がある場合、実施に関する記述がない限り、その法律が有効に実施されたと解釈すべきではない。同様に、例えば、情報がない場合、特定の出来事や行為が発生しなかったということを必ずしも意味するものではない。
- vi 上述の通り、この報告書は、信頼できる多くの情報源から入手した情報の抜粋を編集したものである。出身国情報センターは、報告書を取りまとめるに当たって、異なる出典文献ごとに提供された情報間の矛盾を解決する試みは行わなかったが、バランスの取れた全体像が確実に示されるよう、相反する内容を併記し、様々な情報源を提供することを心掛けた。一例として、出典文献ごとに、記載される個人、場所及び政党名の名称や綴りが異なることはよくあることである。COI報告書は、綴りを一致させようとはせず、情報源の出典文献で用いられた綴りを忠実に反映するようにしている。同様に、数字もそれを提供した出典文献ごとに異なることがあるため、出典元の本文通り単純に引用した。本報告書では、引用した本文の誤った綴り又は誤植を示すためだけに、「原文通り」という用語を使用した。すなわち、この用語は、引用資料の内容に関して何らかの意見を含意しようとして使用されてはいない。
- vii 報告書は実質的に過去2年間に発行された出典文献に基づいている。ただし、直近の文献では入手できない関連情報が含まれているという理由から、それより古い出典文献が一部掲載された可能性もある。出典は全て、この報告書が発行された時点で関連があると判断される情報を含んでいる。

- viii このCOI報告書及び添付される出典資料は公文書である。COI報告書は全て、UKBAウェブサイト上に公表されており、本報告書で使用された出典資料の大半はパブリックドメインで常時閲覧できる。出典文献が電子形態で閲覧可能な場合は、それに関連するウェブリンクもアクセス歴の日付と共に記載している。官庁または購読サービスが提供するもので、アクセスが難しい出典文献の写しは、請求すれば出身国情報センターから入手することができる。
- ix COI報告書は、庇護受入国上位20カ国について定期的に公表されている。運営上、特別の必要性がある場合、上位20カ国以外の国に関する報告も公表されることがある。また、UKBA職員も情報要請サービスに常時アクセスし、特定の照会を行っている。
- x 出身国情報センターは、このCOI報告書を作成するに当たって、利用可能な出典資料に関して正確、最新、バランスのとれた、かつ中立的な要約を提供することを目指した。この報告書に関する意見又は出典資料の追加に関する提言は歓迎であり、下記出身国情報センターまで送付されたい。
- 出身国情報センター
英国国境庁
Lunar House
40 Wellesley Road
Croydon, CR9 2BY
United Kingdom
電子メール: cois@homeoffice.gsi.gov.uk
ウェブサイト: <http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/policyandlaw/guidance/coi/>

国別情報に関する独立諮問機関

- xi 国別情報独立諮問機関(IAGCI)は、UKBAの出身国情報資料の内容について英国国境庁の独立主任調査官に勧告を行う目的で2009年3月に同検査官によって設置された。IAGCIはUKBAのCOI報告書その他のCOI資料に関するフィードバックを歓迎する。IAGCIの職務に関する情報は独立主任検査官の下記ウェブサイトで閲覧可能である。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xii その職務過程において、IAGCIは選定されたUKBAのCOI文書を検証し、これらの文書に特化した勧告及びより一般的な性格を持った勧告を行う。IAGCI又は国別情報諮問会議(2003年9月から2008年10月までのUKBAのCOI資料を検査した独立組織)が検証したCOI報告書その他の文書の一覧は、下記ウェブサイトで入手できる。
<http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>
- xiii 留意事項：IAGCIの役割は、UKBAの資料や手続を承認することではない。同機関が検査した資料の一部は、上訴非猶予(NSA)リストに指定若しくは指定が提案されている国々に関係する。このような場合、同機関の職務は、ある特定の国をNSAに指定する決定若しくは提案に関する承認又はNSAの手続自体に関する承認を含意するものであると解釈すべきではない。IAGCIへは下記まで連絡されたい。
- 国別情報独立諮問機関
英国国境庁独立主任調査官
5th Floor, Globe House
89 Eccleston Square
London, SW1V 1PN
電子メール: chiefinspectorukba@icinspector.gsi.gov.uk

ウェブサイト : <http://icinspector.independent.gov.uk/country-information-reviews/>

最新ニュース

2012年4月21日から5月10日までに発生した出来事

最新ニュースの欄には、完全に網羅してはいないが、主要な出来事を掲載している。詳細情報については、下記の有用な情報源リストからも入手することができる。

内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

2012年5月10日：「ガーナは、ロタウイルスと肺炎球菌疾患用の新型ワクチン2種を導入したアフリカ初の国となることによって、5歳未満児の死亡率の低下に向けて大きく前進した...ガーナでは現在、児童1,000人に対し80人が5歳を過ぎて生存することができない...ガーナの幼児が罹る下痢と肺炎の主要原因は、ロタウイルスと肺炎球菌疾患である。この2つの病原体は合わせて、5歳未満児死亡数のほぼ25%を占めており、当地における児童死亡の主要原因としてはマラリアに次ぐものとなっている。現在、乳児が生後4か月に達する前に両ワクチン...の接種が行われている。この措置はこれまで全国にわたって展開されると共に、アクラの厳選された病院で講じられている。健康管理のための世界的な官民パートナーシップであるGAVIアライアンス（ワクチンと予防接種のための世界同盟）は、ガーナの児童が無料で接種できるワクチンに対して資金支援を行ってきた。25百万人のガーナ人口の内40万人の児童が両病原体に対する予防接種を受けるものと見込まれている。」

インター・プレス・サービス通信社

「児童死亡率を低下させるための最大限の努力も十分とは言えない」（2012年5月10日付）

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=107739>

アクセス日：2012年5月11日

2012年4月22日：「ガーナの独立選挙管理委員会（INEC）の幹部は、12月に予定される総選挙に先立って行われる、有権者登録の進捗状況に満足感を示した。INECは、5月5日に締め切られる予定の有権者リストを作成している。有権者の登録リストは、大統領、議会及び地方選挙で使用される。選挙管理委員会の副委員長で財務と管理を所管するDavid Kangaは、『生体認証システムを利用しており、これによって、選挙管理委員会が登録手続の品質管理を維持できるようになった』と語った。また、同氏は、『我々は、最大で13百万人の登録を見込んでおり、これまで約590万人分を...収集することができた。』、『我々は二重登録を検出しており、順調に運営できていると考えている。』とも述べた。参戦する政党の中には、投票の信ぴょう性を損なうおそれがある重複登録の可能性について懸念を表明しているところもある。しかしながら、Kanga氏は、INECは信頼できる有権者リストを確保するためのメカニズムを構築した、と語った。」

ボイス・オブ・アメリカニュース

「有権者登録が進むガーナ選挙管理委員会」（2012年4月22日付）

<http://www.voanews.com/english/news/africa/Ghana-Electoral-Body-Pleased-With-Voter-Registration-Progress---148459055.html>

アクセス日：2012年5月11日

詳細な情報を得る上で有用なニュース源

ウェブリンク先が表示されたニュース源のリストを以下に記載する。本報告書に掲載される情報を補足するため追加の最新情報が必要となる場合に、このリストは有用となり得る。本報告書で利用されている情報元の全リストは、付属書E 一 出典資料の参考文献に記載している。

アラートネット(トムソン・ロイターズ): <http://www.alertnet.org/thenews/newsdesk/index.htm?news=all>

AllAfrica.com: <http://allafrica.com/ghana/>

英国放送協会(BBC) : <http://news.bbc.co.uk>

ケーブル・ニュース・ネットワーク(CNN) : <http://edition.cnn.com/WORLD/?fbid=i0gUtrVnUAy>

ガーナウェブ : <http://www.ghanaweb.com/>

国連地域情報統合ネットワーク (IRIN) : <http://www.irinnews.org/>

インター・プレス・サービス通信社 : <http://www.ips.org/africa/category/west-africa/>

ボイス・オブ・アメリカニュース : <http://www.voanews.com/english/news/africa/west/>

ガーナに関して2012年4月20日以降に公表又はアクセスされた報告類

内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

アムネスティ・インターナショナル

「『受刑者は社会の下層』－ガーナにおける被収容者の人権」（2012年4月25日付）

<http://www.amnesty.org/en/library/asset/AFR28/002/2012/en/d5616444-cfd1-482d-bcc5-2a338bb68456/afr280022012en.pdf>

アクセス日：2012年4月30日

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

背景情報

1. 地理

1.01 地名に関する常設委員会は、（2012年1月1日現在の）国名リストの中で、本国はガーナ共和国と呼ばれる、と述べている。[12]

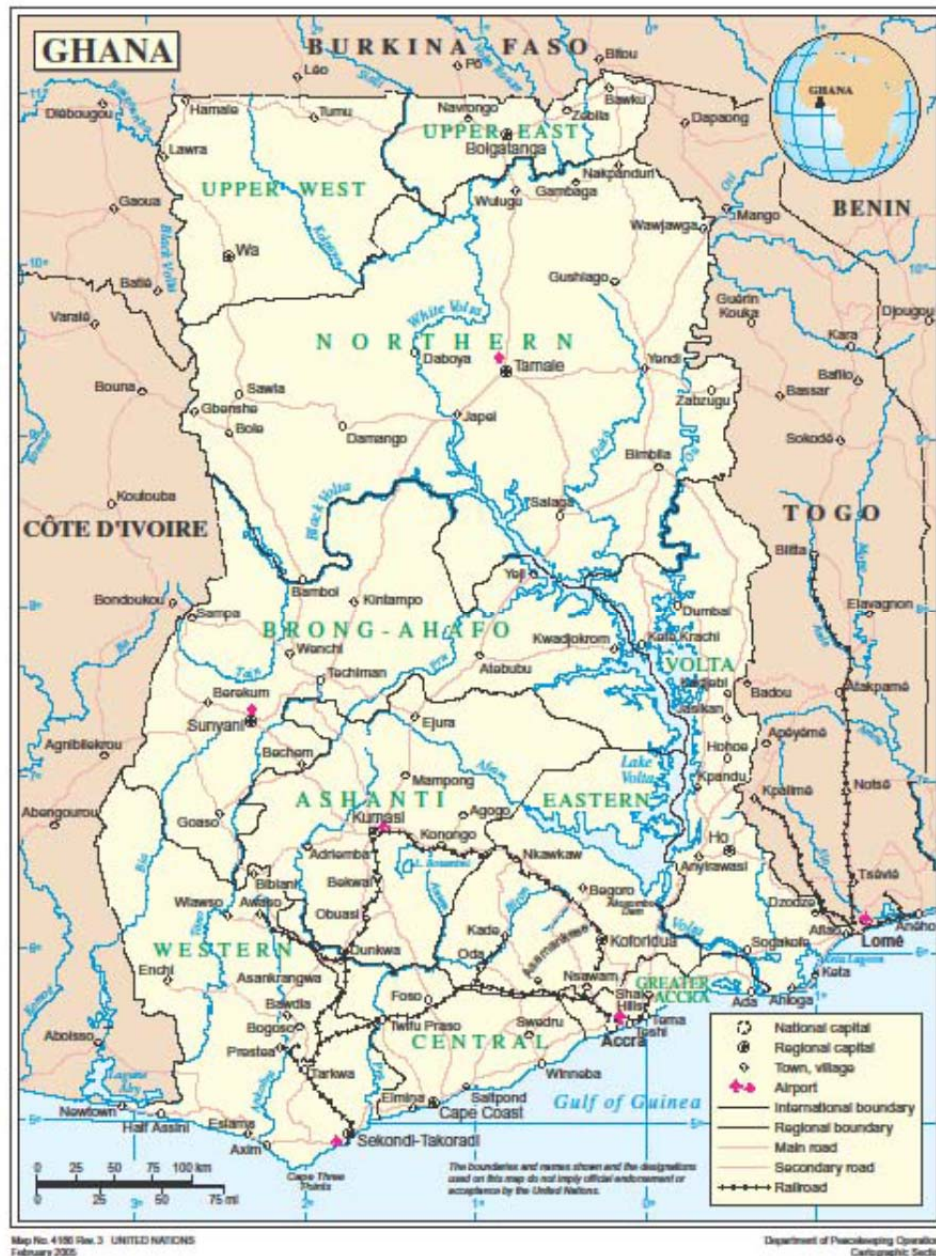
1.02 外務・英連邦省の「国別情報」（2011年11月18日最終更新）には、「ガーナは西アフリカにある。東はトーゴ、北はブルキナファソ、そして西はコートジボワールと国境を接しており、南側は大西洋に面している。」との記載がある。[2a] 米中央情報局（CIA）のワールド・ファクトブック（2012年1月最終更新）は、同国の国土面積を238,533平方キロメートルと記載している。[3] 米国のワシントン特別区にあるガーナ大使館のウェブサイト上には、ガーナの人口に関して以下の記載がある（掲載ページには日付の記載なし）。「2011年に行われた直近の国勢調査によれば、ガーナの人口は約2千5百万人（女性：51%、男性49%）である...同国で最も人口が密集しているエリアは海岸地区、Ashanti州及び主要な2都市AccraとKumasiである。全人口の約70%が同国の南半分に住んでいる。人口の最も多い民族は、沿岸部のFantiとガーナ中央部に住むAshantiであり、両民族ともAkan族に属している。アクラ高原にはGa-Adangbeが住んでいる。北部の住民は、その大半がMoshi-Dagomba又はGonjaグループに属している。」（アクセス日：2012年4月6日）[5] 国連データには、2009年のガーナ人口が23,837,000人であるとの記載がある（日付の記載なし。アクセス日：2012年4月18日）。[85] 同国の都市とその人口に関して、米国国務省（USSD）の「背景注記」（2011年12月21日最終更新）は、「都市：首都－アクラ（首都圏人口約3百万人）その他都市－Kumasi（人口約1百万人）、Tema（人口約50万人）、Sekondi-Takoradi（人口約37万人）」と述べている。[1b]

1.03 上記USSD「背景注記」は、同国における民族グループの構成割合を次のように記載している。「Akan 45.3%, Mole Dagbon 15.2%, Ewe 11.7%, Ga-Dangme 7.3%, その他グループ 20.4%。」また、同注記は、ガーナにおける宗教人口について、「キリスト教徒68.8%、イスラム教徒15.9%、伝統宗教信仰者 8.5%、その他信仰者0.7%、無宗教者6.1%。」と述べている。さらに、ガーナで使用される言語について、「英語（公用語）、Akan語（Asante Twi, Akwapim Twi, Akyem及びFantiを含む）49%, Mole-Dagbani 16%, Ewe 13%, Ga-Adangbe 8%, Guan 4%, その他 10%」と記載している。[1b]

地図

1.04 下図は、UNHCRの地図製作部門が作成したもの（2005年2月）である。[75]

Perry Castaneda図書館の地図のコレクションには、一連のガーナ地図が所蔵されている。
<http://www.lib.utexas.edu/maps/ghana.html>



2. 経済

2.01 「アフリカ経済の展望：ガーナ」（2011年6月22日最終更新）には、次の記載がある。

「実質GDP成長率が2009年の4.7%から2010年には約5.9%に増加しており、経済成長は引き続き堅調である。成長率予測については、2010年12月に商業用の石油生産が開始されたことを主因として、実質GDP成長率が2011年で12.0%、2012年で11.0%と見込まれており、さらに明るい見通しとなっている。また、同国での民主化の定着と社会の安定化が進んでいることから、投資家の信頼が高まり、投資の増加につながっている。」

「同国の安定した成長は、健全なマクロ経済の枠組みの中で達成されてきた。賢明な財政金融運営は、金利の低下をもたらし、インフレ圧力を緩和する要因となった。政府の開発計画に民間部門が積極的な対応を行った結果、ビジネス環境は好転した。銀行貸出と資本流入の増加は、投資家の信頼度が増していることを示唆している。またガーナが、中国や韓国などの新興国と新たな協力関係を結ぶことによって、開発に向けた新たな資金調達先と専門知識の情報源が確保されている。」

「にもかかわらず、極めて脆弱な財政状況や逼迫した対外資産・負債残高など依然として課題も残されている。増大する財政面の課題には、国内支払の大幅な遅れがある。また、政府が、公的部門を対象にした新たな給与政策である単一賃金表体系制度を打ち出した結果、巨額の予算配分が必要となった。これによって、国内資源の動員力を高めるために新たな取り組みがなされない限り、マクロ経済の安定が脅かされる恐れが出てくる。また、ガーナは、重債務貧困国（HIPC）指定後の過剰債務を回避するため、持続可能な債務管理戦略を立てるべきである。加えて、次の10年間にわたり堅調かつ持続可能な成長を遂げるためには、高水準の投資を維持していかなければならない。このためには、石油収入の管理を慎重に行っていくことが条件となる。さらに、失業及び不完全雇用は重要な課題であり、この解決のため、政府は、特に経済の大きな部分を占める非公式部門（開発途上国にみられる経済活動において公式に記録されない経済部門）において、労働者が有する職業関連技術を高めていくようにしなければならない。」 [6]

2.02 ブルームバーク・ビジネスウィークの最近の記事「ガーナ政府は貸出金利を据え置く可能性ありー価格高騰の懸念」（2012年2月14日付）は、次のように述べている。

「12月の物価上昇率は8.6%と変化はなかったが、本年、燃料価格が上昇したことや、セディ（ガーナ通貨）がドルに対して4.4%下落（この数値は、ブルームバークが追跡したアフリカの22の通貨の中で最大）したことを受けて、インフレーションは今後加速する可能性がある...ガーナは2010年12月、英国に拠点を置くTullow Oil社が運営している沖合のJubilee油田で石油生産が開始されたことにより、アフリカで最も新しい石油輸出国となった。同国は、アイボリー・コーストに次いで世界第2位のカカオ産出国である他、アフリカ大陸では南アフリカに次ぐ第2位の金採掘国でもある。第3四半期で前年比12%増加した経済は、2011年には推定で13.6% 成長した。」 [7]

2.03 ガーナウェブの記事「ガーナ国内で高まる雇用危機」（2011年7月16日付）には、次の記載がある。

「...失業率は...2010年で8.5%となっている...現在、労働力人口又は就労人口とみなされる15～64歳の年齢層1千4百万人の内、4百万人近くが失業中であると推定されている。...ガーナの雇用危機で最も深刻な影響を被っている集団は、女性、若者、障害者及び高齢者である。しかしながら、18～35歳の若い年齢層の方が、より危うい状況に直面しているように見える。この年齢層は確かにガーナの総人口のわずか26%を構成しているに過ぎないが、失業者数全体では45%を超える割合を占めている。」 [8a]

2.04 CIAの「ワールド・ファクトブック」(2012年4月13日更新)は、同国のGDPを「13.5%」(2011年推定)であると記載し、また農産物として、「カカオ、米、キャッサバ(タピオカ)、ピーナッツ、トウモロコシ、シアの実、バナナ、木材」を、産業として、「鉱業、林業、軽工業、アルミ精錬、食品加工、セメント、小型商船建造」をそれぞれ挙げている。[3]

2.05 ロイター・アフリカの記事「ガーナ政府が最低賃金を20%引き上げ:労働組合が語る」(2011年2月15日付)は、次のように述べている。

「ガーナ政府は、日額最低賃金を20%引き上げた...『これは、本日から日額最低賃金として3.73セディ未満の金額しか受け取れない労働者がいなくなるということを意味する』...しかしながら...ガーナ人労働者の85%に至るまでが、最低賃金規定の実施が不完全な可能性のある非公式部門に雇用されているために、この最新の措置が経済に与える影響は減殺されてしまう恐れがある...昨年、ガーナは、全国生産高の上方修正を行い、一人当たり平均所得を新たに1,318ドルと推定して、中所得国の地位を獲得した。」 [9a]

2.06 ウェブサイトXE.comには、為替相場が1英ポンド=2.92ガーナセディであるとの記載がある。(アクセス日:2012年4月20日) [76]

目次に戻る
資料目録に進む

3. 歴史(1957年~2011年12月)

本項では、利用者が本報告書の文脈を理解できるよう、独立以降のガーナの最近の歴史について簡単に説明を行う。

3.01 フリーダム・ハウスの報告書「世界の自由2011年」(2011年5月12日公表)には、次の記載がある。

「ガーナは、1957年に英国の統治から独立を果たした。独立指導者Kwameが追放された1966年から15年間にわたり、一連の軍事クーデターにより国情が安定せず、軍事政権と民政を相次ぎ経験した。」

「1979年、空軍将校Jerry Rawlingsが与党軍事政権に対してクーデターを起こした。Rawlingsの新政権は、残忍なまでに弾圧的で、政党を禁止し、かつ、全ての反対意見を抑圧するものであることが明らかになった。Rawlingsは、経済的及び政治的な圧力を受けて、1980年代後半に複数政党による選挙を行うことに同意した。しかし、その選挙は自由でも公正でもなく、Rawlingsと同氏の所属する政党である国民民主会議(NDC)が、そのまま政権を掌握した。1996年の選挙は一般に国内外で尊重されたものの、RawlingsとNDCは再びその地位を維持した。」

「2000年、自由で公正な大統領選挙及び議会選挙により、(任期の制限により退任を余儀なくされた) Rawlings及びNDC から、野党指導者John Kufuor 及び同氏所属の新愛国党(NPP)へ平和的な権限移譲が行われた。」 [21c]

3.02 BBCウェブサイト「ガーナの国情」(2012年1月17日最終更新)は、さらに以下の説明をしている。

「鉱物資源に富み、優れた教育制度や効率的な行政サービスに恵まれているものの、ガーナは、1957年の独立直後から腐敗と失策に見舞われてきた...1966年には、初の大統領であり、アフリカ全土の英雄であったKwame Nkrumahがクーデターで失脚し、その後の軍事政権が主となる時代の前触れとなった。1981年、空軍大尉 Jerry Rawlingsが2度目のクーデターを起こした。ガーナは経済的な安定と民主主義に向けて動き始めた... 1992年4月、複数政党制を認める

憲法が国民投票で承認され、民主主義の時代が開かれることとなった。」 [25c]

- 3.03 米国国務省 (USSD) の「背景注記：ガーナ」 (2011年12月21日付) は、次のように述べている。

「2004年12月、8政党が議会選挙で争い、NPP やNDC を含む4政党が大統領選挙で争った。選挙管理委員会によれば、本選挙の投票率は85.12%という驚くべき数字であったと報じられている。2, 3の脅迫事件や小さな不正行為はあったものの、一般に国内及び国際的監視員は、選挙を自由で公正であると判断した。選挙に関連して数件の暴力事件が散発したが、ガーナの大半の地域で選挙は概して平和裡に行われた。前副大統領であるNDCのJohn Atta Millsを含む他の3人の大統領候補者に対して、(新愛国党 (NPP) の) John A. Kufuorが52.45%を得票し、大統領に再選された。2000年選挙から2004年選挙の間に30選挙区が作られた結果、議員定数230人の議会となった。」 [1b]

- 3.03 フリーダム・ハウスの報告書「世界の自由2011年」 (2011年5月12日公表) には、次の記載がある。

「2008年12月の大統領選挙に先立ち、NPPは、党の指名を争う20人以上の候補者を巡って党内分裂に直面した。最終的に前外務大臣のNana Akufo-Addoが、Kufuorの推薦する候補者Alan Kyerematenを抑えて選出された。Akufo-Addoとその支持者の多くはAkyem族に属するが、Kufuor とKyerematenはAshanti族であることから、民族間の対立が如何に政治的対立を複雑なものにすることが多いかを示している。一方、NDCは、3度目の候補者としてAtta Millsを選出した。選挙前及び選挙中に有権者登録に関する問題やNDC、NPP支持者間の争いが報じられたものの、国内及び国際監視員は最終的に、選挙は成功したと見ている。」 [21c]

- 3.04 ヨーロッパ・ワールド・オンライン (日付なし、アクセス日：2012年4月10日) は、次のように述べている。

「2009年2月及び3月、Millsが指名した閣僚は議会によって審査、承認され、新政権での各役割を宣誓した。その中には、財務・経済企画大臣のKwabena Dufuor博士、内務大臣のCletus Avoka及び防衛大臣の中将 (退役) Joseph Henry Smithがいた。また、Betty Mould Iddrisuは、初の女性の法務長官兼法務大臣として指名された。10月には、保健大臣George Sepa Yankey博士及び大統領府長官Seidu Amaduが、英国の建設会社から賄賂を受け取っていたとの疑いを持たれたことを受けて辞任した。この会社は1990年代にガーナ官僚に対し違法な支払を行っていたという理由で前月、英国の法廷より7百万米ドル以上の罰金支払いを命じられていた。その他4人のガーナ上級官僚も汚職疑惑に関与していた。Mills大統領はその後、Benjamin Kunbour 及びJoseph Nii Laryea Afotey Agboをそれぞれ、保健大臣と大統領府長官に指名した。2010年1月、Mills大統領は、組織改編を実行したが、中でも注目すべきは、前副法務長官のMartin Amiduが、Avoka内務大臣の後任に据えられたことである。」

「...2010年1月、Mills大統領は、Albert K. Fiadjoe 教授を委員長とした9人の委員から成る憲法改正委員会 (CRC) を始動させた。本委員会は、国民投票での承認に向けた、1992年憲法の改正を提言する任務を負っていた。現在検討中であると考えられる改正点の中には、死刑の廃止や大統領が指名できる大臣数に関する制限規定の設定があった。CRCの作業に対する一般大衆の参画を求めるため、4月、コミュニティや地区における憲法見直しに関するコミュニティ協議が開始された。2011年1月、Mills大統領は、組織改編を実行した。この中には、これまで内務大臣であったAmidu を法務長官兼法務大臣に任命し、Benjamin Kumbuur (これまで保健大臣) をAmidu の後任とする人事が含まれている。EC議長は2月、CRCの提言に従い、憲法にかかる国民投票を実施することを確認した。CRCは、検討結果を3月初旬に開催が予定されている全国憲法改正検討会議の場で発表し、その後、6月末までに大統領に最終報告書を提出する予定であった。世論は主要な国家組織の改造、特に大統領府と立法府間の権力の再配分と分立を強く支持していることが報じられた。」 [13](内政問題)

- 3.05 ジェーン・カントリー・リスク評価 [ガーナ：政治指導力]の項 (2012年4月27日最終更新)

には、次の記載がある。

「ガーナ国民は、2012年の選挙で大統領とNDC政権に対して新たな審判を下すことになる。同選挙でAtta Mills は、2008年に僅か1%にも満たない得票差で辛勝した相手であるNPP候補者 Nana Addo Dankwa Akufo-Addoと再び対決する。」 [30f]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

4. 最近の動向（2011年12月～2012年4月）

憲法の改正

- 4.01 ガーナウェブの記事「憲法改正委員会がMills大統領に報告書を提出」（2011年12月20日付）は、次のように述べている。

「1992年ガーナ憲法の改正に関して諮問機関としての役割を担うべく、John Evans Atta Mills 大統領が昨年1月に設置した憲法改正委員会は火曜日、その最終報告書を提出した。同報告書は15章から成り、政府がその提言を、国のガバナンス及び国民生活の改善につながるような憲法、立法及び行政上の行動に移すことを望むと考えられる措置を提案している...同報告書は、憲法改正は議会の力を強め、地方自治体における伝統的機関の役割を高めると共に、国家機関や国民の権利をより良く保護するために独立憲法機関を強化するものでなければならないと提言している。最終的には憲法は、腐敗や民族性の問題、政治の機能不全、国内資源の浪費、歳入もれ及び歯止めのきかない政府支出の各問題に対応しなければならない。」 [8b]

ゲイの権利

- 4.02 ビハインド・ザ・マスクの報告書「退任したガーナの判事が裁判所に同性愛の権利を人権として扱わないよう要請」（2012年4月2日付）は、次のように述べている。

「ガーナの新聞デイリー・グラフィック紙は、退任した最高裁判所判事 Justice Yaonansu Kpegahが、ガーナ最高裁判所に同性愛の権利を人権として扱わないよう求める申述書を提出した、と報じた。報告書によると、『同判事はさらに、国の最高裁判所に対して、ガーナ法の不可欠な部分をなす国の慣習法の下では、同性愛の行為は嫌悪すべきものであり、タブー（禁忌）そのものであって、まともな社会における自然で普通の生活様式としては受け入れられないと宣言するよう強く求めている。』訴えのその他当事者は、法務長官と警察本部監察長官（IGP）である。Justice Kpegahは、最近公表された話である、西ガーナの双子都市 Sekondi/Takoradiで行われたとされるゲイの結婚についてIGPに調査を指示するよう求めている。」

「また、同元判事は裁判所に対し、Sekondi/Takoradi地域で罪に相当すると判断された者全員について、その相手と共に必ず処分を行い、訴訟人名簿を法務長官に照会して助言とその後の起訴を求めるよう求めた、と同報告書は伝えた。同判事によれば、1992年憲法の関連条項を正確かつ適正に解釈すれば、同性愛の行為がガーナにおける人権問題の一部であると考えられることはあり得ない。さらに、同判事は、ガーナ共和国が、協定や議定書、条約なしに、いかなる国の権力若しくは命令にも服しない旨の宣言を行うよう求めている。」

「元判事Justice Yaonansu Kpegahは、時代は変化し、個人の権利は拡大される必要があるといった些か説得力に欠ける論拠を以て、人権を同性愛まで適用しようと議論を展開するのは、法学の問題として不適切であろう、と強く主張する。国家は基本的人権の範囲を拡大して同性愛の権利を含めるべきであるとの議論は、非常に残念かつ不快なものである、と同判事は語った。同氏によれば、そのような議論は、動物を人間に変え、神聖な権利を付与する法律を国家が制定し得るということを暗示する。英連邦及び米国全土に適用されるアングロ・サ

クソンの法体系においては、同性愛が人類の基本的権利であると論じることがとてもできないだろう、と同氏は主張する。」

「2012年3月26日に提出された申立書の審理日はまだ決定されていない。」 [20c].

目次に戻る
資料目録に進む

5. 憲法

- 5.01 「ガーナにおける憲法の歴史」という表題の憲法ネットのウェブページ（日付なし）には、次の記載がある。（アクセス日：2012年4月20日）

「憲法の最終草案が1992年4月28日の国民投票で、国民により異議なく承認された。第4共和政憲法としても知られる本憲法は、1993年1月に公布され、以下の事項を定めている：地方分権化及び地方自治体を認める一方で、国家の単一性の性格の強化、米国様式による政府の大統領制度（大統領は4年を任期として選出、任期は1回のみ更新可）及び報道の自由の拡大及び基本的人権の保障。」 [11]

- 5.02 パブリック・アジェンダ（アクラ）（AllAfrica.com経由でアクセス）の記事「ガーナ：基本的人権及び憲法改正について」（2011年3月14日付）は、次のように述べている。

「1992年憲法は、ガーナ共和国の領域内にいる全ての個人に対して人権を保障している。基本的人権及び自由という表題の同憲法第5章は、生存権、経済的権利及び女性の権利などを定めている。第5章全体が確立された条項であり、改正については、国民投票によりガーナ有権者の40%以上が投票を行い、かつ、投票総数の75%以上が賛成した場合にのみ、改正を行うことができる。1992年憲法に基づく経済、社会及び文化的権利は同憲法第6章の「国家方針の指導的原則（DPSP）」という概略的表題の下に規定されている。」 [10]

現在のガーナ共和国憲法は、以下のリンクによりアクセスすることが可能である。

<http://www.judicial.gov.gh/constitution/home.htm>

目次に戻る
資料目録に進む

6. 政治制度

- 6.01 ヨーロッパ・ワールドの「ガーナの憲法と政府」の項（日付なし、アクセス日：2012年2月23日）には、次の記載がある。

「憲法に基づき...ガーナは複数政党制を採用している。行政権は、国家元首兼国軍最高司令官である大統領に付与されている。大統領は直接普通選挙により選出され、任期は1期4年で2期まで務めることができる。立法権は、230名の議員から成る1院制の議会に付与されている。議員は、直接普通選挙により選出され、任期は1期4年である。大統領は、副大統領1名を指名し、議会による承認を前提に、閣僚を任命する。また憲法は、主として州代表及び大統領の任命する者から成る25人構成の国家評議会と副大統領が委員長を務める20人構成の国家安全保障評議会について定めており、それらは大統領の諮問機関として機能する。」

「ガーナには10の州があり、州調整協議会の補佐を受ける各州大臣がそれぞれ首長を務める。各州は110の行政郡で構成され、各郡には郡長が代表を務める郡議会がある。郡議会と州首長議会により選出される代表者で構成される州協会は多くの国家評議会の代表者を選出する。」

[13]

6.02 ジェーン・カントリー・リスク評価 [ガーナ：政治指導力]の項（2012年4月27日最終更新）は、ガーナの政治制度について次のような概況を提供している。

「政治制度：立憲民主制...」

「国家元首：John Evans Atta Mills大統領...」

「次回選挙：2012年12月（大統領）...2012年12月（議会）」 [30e]

6.03 CIAの「ワールド・ファクトブック：ガーナの項」（2012年4月13日更新）は、ガーナの政党と党首について、次のように記載している。

「会議人民党又はCPP [Ladi NYLANDER]、民主自由党又はDFP [Alhaji Abudu Rahman ISSAKAH]、イーグル党又はEGLE、大統合人民党又はGCPP [Dan LARTEY]、国民民主会議又はNDC [Dr. Kwabena ADJEI]、新愛国党又はNPP [Jake OBETSEBI-LAMPEY]、人民国家会議又はPNC [Alhaji Amed RAMADAN]、改革党[Kyeretwie OPUKU]、統一復興党又はURP [Charles WAYO]」 [3]

政治的所属の項も参照されたい。

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

人権

7. はじめに

7.01 米国國務省2010年人権慣行に関する国別報告書(2010年USSD報告書)(2011年4月8日公表)は、次のように述べている。

「人権問題には、以下のものが含まれる。
死亡や傷害に至らしめるような警察による過度の実力行使、民族間の殺害、自警団の暴力、過酷で生命を脅かす拘置所の状況、警察の不処罰状態、裁判前勾留の長期化、ジャーナリストを標的とした恣意的な逮捕、政府のあらゆる部門の腐敗、女性及び児童に対する暴力(女性器の切除(FGM)を含む)、女性、身体障害者、ゲイ・レズビアン及びHIV/エイズ患者に対する社会的差別、女性及び児童を対象にした人身売買、民族的差別や政治的動機に基づく暴力、児童労働(強制的児童労働を含む)」[1a](はじめに)

7.02 アムネスティ・インターナショナル2011年年次報告書「世界の人権の現状」(2011年5月13日公表)は、「表現の自由に対する脅威は増大した。数千人の人々が強制的に国外追放され、さらに数千人が強制国外退去の脅威に晒されたままであった。刑事司法制度は対応が鈍く、拘置所は過密状態で財源も乏しい。女性に対する暴力は引き続き蔓延していた。」と述べている。[4a]

7.03 ガーナは、児童の権利に関する条約(児童の権利条約CRC)、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約CEDAW)、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は、刑罰に関する条約(拷問等禁止条約CAT)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約(人種差別撤廃条約(ICERD))、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約ICCPR)、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約ICESCR)を含む多数の国連の人権条約に署名/批准している。[79]

ガーナが当事国となっている国連人権条約に関する情報については、以下のリンク先を参照されたい。

<http://www.ohchr.org/EN/countries/AfricaRegion/Pages/GHIndex.aspx>

<http://www.bayefsky.com/bycategory.php/state/67> or

http://www.adh-geneva.ch/RULAC/international_treaties.php?id_state=71

第17項(人権団体、人権機関及び人権擁護活動家)も併せて参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

8. 犯罪

8.01 ジェーン・カントリー・リスク評価 [ガーナ：治安－組織犯罪]の項(2011年1月26日更新)は、次のように述べている。

「ガーナはベニン湾沿岸にあり、(同じく同沿岸にあるベナン、ナイジェリア及びトーゴの国々と共に)伝統的に密輸入の活動拠点となっている国である。国連薬物犯罪事務所の『2007年世界の薬物報告書』は、ガーナとナイジェリアが、ヨーロッパ各地に売られる麻薬とともにギニア湾沿岸に運ばれるコカインの主要な再分配の中心地に位置していると指摘している。児童の人身売買もガーナでは重大な関心事項となっており、同国は2006年7月、他の地域諸国と協力してアフリカ西部及び中部における人身売買と闘うことを目的とした多国間協定に署名した。」[30d]

8.02 外務・英連邦省の旅行アドバイス情報（2012年4月24日更新）は、「暴力的犯罪は、いつでも起こり得る。」と述べている。[2b]

8.03 米国国務省の「国際的薬物管理戦略に関する報告書」（2012年3月付）は、次のように述べている。

「ガーナは引き続き、違法薬物、特に、アフガニスタンやパキスタンからのヘロインに加え、南米から運ばれるコカインの積み換え地となっている。ヨーロッパが主要な目的地であるが、薬物は南アフリカや北米にも流れている。アクラのKotoka国際空港（KIA）が密輸入人にとっての中心地である。また、TemaやTakoradiの港も利用され、さらに、Aflao（トーゴ）及びEluboや Sampa（コートジボワール）の国境検問所でも、活発な薬物密売活動が確認されてきた。南米のコカインを密売するギャングはガーナでの拠点を増やし、ナイジェリアやガーナの犯罪人が運営する販売網を確立している。ガーナが投資の誘因に関心を持っていることを格好の隠れ蓑にして、外国の麻薬王は合法的なビジネスと偽って同国へ入国している。しかしながら、南米の密売人は現地の仕事仲間を利用することで、ガーナでの個人的関与を制限している。こうすることで、現地当局に逮捕される可能性を遮断しているのである。」[1f]

目次に戻る
資料目録に進む

9. 治安部隊

9.01 治安部隊には、警察、国家警察（BNI）（ジェーン・安全保障監視評価：ガーナ、治安及び外国勢力[2011年12月7日更新]による）[30b]並びに陸軍、空軍及び海軍から成る国軍があった（ジェーン・安全保障監視評価：ガーナ、国軍 [2012年1月30日更新]による）。[30a]

9.02 米国国務省2010年人権慣行に関する国別報告書（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「内務省の管轄下にあるガーナ警察庁（The Ghana police service, GPS）は、法と秩序を維持する任務を負っている。軍部は（2010年）年間を通じて、警察活動に参画し続けた。警察庁とは別個の組織である国家警察（The Bureau of National Investigations）は、国家の安全保障にとって重大であると考えられる事案を処理し、国家安全保障省（The Ministry of National Security）に直接報告した。警察は、アクラに、殺人、法医学、家庭内暴力、人身売買、ビザ詐欺、麻薬及びサイバー犯罪に対応した専門部隊を配置している。しかしながら、首都以外では、場所、車両その他の機器が不足しているために、そのような部署が設置されていない。GPSは（2010年）5月、警察官、住居、車両及び機器を増加させ、新たな訓練学校を設立するために、5か年戦略計画を発表した。」[1a](セクション1d)

警察

9.03 ガーナ警察庁（GPS）公式ウェブサイト（日付なし、アクセス日：2012年3月20日）は、次のように述べている。

「警察庁の組織は、統制と公共の安全を求める声が強まってきていることに対応するため新部隊を立ち上げるなど、年々拡大してきた。警察庁の日常の運営は、首都アクラの警察本部に拠点を置く警察本部監察長官（Inspector-General of Police、略してIGP）の統一された命令及び権限下にある。IGPは、警察本部副監察長官によって補佐される。同じくIGPを補佐する機関に本部管理諮問委員会（Headquarters Management Advisory Board: (HEMAB)）がある... ガーナ警察庁は12の行政地域に分けられている。すなわち、アクラ〔首都〕、Tema, Ashanti, Brong Ahafo, Eastern, Volta, Western, Central, Northern, Upper East, Upper West and Railways, Ports and Harbour Regionsの各区域である。行政地域の下に、地区長官が指揮する51の警察地区、郡長官

が指揮する179の警察郡、及び署長が監督する651の警察署・駐在所がある。警察庁は2万3千人強の職員を擁しており、男性・女性の比率は4対1、警察官・市民の割合は1対1200となっている。」[31]

9.04 ジェーン・安全保障監視評価：ガーナ、治安及び外国勢力（2011年12月7日更新）はまた、「内務省にある警察関連部局には...犯罪捜査部（CID）、...薬物管理局（NCB）、...入国管理局、（及び）関税消費税局がある」と述べている。さらに、次のように説明する。「ガーナの関税消費税局は警察庁の一部として機能する。国境検問所は入国管理局（同局の下に国境警備部隊がある）と関税消費税局職員が配置されている。陸軍も限定的ではあるが、国境の安全パトロールを実施している...国家警察は、国家の安全保障を所管し、行政府に直接報告する。国家警察は、前大統領Jerry Rawlings が1991年に政権を掌握する以前に国の安全保障に関する事項を処理していた、軍事情報・安全保障部にとって代わった。」[30b]

9.05 軍隊の民主的統制のためのジュネーブ・センター（DCAF）の報告書「西アフリカにおける安全保障部門及び性別問題：ガーナの項」（2011年12月16日付）には、次の記載がある。

「警察庁には現在2千人を超える女性がいます。これはアフリカの他の国々と比べて高い数値ではあるものの、女性は依然として、警察官の12.0～14.0%、全警察職員の15.3～20.0%を占めているにすぎない（比率は使用するデータによって決まる）。また、警察内での女性の採用、訓練及び昇進についてはほとんど進展が見られない。特に、女性は一般職員の16.6%を占めるものの、上級警察官の中ではわずか10.3%を占めているに過ぎない。」[78](104頁)

警察の腐敗

9.06 ビジネス反腐敗ポータル「ガーナ国別情報のページ（2012年4月更新）」には、「ガーナ警察は、ガーナにおいて最も腐敗が進んでいる機関の一つである考えられており、企業は、警察が商品の輸送の他、裁判所事項や車両登録を処理する際、賄賂を要求する可能性があることを承知しておくべきである。」と記載されている。[67]

9.07 ガーナの非営利機関である「ガーナ・インテグリティ・イニシアティブ」（同ウェブサイトによれば、この機関は『トランスペアレンシー・インターナショナルの地方支部』である）が実施した調査（2011年12月発刊）は、「腐敗の影響を受けていると認識される機関」という表題のリストの第1位に、5点中4.6点（5点は「極度に腐敗している」状態を意味する）の評点がつけられた警察庁を挙げた。詳細情報については、下記リンク先の新聞記事を参照されたい。

<http://www.tighana.org/giipages/giineews.php?idnews=44> [68]

また、調査報告書を参照したい場合は、下記リンク先にアクセスされたい。

<http://www.tighana.org/giipages/publication/Voice%20of%20the%20people%20Survey.pdf>

9.08 ガーナウェブの記事「警察の腐敗慣行について、ドライバーを非難—警察広報官が語る」（2012年3月14日付）は、次のように述べている。

「ガーナ警察庁は同国で最も腐敗が進んだ機関の1つであるとの悪評を得てしまったかもしれない。しかし、同庁の広報部長代理Cephas Arthurは、腐敗が認識されるのは、警察業務の大半が人目につくからである、と語る。『その理由は、我々は常に国民と接触しているからである。誰もが旅行し、悪い警察官が路上に立って賄賂を受け取れば、それが目に入る。しかし、その警察官が企業組織の中で大金を受け取っても、誰も目にすることはない。』同氏によれば、この発言は、一部の不従順かつ墮落した警察官が行っていることを正当化しようとしているのではなくて、事実を明確にすべきである、つまり、警察が最も腐敗の進んだ機関ではないかもしれない、ということを訴えようとして行ったものである。ただし、同氏は、約2年前に立ち上げたイメージ浄化運動を引き合いに出して、組織からこうした不心得者を絶えず排除しようとしている、と語った。また同氏は、批判の矛先を、法律違反を犯した後に

逮捕を避けようとして、警察官に喜んで賄賂を渡そうとするドライバーに向けた。」[8k]

腐敗の項も併せて参照されたい。

詳細情報については、ガーナ警察庁公式ウェブサイトを参照されたい。

http://www.ghanapolice.info/broad_formation.htm [31]

女性の項も併せて参照されたい。またドメスティック・バイオレンス（DOVVSU（ドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊）が提供する保護を含む）に関する詳細情報については、ドメスティック・バイオレンスの項を参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

軍隊

9.09 ジェーン・安全保障監視評価：ガーナ（2012年1月30日更新）は、「ガーナ国軍は、1,000人の海軍、2,100人の空軍及び陸軍5,800人の人員から構成されている。」と述べている。 [30a] (軍隊).

9.10 上記ジェーン文書は、次のように述べている。

「ガーナ国軍が以前政府に軍事介入した実績により、将来の政治的介入について懸念が生じたが、この西アフリカの国は、首尾よく自国軍を統制しているようである。ガーナ国軍（GAF）は現在、西アフリカ地域で最も専門的であると考えられており、国連及び西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）と連携した平和維持活動に特化してきた。」 [30a]

9.11 クロニクル紙の記事「国軍がエリート部隊に対する野党の懸念を和らげる」（2012年3月9日付）（AllAfrica.com 経由でアクセス）は、次のように述べている。

「ガーナ国軍の広報部長であるAtintande Mbawine大佐は、野党である新愛国党（NPP）の指導者層の一部が、ガーナ国軍内に、その野党指導者たちが特殊部隊と呼ぶ部隊が組成されていることについて抱いている懸念を和らげた。NPPは政府に対して、特殊部隊は、1992年憲法で禁止された後でも、なぜガーナ国軍内に存続し続けるのかについて明確にすることを求めた。独立55周年記念日パレードに参加した陸軍、海軍及び空軍の正規将校とは別に、同一部隊から特殊部隊も行進に加わっていた。新愛国党は、特殊部隊がなぜ組成されたのか理解するのは困難である、と説明していた。NPP代表Nana Akufo-Addoの報道官であるMustapha Hamidは、特に選挙の年に、エリート部隊を組成することは、政府の悪意の表れであると懸念を表明した。」 [32]

国軍による人権侵害

9.12 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「警察の残虐行為、腐敗、職務怠慢及び不処罰は問題であった。容疑者を起訴する際の遅れ、警察が犯罪者と共謀しているという噂、そして警察の無能が世間に広く認知されていることを背景に、年間を通じて自警団による暴力が増加した。また、警察が民間の債務取り立て屋となって金銭を巻き上げた事例、違法な検問を設けた事例、勾留こう者と取引関係があり、不満を抱く者から賄賂を受け取る見返りに市民を逮捕する事例について信用できる報告もあった（第4項参照）。低賃金であり、しかもそれが期日通りに支払われない時もあるといった状況が、警察の腐敗を助長した。政府は2010年7月1日、単一賃金表体系制度を導入し、全警察官の給与を増加させた。」 [1a](セクション1d)

恣意的な逮捕及び拘禁

9.13 2010年USSD報告書は、「憲法及び法律は、恣意的な逮捕や勾留からの保護を規定しているが、政府はこれらの禁止規定に違反することが頻繁にあった。」と述べている。[1a](セクション1d)

9.14 アムネスティ・インターナショナルの2011年年次報告書「世界の人権の現状」（2011年5月13日公表）は、「個人は、法が許容する期間より長く警察に勾留された。警察の留置所は過密状態で、衛生状況も悪かった。また、勾留者は、食糧や水を家族に依存することが度々あった。」と述べている。[4a]

9.15 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「法律は、逮捕に当たっては令状が必要であること、及び逮捕後48時間以内に罪状認否手続を行うことを定めている。しかしながら、人々は令状なしで逮捕され、また、起訴されることなく48時間以上勾留されることが多かった。警察は、令状を更新することにより、又は調査が行われている間、単に令状を期限切れの状態にしておくことにより、一部の受刑者を無期限で勾留した。憲法は、勾留された者に、勾留の理由及び弁護士と相談する権利があること（その者が失業中又は貧困者の場合、弁護士費用は国家が負担）を、その者が理解する言語で、直ちに伝えなければならないと定めている。政府は必ずしもこれらの権利を遵守しているわけではなかった。一部の例外はあるものの、弁護士は通常、迅速に割り当てられた。当局が受刑者の家族に収監について伝えないことは日常茶飯であった。法律により、裁判所が決定する『適切な期間』内に、裁判を受けなかった勾留者を、無条件で又は後日出頭させるようにするために必要な条件を付けて、釈放することが義務付けられている。しかしながら、実際には、この規定が守られることはまずなかった。」[1a](セクション1d)

9.16 国連拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、次のように述べている。

「当委員会は、締約国（ガーナ）が、正当な手続き（全ての被勾留者が有する権利...勾留後直ちに被勾留者が理解できる言語で被勾留者の権利を知らせてもらう権利、及び逮捕後48時間内に裁判官の前に出頭する権利を含む）を確実に遵守するために講じた措置に注目している。また、一部の警察署の中に、閉回路テレビ（CCTV）を据え付けた取調室を試験的に設置したことにも留意している。しかしながら、当委員会は、警察が逮捕後48時間以内に裁判官の前に容疑者を出頭させないという報告や一部の警察官が再勾留の令状を自ら署名して、容疑者を直接収監した疑いが持たれているという報告について懸念を表明する。」[77](3頁)

拷問

9.17 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々」のガーナの項（2010年4月7日付）には、「拷問や肉体的虐待には憲法上の禁止規定があるが、凶悪犯罪の疑いをかけられた被勾留者が、警察の留置場で暴行を受けたと報じられた事例があった。これは近年増えてきており、その加害者が責任を問われることは稀である。」と記載されている。[6b] (市民の自由)

9.18 2010年USSD 報告書は、次のように述べている。

「憲法や法律は、このような慣行を禁じている。ただし、警察が、容疑者や受刑者その他の市民を、殴打し虐待したという信じよう性のある報告があった。警察の留置場における容疑者への激しい殴打は、全国で行われたと報じられているが、公式ルートでは報じられないのが通常であった。警察は一般に疑惑を否定したか、実力行使は正当化されたものであると主張した。1年を通して、いくつかの非政府機関（NGO）、法律家及び社会団体は、過度に実力行使する警察を、公に非難した。2009年、そうした団体が警察本部監察長官(IGP)に、虐待に関与した治安職員に対し行動を起こすように要請した結果、年間を通じて意識向上運動が

展開され、そのような職員の処分が行われることにつながった。」[1a](セクション1c)

- 9.19 国連拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、次のように述べている。

「当委員会は、拘禁中に拷問が行われる可能性は高いとした締約国（ガーナ）の発言に深刻な懸念を抱いている。当委員会は、刑事収容施設職員に責任を取らせ、拷問を受けた人々を救済することを含め、こうした慣行を止めさせるために、何をすべきかについて問題を提起した。当委員会は、棒たたきや鞭打ちを認める法律の存在を憂慮しているが、実際には、そのような行為があまり行われていないことに注目している。」[77](4頁)

超法規的な殺害

- 9.20 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「政府やその職員が政治的な動機に基づく殺害を犯したという報告はなされていない。しかしながら、年間を通じて、治安部門が行う過度の実力行使により、武装した犯罪容疑者その他の者が数名死亡した。4月28日、Eastern州Koforidua刑務所の被収容者が、病院へ搬送される途中で死亡した。ガーナ刑務所管理局内にある犯罪記録室によると、被収容者は、病気で亡くなった。しかしながら、ある現地新聞が、受刑者は拷問中に受けた怪我が原因で死亡したと非難した。検視は行われなかった。ガーナ警察庁が病院職員からなされた検視の要請を、適正な手を踏んでいないとして拒否したためである。」[1a](セクション1a)

- 9.21 クロニクル紙の意見記事「ガーナ：警察は暴力行為のつけを払うべきである」（2012年1月16日付）は、次のように記載している。

「クロニクル紙は、1992年憲法で表現と結社の自由が保障されているにもかかわらず、警察官は一般公衆に暴力を加える際に決して容赦しなかった、と厳然として報じることができる。」
「2010年監査長官報告書には、警察庁職員が犯した過失で、無実の市民の命が奪われ、その家族が裁判所に訴えて、国家に損害賠償金を支払わせることに成功した事例を一つひとつ、くどくどと列挙されている。」

「同報告書に記載されている訴訟判決86件の内、10件は警察の暴力を取り扱っている。記載されている最初の警察事案では、国家は、警察に銃殺されたEdward Bentumの家族に13,500セディを支払った。」

「2010年2月26日、国はAkim Ofoaseでの警察の暴力によるKwadwoの死亡に関して、賠償金として11,812セディを支払った。」

「2010年1月28日、監督官及び会計課長室は警察官に撲殺されたDaniel Mensahの家族に35,000セディを支払った。また、国家は、警察官の無謀な行為を原因とするVictoria Dunukuの路上事故に関して、5,200セディを支払った。」

「車両は盗難されたものではないと立証された後で、警察がその車両を返却しなかった事案に関し、判決債務として96,000セディという歓声の上がるような金額が支払われた。2010年8月26日、国家は、Nkawkaw-Kumasi道路上で警察官の無謀な運転により引き起こされた事故の賠償金として、399,485.66セディを支払わなければならなかった。」

「2010年監査長官報告書に記載されている賠償金に関して、支払いの正当性にかかる根拠が、国家に賠償金を支払わせることを余儀なくさせた警察の不祥事に求められるその他多数の事案がある。」[32c]

苦情申立て方法

- 9.22 人権及び行政の正義に関する委員会(CHRAJ)の報告書は、CHRAJの委任事項を、次のように概説している。

「ガーナの当委員会は、1つの委員会の中に様々な使命、すなわち、a) 人権機関、b) オンブズマン（行政監察機関）、c) 反腐敗機関としての機能が盛り込まれた国家機関のモデルを示している。」CHRAJ報告書にアクセスするためには、以下のリンク先を参照されたい。

http://www.thecommonwealth.org/Shared_ASP_Files/UploadedFiles/783FC49E-D904-4AC4-BD55-785E4EF00E0C_GHANA.pdf [82]

- 9.23 2010年USSD 2010報告書は、次のように述べている。

「CHRAJは、人権侵害、公的部門の腐敗及び職権乱用を調査し、立証された違反者に対する罰則処置を勧告する権限を有している独立行政委員会である。...個人が政府機関または民間会社を相手取って提起した事案を仲裁し解決したCHRAJは、政府による何のあからさまな干渉もなく、機能した。ただし、批評家の中には、程度が甚だしい腐敗を独立して調査する能力に、疑問を呈する者もあった。その最大の障害は、十分な資金がないことで、それにより、低賃金や労働条件の悪化に加え、その職員の多くが他の政府機関や非政府機関に転出する結果を招いた。とは言っても、CHRAJに対する公衆の信頼が高いことから、その職員の仕事量が増加することとなり、そうした職員の給料は、慢性的な資金不足や管理上の問題によって、遅れることが多かった。」 [1a](セクション4 及び 5)

- 9.24 ガーナ警察庁公式ウェブサイト（日付なし、アクセス日：2012年4月18日）は自身の捜査活動について、以下のように説明している。

「以前はガーナ警察庁の監視捜査部局（MIU）であった、警察情報及び職業基準部局（Police Intelligence and Professional Standards Unit, 略してPIPS）は、警察官の行動に関する公衆の苦情を受け付け、調査するために設置された...同部局は副警視総監がトップとなっている。」 [14a]

- 9.25 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々」のガーナの項（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「治安部門による人権侵害の場合、不処罰状態が依然として問題である。警察情報及び職業基準部局（PIPS）は、人権侵害に関する苦情を受け付け、調査している。PIPS は、警察の説明責任に関する以前の仕組みより効果的であると考えられているが、警察と裁判官が癒着していることから、裁判手続が妨げられ、訴訟事案の延期が長引くことが多かった。.... 警察内での腐敗はありふれているものの、CHRAJ又は重大不正監視局による捜査は依然として行われる可能性が低い...軍による人権侵害事案も、処罰されないま、或いは裁判にかけられる前に数ヵ月若しくは数年もの間、法務長官室で据え置かれたままとなる可能性がある。2007年3月、兵士3人が、自分たちの命令に背いたとして21歳のEvans Kusi を殺害したとされる注目を集めた訴訟事案は、メディアがその事件に関する公衆の意識を高めようと努力した結果、裁判外で和解しようとした試みが挫かれ、最終的に法廷での審理を命じられた。それでも、兵士の内の2人は、保釈され、法務長官は、2008年の間中ずっと裁判を先送りにしたままであった。」 [6b] (法の支配)

- 9.26 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「33名から成る警察情報及び職業基準部局（PIPS）は、人権侵害と警察の不法行為を調査した。PIPSは2010年に1034件の新たな事案を受領した。この内、430件が終了し、残りの604件は年末現在で調査中である。年末現在で調査されている604件の中に、ハラスメント（嫌がらせ）に関する苦情100件、非合法的逮捕37件、及び人権侵害に絡んだ警察の残虐行為容疑にかかる事案46件が含まれていた。」 [1a](セクション1d)

司法制度の項も併せて参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

10. 兵役

10.01 CIAワールド・ファクトブック国別情報：ガーナの兵役及び任務の項（2012年4月13日最終更新）には、「志願制による兵役対象は、基礎教育終了の認定書を有する18～26歳の者。徴兵制はない。（2011年）」と記載されている。[3]

10.02 ガーナ国軍のウェブサイト（日付なし、アクセス日：2012年4月20日）は、ガーナ国軍の2012年新兵募集条件に関する情報を提供している。その条件は、出生時にガーナ国民であること、善良な性格を有すること、健康であること、結婚又は婚約していないこと、及び最低身長は男性で167センチ、女性で157センチとなっている。[80]

10.03 年齢に関して、同じ情報源は、「... 正規任務については、2012年3月31日までに20歳以上25歳以下であることとし、短期任務については、2012年1月31日までに30歳以下であること」と記載している。利用者は、この情報がCIAワールド・ファクトブックに引用されている前記情報と異なっていることに留意すべきである。

詳細情報については、下記リンク先を直接参照されたい。

http://www.gaf.mil.gh/index.php?option=com_content&view=article&id=82:recruitment-into-the-ghana-armed-forces&catid=76:recruitment&Itemid=107

目次に戻る
資料目録に進む

11. 司法制度

11.01 ガーナウェブのウェブサイトにある「司法」と題された頁には、以下のような説明がある（アクセス日：2012年4月16日）。

「ガーナの裁判所は、1992年憲法に基づき、自律性を増して活動してきたが、特にメディア関連の訴訟事案においては、依然として政府の影響を受けやすい状況にあった。ガーナで有効な民法は、コモンロー、衡平の原理、及び1874年に英国で有効であってその後の布告で改正された一般法に基づいている。しかしながら、ガーナの慣習法は大半が個人、家庭及び契約の関係に基づいている。刑法は英国刑法を母体とし、その後改正された1960年刑事訴訟法に基づいている。司法制度の上級裁判所は、最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所及び州裁判所から構成される。下級裁判所は、巡回裁判所、巡回審判所、コミュニティ裁判所及び法律で指定されるその他の裁判所から構成される。」[8j]

組織

11.02 ガーナ政府公式ポータルの司法の項（日付なし、アクセス日：2012年4月16日）には、次のように記載されている。

「司法は民事及び刑事の全ての事案についての管轄権...及び議会が法律により司法に付与するその他の管轄権を有する。司法は、(i)最高裁判所 (ii)上訴裁判所 (iii)高等裁判所及び州裁判所から構成される上級裁判所から成る。」

「憲法によれば、最高裁判所は裁判長とその他9名以上の最高裁判所裁判官から構成される。現在、裁判長と10名の裁判官から成るガーナ最高裁判所は、最終の上訴裁判所であり、憲法の実施又は解釈に関する事項の管轄権を有する。」

「裁判長とその他10名以上の裁判官から成る上訴裁判所はあらゆる判決、布告又は高等裁判所命令にかかる上訴を審理し、判決を下す管轄権を有する。高等裁判所は、裁判長、その他20名以上の裁判官、及び裁判長が署名した書面により、任意の期間、高等裁判所裁判官として務めることを要請するその他の上級裁判所裁判官から成る。高等裁判所は、（国家）反逆罪に関係するものを除く全ての民事及び刑事事件の管轄権を有する。」

「下級裁判所：議会が法律により設置する下級裁判所又は審判所。州裁判所は裁判長、議長1名、及び裁判長の書面により定めた期間、州裁判所の審理員として裁判長が指名する構成員（弁護士であるか否かを問わない）で構成される。」 [57]

11.03 ガーナウェブは、ガーナの裁判所に関する詳細情報を次のように提供している。

「最高裁判所は、ガーナにおける最終の上訴裁判所であり、民事及び刑事の全ての事項に管轄権を有する。また、憲法の実施又は解釈に関する全ての事項について、排他的な本来的管轄権を有し、法律制定時の議会、及びその他の機関による権限の逸脱又は濫用に関する事項に対して管轄権を有する。さらに、国家の治安にとって有害となり得るため、公的文書を裁判所に提出することを禁止すべきかどうかを決定することに関する排他的管轄権を有する。最高裁判所は、上訴裁判所、高等裁判所（大逆罪又は反逆罪に関係するもの）、国家首長会議司法委員会からの上訴を審理し、全ての裁判所及び判決当局に関する監督権限を行使する。最後に、最高裁判所は、ガーナ大統領からの委託を受けて、赦免に関する最終の上訴裁判所（違反行為又は犯罪に対して制裁を科す裁判所によるものかどうかを問わない）としても機能する。」

「上訴裁判所は、全ての民事又は刑事事項において、高等裁判所（反逆罪又は大逆罪に関係するものを除く）、州裁判所及び巡回裁判所からの上訴に対して判決を下す。」

「...高等裁判所は、憲法他の条項に従うことを条件として、全ての民事及び刑事事項に対する管轄権、憲法が保障する基本的人権と自由を実施する管轄権、幼児に関連して付与された管轄権、精神疾患患者に関する管轄権、海事事項に関する管轄権を有する。高等裁判所は、巡回裁判所からの刑事事件に関する上訴の管轄権、郡裁判所及び少年裁判所に関する管轄権、憲法に従い付与されたその他の管轄権を有する。また、海賊行為に関する独占的な管轄権を有するが、反逆罪又は大逆罪に関係する事項については管轄権を有していない。また、全ての下級裁判所及び全ての下級判決当局に対する監督権限を有している。」

「州裁判所は、刑事事項において高等裁判所と同じ管轄権を有する。州裁判所は特に裁判法により、1960年刑法（法29）の第III編第4章に該当する事項、1993年関税、物品税及び防止業務管理法（PNDCL 330）、1975年所得税法（SMCD 5）、1990年麻薬（統制、執行及び制裁）法（PNDCL 236）及び重大な経済詐欺及び国家の資金若しくは資産の喪失に関係するその他の犯罪に関する事項を審理する権限を付与されている。」

「...巡回裁判所は、次の(i)～(vii)に関する民事事件に管轄権を有する。(i) 請求金額が1億セディ以内の対人訴訟 (ii) 賃貸中に提起された土地の所有権に関する賃貸人、賃借人間の訴訟 (iii) 土地の所有権、占有権又は土地の権原に関する事項 (iv) 幼児の後見人の指名及び幼児の監護に関する命令に関する事項 (v) 不動産の放置、譲渡若しくは留置及び保全、又は契約違反若しくは不法行為の阻止を求める差し止め命令又は命令の許可 (vi) 巡回裁判所が下した命令の執行に付随する土地その他の資産に関して、競合権利者確定手続による救済の申請 (vii) 遺言書及び死亡者の不動産に係る遺産管理に関する文書の承認、並びに巡回裁判所の管轄内に常居所を有していた死亡者、及び死亡した時点で1億セディを超えない不動産や財産

の相続に関する訴訟及び事件。また、巡回裁判所は、反逆罪、起訴による裁判が可能な違反及び死刑が適用可能な犯罪を除く全ての民事事件に管轄権を有する。」

「郡裁判所は、次の(i)～(viii)に関する民事事件に管轄権を有する。(i) 請求金額が5千万セディ以内の対人訴訟 (ii) 不動産の放置、譲渡若しくは留置及び保全、又は契約違反若しくは不法行為の阻止を求める差し止め命令又は命令の許可 (iii) 郡裁判所が下した命令の執行に付随する土地その他の資産に関して、競合権利者確定手続による法的救済の申請 (iv) 賃貸人と賃借人の間の問題 (v) 価値が5千万セディ以内の不動産の所有権又は占有権に関する訴訟 (vi) 離婚その他婚姻上の原因若しくは問題及び子供の親権と監護に関する訴訟 (vii) 遺言書及び死亡者の不動産に係る遺産管理に関する文書の承認、並びに死亡した時点で資産価値が5千万セディを超えない不動産や財産の相続に関する訴訟及び事件 (viii) 少年少女に関する事項。郡裁判所は、1998年児童法に基づく訴訟に関して判決を下す管轄権を有し、同法に基づき家庭裁判所に付与された権限を行使する。郡裁判所は刑事事件に関する管轄権を有しており、犯罪、犯罪未遂、罰則ポイント500点以内の罰金若しくは2年以内の懲役又はその両方を科せられる犯罪に関する教唆又は共謀、死刑若しくは無期懲役が適用可能な犯罪又は第1級重罪と宣言される犯罪を除くその他の犯罪について、略式で裁判を行う。」

「法459（改正分を含む）の第49条に基づき少年少女に関係する事件における郡裁判所の管轄権...裁判長は郡裁判所を少年裁判所に指定することができる。少年裁判所は、18歳未満の少年少女が関与する民事又は刑事事件を審理し、判決を下す権限を有している。」 [58]

11.04 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書（2010年USSD報告書）：ガーナ」（2011年4月8日公表）は次のように述べている。

「憲法と法律は、司法の独立性を定めている。しかしながら、司法は非効率的で、他者からの影響を受けやすく、かつ腐敗にさらされていた（第4項参照）。」

「軍のメンバーは、軍事裁判所で刑法に基づき別個に裁判にかけられた。民事裁判所と同一の権利を提供する軍事裁判所は、民間人を裁判にかけるとは認められていない。裁判所の混雑さを緩和し、司法の非効率性に対処するために、裁判外紛争処理（ADR）という代替手続があるにもかかわらず、裁判所は依然として遅延していた。ADRを実施するため、全国で調停者が研修を受けてきた。一部の裁判所には調停コーナーが開設され、司法部門内にはADR事務局が設置された。にもかかわらず、審理する事件に関して6ヶ月以内に結審を下すために創設された早期結審裁判所であっても、裁判が数年も続く場合があった。」

「首長権法は、村などの伝統的な首長に、現地で発生する問題を調停し、また離婚、子供の監護権及び地権争いなどの問題を扱う慣習的な部族法を執行する権能を与えている。ただし、伝統的な統治者当局は、裁判所や郡議会など公民的機関の権能が同程度にまで拡大されたため、その力を徐々に弱めてきた。」

「引退した最高裁判所裁判官が代表を務める司法上の苦情受付部局が、裁判所若しくは裁判官による不公正な扱い、違法な逮捕若しくは勾留、訴訟文書の紛失、裁判及び判決言渡しの遅延、及び裁判官の収賄疑惑など公衆の苦情に対処した。同部局は2009年中に345件の苦情を受け付け、その内294件が解決し、残りの51件は、年末時点で調査中であった。」 [1a](セクション1e)

ガーナの司法部門は独自のウェブサイトを持っている：<http://www.judicial.gov.gh/>

独立性

11.05 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」（2011年6月公表）は、次のように述べている。

「ガーナの裁判所は、1992年憲法に基づき、自律性を増して活動してきたが、腐敗は依然として問題になっている。乏しい資金のため、司法手続は妨げられ、低報酬の裁判官は賄賂を受け取りやすい。アクラ早期結審高等裁判所は、前政府職員を巻き込んだ腐敗事件の審理を特に任されているが、観測筋の多くは、Kufuor政権下で同裁判所が不偏性を保ち、正当な手続を尊重し得るかについて疑いを抱いた。2010年8月、NDC会長は裁判長に、司法部門から腐敗を『一掃する』か、或いは政府の介入を受けるよう促した。この発言を受けて、批評家は、司法の独立性を侵害することを試みているとしてNDCを非難した。」 [21c]

- 11.06 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「大統領は、国家評議会(このメンバーの大半も大統領が指名する)と協議し、議会(大統領の政党が普通は大多数を占める)の承認を得て指名する裁判長を含み、上級裁判所の裁判官全ての指名に、影響力を有している。最高裁判所の裁判官は、法務協議会の助言及び国家評議会との協議によって、大統領が指名する。加えて、憲法は、最高裁判所裁判官の最少人数は規定しているが、最多人数は規定していないので、実際に行われたことはないが、大統領は理論上、法廷に自分が望む限りの多くの裁判官を『詰め込む』ことが可能である。さらに厄介であるのは、与えられた事件を審理する最高裁判所の陪審団は、その業務に関して、憲法に定める最少9人の内から、『最高裁判所裁判官5人以上により正式に構成されている』ということである。憲法は、訴訟事案ごとに誰が裁判官を選ぶのかについては触れていないことから、慣例により、それは、裁判長の専管事項になってきた。従って、裁判長が、他の裁判官の政治的及び司法的傾向に基づき陪審団を選ぶことにより、特定の訴訟事案の判決を決定することが、理論上可能であり、さらに、大統領が、大統領と考えを同じくする裁判長を指名することにより、間接的にそのように仕向けることがまさに可能なのである。行政寄りの裁判官を通して、また、公判裁判官の判決に影響を及ぼす裁判長を通して行使された圧力によって、行政が訴訟事案へ介入した事例に関する未確認の報告があった。」

「2008年のAfrobarometerの調査において、ガーナ人の79%が、司法は腐敗しているという意見であった。」 [21b](法の支配)

- 11.07 ガーナの非営利機関である「ガーナ・インテグリティ・イニシアティブ」（同ウェブサイトによれば、この機関は『トランスペアレンシー・インターナショナルの地方支部』である）が実施した調査（2011年12月発刊）は、「腐敗の影響を受けていると認識される機関」という表題のリストの第5位に司法制度をあげ、5点中3.6点（5点は「極度に腐敗している」状態を意味する）の評点がつけられた。詳細情報については、下記リンク先の新聞記事を参照されたい。

<http://www.tighana.org/giipages/giineews.php?idnews=44> [68]

また、調査報告書を参照したい場合は、下記リンク先にアクセスされたい。

<http://www.tighana.org/giipages/publication/Voice%20of%20the%20people%20Survey.pdf>

- 11.08 バイブ・ガーナの記事「司法の独立性だけでは、法の支配を確保できない」（2011年9月20日付）は、次のように述べている。

「裁判長のGeorgina Theodora Wood女史は月曜日、法の支配を確保し、維持するためには、司法制度が全体として、外部のあらゆる関係者からの介入を比較的受けないことが必要不可欠であると語った。同裁判長は、司法部門の独立性に加え、個々の裁判所又は判決の独立性もなければならぬと述べた...ガーナ法曹協会会長のFrank Beecham氏は、社会に対して司法部門を建設的に批判するよう要請し、協会は腐敗した裁判官や弁護士との闘いに乗り出していると付け加えた。同会長は、司法部門に賄賂と腐敗の事例があることを認めたが、賄賂は「与える者もいれば、それを受け取る者がいる」相互行為であるとして、教会を含む全ての利害関係者に、司法部門の無規律性の対処に向けて支援するよう要請した。」 [59]

公正な裁判

11.09 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「憲法と法律は、公正な裁判を受ける権利を定め、司法は全般的にこの権利を実施する。しかしながら、司法は時として非効率的で、他者からの影響を受けやすく、かつ腐敗にさらされることがあった。被告人は推定無罪が適用され、裁判は公開される。また、被告人は、弁護士を同席させる権利又は弁護士が代理する権利（その費用は必要に応じ公費で賄う）及び証人を反対尋問する権利を有している。被告人とその弁護人は、その訴訟事案に関して政府が有する証拠を利用できると共に、控訴する権利を有している。さらに、被告は証人を出廷させ、証拠を提出する権利も有している。陪審員は、殺人の裁判の場合に利用される。法律は、上記の権利を全ての市民に付与している。実際面に、当局は一般にこれらの安全保護措置を尊重した。」[1a](セクション1e)

11.10 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、「弁護士依頼権は憲法で保障されている。しかしながら、弁護士を雇う費用や、ガーナの法律扶助制度の限られた能力及び資金、法的支援の利用可能性についての不十分な情報、及び多くの地域における弁護士不足によって、その効果は減殺されている。」と述べている。[21b] (法の支配)

11.11 国連拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、次のように述べている。

「当委員会は、訴訟手続における証拠の徴求について定めると共に、警察官又は国軍関係者以外の者が承認した独立証人が不在の時に作成された証拠文書は無効とする旨を定めた1975年証拠法令に関して、締約国(ガーナ)の代表者が提供した情報と説明を高く評価している...しかしながら、当委員会は、この規則が拷問には明示的に言及していないことに懸念を抱いている。また、拷問の下で得た自白は証拠として却下するというガーナ裁判所の決定に関する情報が不足していることにも憂慮している。」[77] (4頁)

腐敗の項も参照されたい。

刑法

11.12 ガーナ刑法（1961年1月12日公表）は、次のリンク先からアクセスすることができる。
<http://www.unhcr.org/refworld/country,LEGAL,,LEGISLATION,GHA,,44bf823a4,0.html> [60]

目次に戻る
 資料目録に進む

12. 逮捕及び拘禁－法的権利

12.01 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書」（2011年4月8日公表）は次のように述べている。

「法律は、逮捕に当たっては令状が必要であること、及び逮捕後48時間以内に罪状認否手続を行うことを定めている。しかしながら、人々は令状なしで逮捕され、また、起訴されることなく48時間以上勾留されることが多かった。警察は、令状を更新することにより、又は調査が行われている間、単に令状を期限切れの状態にしておくことにより、一部の被収容者を無期限で勾留した。憲法は、勾留された者に、勾留の理由及び弁護士と相談する権利があること（その者が失業中又は貧困者の場合、弁護士費用は国家が負担）を、その者が理解する

言語で、直ちに伝えなければならないと定めている。政府は必ずしもこれらの権利を遵守しているわけではなかった。一部の例外はあるものの、弁護士は通常、迅速に割り当てられた。当局が被収容者の家族に収監について伝えないことは日常茶飯事であった。法律により、裁判所が決定する『合理的な期間』内に、裁判を受けなかった被勾留者を、無条件で又は後日出頭させるようにするために必要な条件を付けて、釈放することが義務付けられている。しかしながら、実際には、この規定が守られることはまずなかった。」[1a](セクション1d)

治安部隊及び刑事収容施設の環境の各項も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

13. 刑事収容施設の環境

13.01 国連拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、刑事収容施設の環境について次のように述べている。

「当委員会は、過密状態と裁判前勾留の長期化の問題に対処するため、特にAnkafuに刑務所を建設したり、2007年に『すべてに正義を』プログラムを導入するなどの措置を講じたことに関して、締約国（ガーナ）が提供した情報に留意している。にもかかわらず、当委員会は、大半の拘置施設で記録されている占有率が高水準であり、締約国の報告書に、『極めて悲惨な状態』で『居住に適さない』と記載されている状況に憂慮している。また、職員不足、健康や衛生面における劣悪な状況、不十分な医療サービス、ベッドや食糧の不足に関する報告が絶えないことに特別の関心を持って注目している。この点に関して、当委員会は、被収容者の受け取る生活給付金が1米ドル未満であるために、被収容者は国家から1日に1度しか食事を提供されないということに留意している。さらに、当委員会は、少年犯罪人向けの少年拘置所の数に限りがあることやその施設が劣悪な状況にあることに関する報告に懸念を表明する。当委員会は、刑事収容施設内の死亡数が著しく減少（2008年の118人から2010年には55人に減少）したことを肯定的に受け止めているが、死亡の原因に関する情報が不足していることを残念に思っている。また、管理面で通常とは異なる立場にある移住者の収容に関する情報が不足していることも遺憾に思っている。」[77](5頁)

13.02 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書」（USSD報告書）（2011年4月8日公表）は次のように述べている。

「刑事収容施設の状況は、一般に過酷であり、生命に関わる場合もある。警察は、拘置中の容疑者を殴打した。刑事収容施設にいる者の多くは、元は植民地の砦、又は公的若しくは軍事施設であったが現在は使用されていない建物に収容されていた。換気や公衆衛生は悪く、標準以下の造りで、スペースや採光に限りがあった。被収容者の多くは、むき出しの床で眠らなければならないか、ベッドを交代で使わなければならない。55人もの被収容者が、12人向けの小部屋を共有するのが普通であった。2009年の刑務所管理局（Prisons Service）年次報告によると、13,778人の被収容者(刑事収容施設の1日平均)が、その人数の約3分の1を収容するために設計された刑事収容施設に収容されていた。CHRAJは、被収容者が罹る最も一般的な病気は、過密状態、栄養不足、換気の悪さが原因であると指摘している。医療施設は不十分で、刑務所は、最も基礎的な医療のみしか提供しなかった。被収容者は、追加の食糧、医薬品及びその他の必需品を家族又は外部の団体に依存した。CHRAJによると、被収容者の1日当たり食費手当は60ペセワ (0.40ドル) であり、CHRAJは低いと見ている。被収容者の食糧、寝具、浄水及び衣料は、常に不足していた。」

「国内の42の刑事収容施設には、女性の被収容者が189人、未成年者が121人いた。未成年者は成人とは別々に収容されているわけではなく、また、公判前の被勾留者も有罪判決を受け

た受刑者と同じ所に収容されていた。」

「受刑者と被勾留者は、相応に訪問者と面会することができ、宗教的な慣習も許されていた。当局は、受刑者と被勾留者が検閲を受けることなく司法当局へ苦情を申し立てること、及び非人間的な状態及び取扱いについての信用できる訴えを調査するよう要求することを許容した。しかしながら、受刑者による苦情の申立ては、日常的に行われるものではなかった。当局は非人間的な状態及び取扱いについての信用できる訴えを調査し、その結果を文書化した。非人間的な取扱いについての訴えがなされるたびに、訴えられた職員はその訴えに対応することを求められた。刑務所当局が当該職員の対応に納得しない場合、内部調査が行われ、懲戒処分勧告が刑務所管理局長に提出される。」

「政府は、正式なオンブズマン（行政監察官）及び刑務所管理局の福利厚生部門としての役割を果たしているCHRAJが、刑務所の状況に関して独立した監視を行うことを許容した。年間を通じて、CHRAJは、国内にある42の刑務所の内28か所と被収容者作業キャンプを監視した。CHRAJ及びその他のNGOは、被収容者が起訴されている罪状に科される最長刑罰を超えて服役することがないよう、受刑者と被勾留者に代わって非人間的な過密状態を緩和させるため、未成年犯罪者の勾留の状況と環境に対処するため、及び公判前の勾留、保釈、及び記録管理手続を改善するために尽力した。」

「また、政府は、赤十字国際委員会など国際人権グループによる独立した監視も許容したが、年間を通じてそのような立ち入り調査が行われたことはなかった。」

「刑事収容施設の過密状態を緩和し、司法手続を加速化するため2008年に開始された『すべてに正義を』プログラムに基づき、Eastern 州のNsawam Medium Security刑事収容施設では年間で204人の被収容者が釈放された他、国内で251人の被収容者が保釈された。」 [1a](セクション1c)

13.03 軍隊の民主的統制のためのジュネーブ・センター（DCAF）の報告書「西アフリカにおける治安部門及び性別：ガーナ国」（2011年12月16日付）は、次のように述べている。

「女性職員は刑務関係の中で相当な割合を占めており、全職員の約28.1%、下級職員の29.5%以上を構成している。階級に関して、女性は過少評価されており、上級レベル職員に占める割合は13.8%にすぎない。刑務所勤務女性協会（PRILAS）は2006年に設立された。刑務関係に従事する職員は国際関係者からある程度の訓練を受けてきたが、性別問題に関する組織的な訓練はない。また、組織内に、ジェンダー（性別問題にかかる）政策、セクシャル・ハラスメント政策又はジェンダーに対応した行動規範の存在を確認することができない。ただし、男性と女性の刑務官を分別する厳格な方針は整備されている。従って、刑務所は男性用と女性用とで別れており、女性用刑務所では女性刑務官だけが勤務できる。ガーナの被収容者の内、女性は2.3～3.7%を占める。女性被収容者に固有のニーズ、特に子供や妊娠に関しては、ある程度考慮に入れられる。ただし、この分野におけるデータは限定されている。監督という観点からは、刑務所管理協議会が大統領に、刑務所制度の政策、運営及び維持にかかる側面について助言している。外部による検証という点では、人権及び行政の正義に関する委員会(CHRAJ)が定期的に刑事収容施設を訪問し、被収容者の人権が守られていることを確認している。しかしながら、刑務所内の人権侵害の事案に対応するための手続が明確には説明されていない。」 [78](110頁)

13.04 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「ガーナの刑務所はひどい超過密状態である。2008年、同国の刑務所は、公式には約8,000人の被収容者を収容する能力を持っていたが、実際は14,000人以上を収容していた。ガーナの人権及び行政上の正義に関する委員会(CHRAJ)は、寝具や医療の点において、被収容者の権利は

侵害されていたと報告した。被収容者に時折与える一律赦免以外には、過密問題に対処する措置がほとんど講じられてこなかった。Kufuor政権が最後に行った行為の1つは、500人の被収容者に恩赦を与えることであった。少年犯罪者に対し、長期の懲役刑を科すことは当たり前のことであり、裁判官は、拘留を伴わない刑を科す選択権を有することも度々あるが、そのようにすることはほとんどない。過密になるもう1つの理由は、『合理的な時間』内に裁判を受けるべきであることを、規則上要求しているにもかかわらず、数年間再拘留されたままでいることの多い、公判前の被拘留者が多数存在することである。2008年10月現在、公判を控えた被拘留者は刑事収容施設に収容されている者全体の約29.7%を占め、2003年の約22%から増加した。」[21b](市民の自由)

13.05 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」（2011年5月12日付）は、「拘置所は過密状態に悩まされており、生命に関わる状況に陥る場合も多い。過密状態の緩和を目指して政府が2008年に導入した政策により、裁判にかけられずに長期間再拘留されていた一部の受刑者が釈放されることになった。2009年に1,021人の受刑者が大統領恩赦を与えられたことで、刑務所の環境に関する緊張状態が若干緩和された。」と述べている。[21c](政治的権利及び市民の自由)

13.06 ガーナ放送協会の記事「ガーナ拘置所の状況の改善を求める」（2011年10月付）は、次のように述べている。

「ガーナ証券取引委員会理事会会長のEmmanuel Dankwa教授は、刑務所の環境を人間味のあるものにしようとするような改革を国が実施すべきであると提言した。同教授は、刑務所が過密状態であり、大抵の場合、裁判所によって有罪と証明できなかった人で溢れている、と語った。また、司法が正義と迅速結審裁判を定める法を公正に適用しなければならないとも語った。政府はまた、絶えず増加し続ける被収容者を収容するため、刑務所を増設する政策をとらなければならない。」[33]

13.07 国際刑務所研究センターの「世界の刑務所の概要：ガーナ編」（日付がないが2010年頃。アクセス日：2012年3月21日）には、以下の記載がある。

国名	ガーナ
所管省	内務省
刑務所の管理	ガーナ刑務所管理局
連絡先	Prisons Headquarters, PO Box 129, Accra, Ghana 電話：+233 21 760093又は760094 ファックス：+233 21 772865 ウェブサイト： prisons@4u.com.gh Michael Kofi Banisah 局長
刑務所管理の責任者 （及び役職）	
刑務所被収容者総数（公判前拘留者/再 拘留受刑者を含む）	2010年8月9日時点 13,573 人 （ガーナ刑務所管理局による）
刑務所被収容者比率 （国内人口10万人当たり）	56 人 2010年8月時点の推定国内人口24.2百万 人（国連数値による）に基づく。

公判前勾留者/再勾留収容者比率 (刑務所被収容者総数比：%)	28.6%	(2009年10月5日時点)
女性収容者比率 (刑務所被収容者総数比：%)	1.9%	(2009年10月5日時点)
少年/未成年/若者収容者比率 (刑務所被収容者総数比：%)	0.8%	(2009年10月5日時点－18歳未満)
外国人収容者比率 (刑務所被収容者総数比：%)	4.5%	(2009年10月5日時点)
刑務所数	42	(2010年)
刑務所全体の公式収容人数	7,875人	(2010年8月9日時点)
占有率(公式収容人数に基づく)	172.4%	(2010年8月9日時点)
刑務所被収容者数の最近の推移 (左列：年、中央列：刑務所被収容者総 数、右列：刑務所被収容者比率)	1995 7,727 (45)	
	1998 8,364 (45)	
	2001 10,444 (53)	
	2004 11,581 (54)	
	2007 13,335 (58)	

[34]

14.死刑

14.01 ザ・デス・ペナルティ・プロジェクト(翻訳者注：死刑判決を受けた人々の人権の促進、擁護に取り組んでいる組織)の「ガーナの国情」(日付なし、アクセス日：2012年3月7日)は、次のように述べている。

「ガーナは、依然として法律で殺人、国家反逆及び武装強盗に対して死刑を科すことはできるものの、1993年以降、誰に対しても死刑を執行したことはなく、従って、事実上廃止の方針をとっている又は運用上廃止していると考えられている。2009年には、少なくとも7件の死刑宣告が行われたが、1件も執行されていない。ガーナは、死刑適用の一時停止の採択に関する2007年及び2008年の国連総会決議で、投票を棄権した。ガーナは2000年以降、市民的及び政治的権利に関する国際規約(ICCPR)の締約国となっているが、死刑廃止を目指すICCPRの第2選択議定書(1989年)については署名も、批准もしていない。」 [1a]

14.02 ハンズ・オブ・ケイン(翻訳者注：死刑廃止を支持するイタリアの人権団体)のウェブサイトにあるガーナのパージ(日付はないが、2011年12月頃)は、死刑に関するガーナの立場を「事実上廃止している国」と分類し、1993年7月を最後の死刑執行日と記録している。しかしながら、同情報源は、アムネスティ・インターナショナルからの情報を引用して、ガーナには2011年12月31日現在で死刑囚が123人いると記載している。また、同情報源は、次のようにも述べている。

「死刑は、1874年、ガーナに英国のコモンローが導入されて以来、ガーナの法令集の中にあつた...ガーナは、依然として武装強盗、国家反逆及び第1級殺人に対し、死刑を科している...憲法第72条に基づき、大統領は特赦権を行使し、恩赦を与えることができる...人権擁護活動家及びガーナ法曹協会によると、前大統領Jerry Rawlingsが冷酷な軍事政権を敷いていた1984年から1993年の間に少なくとも155人の人々が処刑された。その多くはクーデターを企てた兵士であつた。」

「同国で初めて選挙により政権が委譲された2000年大統領及び議会選挙の結果、John Kufuorが、初めはクーデターの首謀者として、次いで1992年以降民主的に選出された大統領として

20年以上もの間政権を掌握してきたJerry Rawlingsから政権を引き継いだ...2000年4月、100名の人々が死刑から終身刑に減刑された。2001年2月、当時の法務大臣で現在の外務大臣であるNana Akufo-Addoは、死刑反対を公然と口にした。最後の死刑執行が（1993年7月に）行われてからほぼ10年が経過した2003年6月、『やさしい巨人』の異名を持つJohn Agyekum Kufuor大統領は、少なくとも10年は死刑の執行待ちの状態であった179人の受刑者に恩赦を与えた...武装強盗又は殺人で有罪判決を受けていた12人の受刑者が銃殺隊によって処刑された1993年7月以来、死刑執行は行われていない。また、死刑は絞首刑によっても執行できるが、ガーナで最後の絞首刑は1968年に行われた...内務省の声明によると、2007年3月6日、ガーナのJohn Kufuor大統領は、独立50周年を記念して、1,206人の受刑者の刑を赦免又は減刑した。死刑の執行待ちであった36人の受刑者は終身刑に減刑された...終身刑で服役していた3人の受刑者は、懲役期間を20年に短縮された。また、比較的短い懲役刑で服役していた1,167人の拘留者は釈放された、と声明文に記載されている。」 [81]

- 14.03 アムネスティ・インターナショナルの報告書「2011年死刑と執行」（2012年3月27日付）は、次のように述べている。

「1993年以降ガーナで死刑は執行されていないものの、2011年には女性1人を含む4件の死刑宣告が新たに行われた。女性4人を含む138人の人々が現在、死刑の執行待ちである。死刑宣告は10年経過後に終身刑に減刑される場合がほとんどである。ガーナの憲法改正委員会は、12月20日に提出したその最終報告書で大統領に、新憲法では死刑を廃止すべきであると提言した。憲法改正で死刑を廃止する場合、国民投票による承認が必要となる。」 [4b](48頁)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

15. 政治的所属

人権機関、人権団体及び人権擁護活動家並びに演説とメディアの自由の各項も併せて参照されたい。

政治的表現の自由

- 15.01 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書」（2010年USSD報告書）（2011年4月8日公表）は、「憲法及び法律は、人民に政府を平和的に変える権利を付与しており、人民は、普通選挙に基づき行われる、定期的、自由かつ公正な選挙を通じて、この権利を実行した。」と述べている。 [1a](セクション3)
- 15.02 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」（2011年5月12日付）は、次のように述べている。
- 「ガーナは選挙による民主主義の国である。2008年12月の大統領及び議会選挙は、公正かつ競争的であったと考えられている。大統領と副大統領は、同一の選挙で4年の任期（選挙により2期まで務めることが可能）で国民から直接選出された。1院制で230議席の議会の議員も、4年間の任期で選出された。政府の体制は、ライバル2政党であるNPP（新愛国党）とNDC（国民民主会議）が多数を占めていた。」 [21c]
- 15.03 シンクタンクの戦略・国際問題研究センターの報告書「ガーナ：安定性に対するリスクの評価」（2011年6月付）は、次のように述べている。

「ガーナは、2大政党である新愛国党（NPP）と国民民主会議（NDC）で多数が占められている。両党はほぼ同レベルの支持を得ている。2008年12月に行われた直近の選挙結果は、ほんの数千票の差であった。NPPは中道右派の立場を主張し、NDCは中道左派を主張しているが、

両党のイデオロギーは、流動的であり、概して同質である。現実面においても、イデオロギーの違いは、外部の主要な資金供与者、特に世界銀行やIMFの影響と両党内の有力な人物が及ぼす実質的な影響によって和らげられてきた。第3の党である会議人民党はエンクルマ（ガーナの政治家Kwame Nkrumah）派の伝統である国家の自立と社会的正義を推進し続けている。しかし、同党は概して少数派に閉じ込められている。」[74](4頁)

- 15.04 表現の自由の交換に関する国際的ネットワーク（翻訳者注：国際的な人権の自由を守ることを目的に、カナダのモントリオールで設立された団体）（IFEX）のウェブサイト上の記事「政治活動家が大統領夫人を非難する発言で勾留される」（2012年3月19日付）は、次のように記載している。

「与党の国民民主会議（NDC）の活動家で、大統領Atta Mills政権の辛辣な批判家であるErnest Owusu Bempahは2012年3月14日、現政権に恐怖と不安を引き起こす意図で虚偽の情報を流布した罪で勾留された。逮捕の2日後となる3月16日、同氏は警察の尋問のために保釈を認められた。『Nana Konadu Agyeman-Rawlings（元大統領Jerry Rawlingsの夫人）の友人』（FONKAR）（翻訳者注：同夫人の支持団体）の運営責任者であるBempahは3月14日、国家警察（BNI）に召喚された後でアクラにあるBNIの州本部に拘束された。Bempahは、アクラに拠点を置くOman FMラジオ局で、Naadu Mills大統領夫人が、国家から数百万ドルをだまし取った罪で裁判にかけられるビジネスマンから5百万セディ（約2,941,176米ドル）を受け取ったと訴えた。政府、大統領夫人ともその疑惑を否定した。Naadu Millsの弁護士はBempahに対して民事訴訟を提起するつもりであると表明した。」[43b]

- 15.05 同じIFEXの記事は続けて次のように記載している。

「FONKARは、与党NDC内のグループで昨年、Rawlings元大統領の夫人Nana Konadu Agyeman-Rawlingsが抱く大統領就任の野望を支持するために結成されたグループである。Rawlings夫人は昨年、NDC総会でMills大統領に敗れている。総会前及び総会以降、FONKAR とMills大統領率いるNDC本流との関係は相当厳しいものであった。近年、ガーナのメディア、特にラジオで政治的対立者に対する無謀な発言や根も葉もない訴えが頻発していた。こうした発言が、国民の多くが抱く懸念の原因となっていた。MFWAは、ガーナ治安部隊が演説を犯罪扱いしていることに抗議しているものの、無謀で根拠のない発言を広範に放送することが表現の自由を損ねるのではないかと憂慮している。こうした姿勢が自由な表現の権利に反対する治安部隊の力を強めている。」[43b]

結社及び集会の自由

- 15.06 2010年USSD報告書、次のように述べている。

「憲法及び法律は、平和的な集会の自由を規定しているが、前年と異なり、政府は一般にこの権利を尊重した。政府はデモを行うのに許可を得ることを求めているが、警察は、特定のルート（行進経路）を禁止することができる。前年と異なり、警察が反政府グループのデモを禁止したという報告はなされていない...憲法及び法律は、結社の自由を規定しており、実際の運用においても、政府は一般にこの権利を尊重した。治安部隊員は、治安業務中に政治的集会や政治的グループに参加することを禁止されているが、警察若しくは軍事関係の敷地外で、政治的活動に参加することは認められた。」[1a](セクション2b)

- 15.07 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「抗議行動を行う権利は、憲法により擁護されている。公共秩序法では、デモを希望する者は、まず警察に通知しなければならないが、警察は、禁止命令を求め法廷に出向くことなしに、デモを中止させることはできない。こうした規定は、抗議行動自体が依然稀であり、警

察も普通異議を唱えないか、抗議行動の主催者とデモの時期について交渉するので、ほとんど必要でない。政党は、本質的にはデモであるキャンペーン活動に対し、『フィットネス推進を目的としたデモ行進』といった無害なタイトルをつけて、公共秩序法の適用を回避しようとしてきた。大規模で自然発生的な政治的集会の扱いは、一様ではない。2008年の選挙運動中、大統領候補者は、町に到着した時点で、或いは町を通行中に、このような集会を呼び込み、警察からの様々な反応を招くこととなった。」[21b] (市民の自由)

- 15.08 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」（2011年5月公表）は、次のように述べている。

「平和的な集会及び結社の権利は憲法上保障されており、会合やデモに関して許可は必要とされていない。2010年には、未払い賃金を巡って、大学教員、看護婦/助産師及び刑務官などによる複数のデモが行われた。また、6月、電気・水道料金の値上げに反対して市民が抗議デモを行った。市民社会団体は、NDCの『歩兵』（チラシを配ったり、群衆を集めたりしてNDCの選挙活動を支援することなどを行う活動隊）が政府への不満を徐々に高め、国家職員に嫌がらせをしたり、襲撃したりしたが、効果はほとんどなかったことが報告されている、と語った。非政府機関は自由に活動できるのが一般的であった。」[21c]

- 15.09 表現の自由の交換に関する国際的ネットワーク (IFEX) の記事「警察がデモ参加者2名を逮捕」（2011年10月付）は、次のように報じている。

「与党である国民民主会議 (NDC) の活動家2名が2011年10月5日、警察の許可なくデモを主催し、国内法に違反したとして、ガーナ警察庁Greater Accra州長官により、逮捕された。国家治安のコーディネーターであるLarry Gbevlo-Lartey大佐の解雇を要求して10月4日にNDC支持者数百名を引き連れた2名の活動家Hajia Sherifatu SulleyとHajia Fati Alhassanは、警告調書を取られた後、自己反省をすることで保釈された。活動家[の1人]によると、2人の行動は公共のデモではなく、NDCの牙城であるVolta州で（彼ら曰く）党が関心を持っていなかったGbevlo-Lartey 大佐の活動について、党指導者に請願するための党内行為であった。『我々は月曜日（10月3日）、州警察長官と会い、デモ計画について協議した。同長官は、デモを行う5日前に通知することが必要なため、デモは実施できないと述べた。我々は同意し、その協議の内容についてアクラ外にいる我々のメンバーに伝えた。』（と1人の活動家が語った）。しかしながら、2人の活動家はアクラ内を穏やかに通行して、そのメンバーをNDC本部に連れていき、そこで不満を党の指導者に訴えようとすることを決意した。一方、Greater Accra州警察長官は、活動家の主張を却下した。ASP広報官 (PRO) によると、『同グループの行為は公共秩序法第491条違反に相当する。Hajia Sherifatuとその参加者の行為は、警察の許可を必要としない‘特殊な事象’の範疇に該当しない』と[PROは]インタビューで語った...デモの取り締まりはガーナで一般的になってきている。9月21日、22名の抗議者が、違法なデモに参加したとして逮捕され、ガーナの諜報機関である国家警察 (BNI) 本部に一晩勾留された。その後、抗議者たちは、『違法なデモ』と『違法な集会』に参加したという2つの訴因により起訴された。その訴訟事案は依然として調査中である。」[43c]

野党グループ及び政治活動家

- 15.10 ジェーン・カントリー・リスク評価 [ガーナ：内政問題]の項（2011年1月26日更新）は、次のように述べている。

「ガーナには多数の政党があるが、国民民主会議(NDC)と新愛国党(NPP)が依然支配的である。2000年の選挙で政権がNDCからNPPに移り、2004年の選挙ではNPPとその大統領候補がその支配的地位を確保した。しかし、2008年の選挙ではNDCが、再び僅差のリードを保ち、大統領職を得ると共に、議会において最多の議席を獲得した。会議人民党(CPP)、人民国家会議(PNC)、民主自由党(DFP)、民主人民党(DPP)及び改革愛国民主(RPD)も、2008年大統領選挙に出馬したが、12月7日の第1回投票で2%以上を獲得した候補者は誰もいなかった。」[30c]

- 15.11 応用ビジネス・経済ジャーナルの論文「ガーナの政党の資金調達」（2011年）は、「各事例に基づく証拠によれば、ガーナの政党、特に野党が能力不足であるのは、主に不十分な資金調達状況に原因があるようである。政党と国家を分別する法律又は規則がない状況で、与党は現職の力をうまく利用しているが、野党は結果的に不平等な政治環境の中での活動を強いられている。」と述べている。[46]

政治制度の項も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

16. 言論及びメディアの自由

人権機関、人権団体及び人権擁護活動家並びに政治的表現の自由の各項も併せて参照されたい。

- 16.01 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書：ガーナ」（2011年4月8日公表）は、「憲法及び法律は、言論及び報道の自由を規定しているが、年間を通じて、政府がこれらの権利を制限することも時にはあった。ジャーナリストは恣意的に逮捕、勾留され、また、自己検閲を行った者もいた。一般に個人は、報復を受けることなく、公に又は私的に政府を批判することはできたが、地方政府は時として批判する人々を逮捕し、またそのような人々に嫌がらせを行った。」と述べている。[1a]

- 16.02 アムネスティ・インターナショナルの2011年年次報告書「世界の人権の現状」（2011年5月13日公表）は、「表現の自由が損なわれる恐れが高まっている。『不安と恐怖』を引き起こしたとして、少なくとも6名が逮捕、勾留、起訴された。」と述べている。[4a]

- 16.03 フリーダム・ハウスの報告書「2011年報道の自由」（2011年9月1日公表）は、次のように述べている。

「報道の自由は法律で保障されており、運用面においても、政府は一般にこの権利を尊重した。ガーナの名誉毀損及び扇動犯罪法は2001年に廃止されたが、『公衆に不安若しくは害をもたらす又は治安を乱す意図を持って虚偽のニュースを流すこと』を禁止する1960年刑法第208条は、今も法律文書に残っている。過去には、元官吏や民間人がメディア各社に対し莫大な損害賠償を求めて民事の名誉棄損訴訟を次々と提起したため、メディアの自己検閲が促されることになった。」[21d]

- 16.04 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「国はインターネットへのアクセスを妨害しない。国営放送業者は、中立となるために、また日常的に様々な見解を提供するために、ある程度の努力を払ってきた。ただし、国のテレビ局は与党に好意的である傾向がある。国営メディアによる報道の不公平は、多数の独立系民間放送業者が存在することで低減されている... メディアは一般的に自由であるが、多くの新聞やラジオ局は党派的であることを隠し立てしていない...この両極性にかかわらず、Joy FMラジオ局やパブリック・アジェンダ新聞のような、より客観的に報じようとするメディア企業もある。」[21b] (説明責任及び公衆の声)

- 16.05 フリーダム・ハウスの報告書「2011年報道の自由」（2011年9月1日公表）は、次のように述べている。

「2つの国営日刊紙を含む数十種類の新聞が、日常的に発刊されており、営業中のテレビ局は

27ある。ラジオは依然として最も一般向けのメディアとなっており、全国で150以上のFMラジオ局が営業しているが、その内11局は国営である。初のコミュニティ向けラジオ局の『ラジオ・アダ』は1999年に開局し、ガーナ・コミュニティ・ラジオ・ネットワークの創設メンバーとなった。さらに9局が放送を開始し、その他数局が規制機関である国立通信局（NCA）の認可を得ている。コミュニティラジオ局は全国の僻地コミュニティの住民に対して効果的情報を伝えてきており、地方政治における公の関与を強化するのに寄与した。しかしながら、NCAは許諾手続に時間がかかることや偏見があることで批判されてきた。ジャーナリストは、ずっと遡って2000年から提出されている放送許諾申請に対して何の回答もないと苦言を呈した。少ない給料と極めて扇情的なニュース記事の構成を含むプロらしからぬ行動が引き続き問題となっている。」 [21d]

16.06 ラジオ局のテーマに関するインター・プレス・サービス通信社の報道「ガーナのコミュニティ向けのラジオ局が身動きとれず」（2012年2月1日付）は、次のように述べている。

「最近、コミュニティラジオの支持者は、国立通信局（NCA）が無責任で想定外だと形容した『ボイス・ウォーク』と呼ばれるデモ行進をアクラの街で行った...去る11月、ガーナ・コミュニティ・ラジオ・ネットワーク（GCRN）と放送電波の透明性推進連合（COTA）のメンバーは、政府がコミュニティラジオ局に限定された周波数を割り当てる件に対して回答すべきであると要求した。全国で11のコミュニティラジオ局が放送中であり、14局が周波数の割り当てを待っている状況である。『これは、人々にボイス（声）を与えることを巧妙に拒絶していることに他ならない』、とGCRNの副代表であり、母国フィリピンにおけるコミュニティラジオのパイオニアであるWilna Quarmyneは語った。同女史は、NCAがガーナのコミュニティラジオ局に対してそれとなく障壁を設けようとしており、こうした行為は、この西アフリカ国家における報道の自由に弊害をもたらすものであると確信している。」 [42b]

16.07 ジャーナリストの扱いというテーマに関して、表現の自由の交換に関する国際的ネットワーク（IFEX）の記事「国家治安職員が写真ジャーナリストを暴力的に襲撃」（2012年1月16日付）は、次のように述べている。

「ガーナの諜報機関である国家警察（BNI）の武装工作員が2012年1月12日、アクラの人権裁判所の敷地内で、民間紙『デイリー・ガイド』の写真ジャーナリストGifty Lawson女史を暴力的に襲撃した。同女史を護衛していた同紙の警備担当者Michael AwampagaとAnthony Kwame Antwiの2名も同じ運命を辿った。この襲撃の後、LawsonとAwampagaは車に押し込まれ、BNI本部に拘禁された。Lawsonは1時間後に釈放されたが、Awampagaは、BNI工作員を『平手打ち』した罪をねつ造されて拘束されたままである。『デイリー・ガイド』チームは、ガーナを震撼させたコカイン紛失スキャンダル有力容疑者である上級警察官に与えられた保釈に関する記事取材するため、人権裁判所を訪問していた。BNIは、憲法が許容する48時間を超えて警察官を勾留していた。襲撃を西アフリカメディア財団（MFWA）に確認したLawsonは、同女史が容疑者の写真を撮った後、BNIの武装工作員が同女史と警備担当者2名を暴力的に攻撃したと語った。同女史は、1人の工作員が同女史のズボンを引っ張った際に体の一部が露出した、また、車に押し込まれBNIの国内本部まで連行されたと語った。」 [43a]

16.08 IFEXの同記事は続ける。

「1月11日、Lawsonとアクラに拠点を置くシティFMのもう1人のレポーターであるRichard Skyは、容疑者の親族と思われる人物たちに襲撃された。民間紙『インクワイヤラー』によると、Lawsonは、殴打され、所有していたカメラは修復不能な状態にまで破壊された。襲撃は警察官の面前で行われたが、警察官は襲撃を止めさせる行為を一切とらなかった。このジャーナリストに対する襲撃についての非難が燎原の火のように広まった。MFWAは、国家治安アドバイザー及び国家評議会に対し、この3名の人権を侵害したBNI職員を直ちに処分するよう要求した。MFWAは、特に薬物犯罪容疑者の取材に際して、ジャーナリストがその職責を果たそうとするのを一部の治安工作員たちが共謀して妨害しようとする動きがあるのではないかと

と恐れている。『デイリー・ガイド』職員に対する暴力的な襲撃は、近年、ジャーナリストが有する合法的な仕事をする権利を侵害しようとするBNI工作員及び警察官が企てる多数の行為の1つにすぎない。実に、第4共和政においてBNI及び警察は、ガーナにおけるジャーナリストの権利に対する攻撃の主要かつ唯一の源であることに留意すべきである。」 [43a]

16.09 インターネット世界統計のウェブサイトには、「2011年12月末時点で、ガーナには人口全体の8.4%に相当する2,085,501人のインターネット・ユーザーがいる」と記載されている。 [44]

16.10 パリに本拠を置くメディア監視団体の国境なき記者団が2012年1月25日に公表した『世界の報道の自由度指数2011-2012年』の中に、「ガーナは世界179カ国中41位にランク付けされた。ガーナの評点は11.00で、順位を昨年の27位から14落とした。同グループによる報道の自由指標10回目となる今回の指標により、ガーナは『ジャーナリストに関しては、アフリカの従来型の指導者』の1国であると考えられている。」との記載がある。 [45]

目次に戻る
資料目録に進む

17. 人権団体、人権機関及び人権擁護活動家

政治的表現の自由及び演説とメディアの自由の各項も参照されたい。

17.01 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書：ガーナ」（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「様々な国内、国際的人権グループが一般に、政府の制限なく活動し、人権事案に関して調査し、その結果を公表した。政府職員は一般に協力的で、それらの見解に対し反応も早かった。」

「政府機関又は民間会社に対し個人が持ち込んだ苦情を仲裁し解決したCHRAJは、政府からの何のあからさまな干渉もなく、機能した。ただし、批評家の中には、高水準な腐敗を独立して調査する能力に、疑問を呈する者もあった。その最大の障害は、十分な資金がないことで、それにより、低賃金や労働条件の悪化に加え、その職員の多くが他の政府機関や非政府機関に転出する結果を招いた。とは言っても、CHRAJに対する公衆の信頼が高いことから、その職員の仕事量が増加することとなり、そうした職員の給料は、慢性的な資金不足や管理上の問題によって、遅れることが多かった。」 [1a]

17.02 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「ガーナのNGOは概して国の圧力から自由であり、ジェンダー（性別）、身体障害、その他の社会、統治及び経済問題を浮き彫りにし、かつ、それらの問題に技術的な支援を行う上で主要な役割を果たしている。NGOの中には、政府がその使命を果たすために依存し、常に支援を求めるような常連になってきたところもある。例えば、警察のドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊（DOVVSU）は、被害者に精神医学的カウンセリングを与える目的で『自己強化のための女性イニシアティブ』（WISE）に、被害者に法律上の助言を与える目的で国際女性弁護士連盟（FIDA）に、そして被害者に避難所や医療上の注意を与える目的で他の様々なNGOに、それぞれ依存している。また、NGOは、公益通報者保護法など重要な法律の草案作成も支援した。」 [21b](説明責任及び公衆の声)

17.03 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「高等裁判所は、人権に関する事項に管轄権を有しているが、ガーナの人権侵害を是正する主要な機関はCHRAJである。そのトップが大統領によって指名される委員会は、憲法第218条により、苦情を調査する権限を有しているが、犯罪者を起訴する権限はない。従って、その代わりに起訴に向けて事案を法務長官室に付託するが、法務長官が行政部門の一部であり、かつ、通常は与党の代表メンバーであるため、CHRAJが行政に関係する人権侵害を調査する際は、利害の衝突というリスクが存在する...」

「CHRAJが精力的に腐敗と人権侵害を調査してきたことで意見は大体一致しているが、委員会の業務が時として深刻な財源上及び人員上の制限によって阻まれていることもまた衆目の認めるところである。その複数の使命、すなわち、反腐敗、人権擁護及び行政の正義は、その能力の限界を超えがちである。加えて、自発的に調査に着手する同委員会の法的権限についても疑念がある...こうした制限はあるものの、CHRAJは、特に重大不正監視局及び警察の犯罪調査部など他の反腐敗機関と比較すれば、調査の独立性を保っているという評判を獲得した。同委員会は、公的、民間両部門の労働者の復位につながる訴訟を提起し、大統領の子息が取得した数百万ドルのホテルに関係する利害の衝突問題で大統領を調査し、また、鉱業部門における人権侵害に関して画期的な報告を行ってきた。」 [6b] (市民の自由)

17.04 国連アフリカ特別顧問室は、ガーナで活動しているNGOの名簿を公表した。

<http://www.un.org/africa/osaa/ngodirectory/index.htm> . [47]

国連の人権条約に関する情報については、第7.3項：人権―はじめにを参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

18. 腐敗

18.01 反腐敗リソース・センターの報告書「ガーナにおける腐敗及び反腐敗の概要」（日付なし、アクセス日：2012年3月21日）は、次のように述べている。

「主要な統治指標により、ガーナが、政府の有効性、規制枠組みの透明性及び腐敗管理に関して、直近の数年間で多大な進歩を遂げたことが明らかになっている。しかしながら、他の大半のアフリカ諸国ほど広範囲で認識されていないものの、腐敗は依然として国の大きな問題となっている。些細な腐敗は発生し続けており、国家の資産の略奪を含め、諸々の形態の政治の腐敗に関する証拠が存在する。腐敗によって最も大きく影響を受ける部門に警察、政党及び公金管理部門（特に公的調達、税金及び関税事務に関するもの）がある。近年の沖合油田の発見に伴い、国の鉱物資源の管理に関するこれまでの記録を見ると、石油収入を透明性のある形で管理し、『資源の呪い』（天然資源に恵まれた国ほど、資源を保有するがゆえに、貧困が深刻化するというパラドックスを表す言葉）を回避する能力について懸念が生じている。政府は反腐敗のための強固な法的枠組みを整備しているが、その執行面で課題に直面している。」 [35]

18.02 米国国務省「2010年人権慣行に関する国別報告書」（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「腐敗は政府の全部門に存在する。法律は官吏の腐敗に対しては刑罰を定めているが、政府は法律を事実上実施しておらず、一部の官吏は頻繁に腐敗した行為に従事していた。警察はドライバーから金銭を強要するために検問を設置し、司法職員は訴訟事案を早めたり遅延させたりするために、又は記録を『紛失する』ために賄賂を受け取った。世界銀行がつい最近公表した2008年世界ガバナンス（統治能力）指標は、腐敗が問題であることを反映している。」

「9月7日、重大不正監視局は、マネー・ローンダリング、人身売買及びサイバー犯罪などの

経済犯罪における腐敗を調査し、起訴するために権限を拡大された経済及び組織犯罪局（EOCO）に取って代わられた。EOCOは、年間を通じて職員を新たに採用し、その大半が捜査官となる予定であるとされた。」

「CHRAJは人権侵害、公的腐敗及び権限濫用について調査し、立証された違反者を処罰するよう勧告する権限を有している。法務長官、法務大臣、EOCO及び検察庁は、腐敗と闘う責任を担っている。議会の公会計委員会も政府の支出を監査する責任を負っている。会計検査院長官は公的部門の勘定を検証する。5月と8月に実施された審理によって、公会計委員会は、政府の各省、部門、機関及び郡議会が行った資金の着服及び濫用にかかる多くの事例を暴露した。同委員会は、資金の返却又は諸勘定の照合を行わない場合、起訴を行うと裁定した。同委員会は全ての事案を法務長官に送付したが、年末現在で起訴が行われたという報告はなされなかった。」

「1月、覆面レポーターは、関税、物品税及び防止局とガーナ移民局の職員が、Volta州Aflaoにあるガーナ-トーゴ国境検問所で旅行者に対し強要と嫌がらせを行ったとされるところをフィルムに収めた。職員はその職から移動させられた。調査は年末現在継続されている。...年間を通じて、治安部隊のメンバーが腐敗容疑で逮捕された。」 [1a](セクション4)

18.03 同USSD報告書は続けて、次のように述べている。

「3月、アクラで3人の兵士と2人の警察官が、麻薬の罪を着せた男性2人に金銭を強要した容疑で逮捕された。同じ3月にアクラで警察官1人と元警察官1人が、麻薬の罪に陥れた男性に金銭を強要した罪で告発された。...3月19日、アクラで、外国人から7,207セディ（5千ドル）以上の金銭を強奪したことで4人の警察官が罪に問われた。12月には、その内警察官2人が逮捕され、それぞれ10年の懲役刑を科された。この事件に関係する他の2名の警察官は逃走中である。...5月、Greater Accra州の警察官3人が、事故で死亡した被害者から50万セーフーフラン（翻訳者注：西アフリカ、中部アフリカ地域の旧フランス植民地を中心とする多くの国で用いられる共同通貨）（970ドル）を盗もうとした罪で逮捕された。警察官たちは起訴され、年末現在捜査が継続している。」

「官吏は、財務データを開示する手続を踏むことを義務付けられているが、その対応状況がどうなっているのかについて公的に検証することはできなかった。...2009年7月、前政府のGhana@50 Secretariatによる腐敗と不適切な財務管理にかかる容疑を調査するために大統領委員会が設置された。その後法務長官は、国家の財務損失を意図的に引き起こした罪で、国家企画委員会委員長のKwadwo MpianiとGhana@50 SecretariatのCEO（最高経営責任者）Wereko-Brobbyを告発した。5月24日、両被告は、管轄権の不在を理由として、同委員会の反論申立てが行われるまで、同訴訟の無効を求める公判前申立てを行った。高等裁判所はこの申立てに同意し、管轄権を有していないとして、訴訟事案を却下した。」

「憲法は、公衆が政府情報にアクセスできると定めているが、実際には、政府情報を利用することは困難であった。」 [1a](セクション4)

18.04 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「反腐敗励行の取組みは、主として重大不正監視局(SFO)やCHRAJにより行われている。両組織とも、その機能を発揮する上で課題を抱えている。上述のようにCHRAJは、犯罪者を起訴することはできず、起訴するためには、調査を法務長官に付託しなければならない。加えて、資金不足で、また高い水準で減少する職員数にも取り組まなければならない。腐敗と闘い、『国の重大な財政的又は経済的損失』を防ぐ目的で、法律により設立されたSFOの業務は、構造面及び人員面での制約により阻害されている。また、同局の局長や役員の多数が行政により指名され、法務長官に報告されるというように、政治的圧力にさらされることもある。似

た状況が、各省、部門、機関及び地方政府機関の監査を担当する内部監査局、政府が締結する契約において透明性と競争性を確保することを委任された政府調達庁(PPA)及びCHRAJにおいて、程度の差はあれ見られる。こうした機関全ての役員会及び幹部は、基本的に行政が指名する。このような監視機関を設置する一方で、行政にそれらの指導者を指名し、かつ、その資金管理をする自由裁量を与えるという慣行は、道理に反し自滅的であると市民社会により批判されてきた。」 [21b] (反腐敗及び透明性)

18.05 同フリーダム・ハウス報告書は続ける。

「腐敗に関して起訴を行う際に、政治問題化を疑われる場合が多い。Kufuor政権時代、NDCの元職員は起訴される一方、Kufuor政府職員を巻き込んだ腐敗スキャンダルは、起訴ではなく辞職につながるケースが一般的であった。これまでのところ、Atta Mills政権の下で、前大統領Kufuor政権の一員で起訴された者はいなかった。」

「憲法に基づき、『独立した』監査総監の職は設置されたものの、最近の政権移行過程の際、監査人が、退陣するNPP政権の行った特定の行為の調査を指示する政府命令を遵守し、同職は政治的道具になり下がった。」

「腐敗の被害者は、苦情を、CHRAJ、SFO及び警察に届けることにより、自身の権利を追求することができるが、苦情調査の質はピンからキリまでである。警察は、内部に警察情報及び職業基準部局(PIPS)という反腐敗部局を設置した。加えて、公益通報者保護法が最近可決されたが、大きな運用上の制限もある。」

「[...] 腐敗の話は、ガーナのニュースメディアで広く論じられている...メディアによる相当な量の調査報告があるが、完全なものは稀で、一部の事例では、党派的政治目的のために悪用されている。」 [21b] (反腐敗及び透明性)

18.06 サハラ・レポーターズによる、つい最近のアフリカ・ニュース記事「与党の広範な腐敗と闘うガーナ」(2012年2月8日付)は、次のように述べている。

「ガーナのJohn Atta Mills大統領は、選挙の年に爆発した人目を引く腐敗事件を考慮している。Mills氏は、与党の投資家Alfred Agbesi Woyomeが、この西アフリカ国家の経済及び組織犯罪部局により、詐欺の罪で起訴されたことを受けて、同氏の逮捕を承認せざるを得なかった。事件の関連で、既に2名の閣僚が辞任している。Woyome氏は、監査総監の報告書により、国家から詐欺する目的で同氏が虚偽の申立てを行い、判決により、受領する権利のない3千20万ドルが同氏に支払われたことが明らかになった後、起訴された。最近行われた記者会見の場で、Mills大統領は、自身が任命した者がWoyome氏に対する天文学的な金額の支払いを手助けしたことについて、『犯罪の意図を持っており、かつ無責任である』ことを認めた。『私は、副大統領を経験し、今、大統領の職にある...私は、大統領が財務大臣を呼び出して、この男にこの金額を支払うように、と言うのは、犯罪であり、無責任であり、かつ、愚直さの極致であることを承知している。私が人民の苦しみを知った時、或いは人民が水や基本的生活必需品を求めて泣き叫んでいることを知った時、どうしてそれほどまでに犯罪の意図を持ち、それほどまでに無責任で、1人の人物に3千万ドル以上もの金額を与えることができようか。』...Millsとその政党は、Woyomeに、国家を訴え、損害賠償額を手に入れるようにさせたことで、国の資源・財源を私物化する『泥棒政治』を行っているとして非難された。コラムニストBaffour Enninは、『...一体全体、Alfred Woyomeはなぜ、同氏がガーナ政府と契約を締結したことは一切ないと認めたにもかかわらず、ガーナ政府を契約違反により訴え、5千1百万ドルもの金額を受け取ることができるのであろうか。』と書いている。このスキャンダルで辞任した人々の中には、『職権濫用』の責任をとったMartin Amidu監査総監及び同氏の前任である教育大臣がいる。」 [36]

18.07 トランスペアレンシー・インターナショナルの2009年腐敗認識指数(CPI) は、ガーナを評点

3.9点として、180カ国中69位にランク付けしている。(CPIの評点は、公的部門の汚職がどの程度認識されているかに基づいて国/領土をランク付けする。国/領土の評点は、0～10の評点(0点は国が極めて腐敗していると認識されていることを意味し、10点は国が極めて清廉であると認識されていることを示している。)[37]

警察の腐敗の項も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

19. 宗教の自由

概観

19.01 米国国務省(USSD)の2010年7月～12月国際的な宗教の自由に関する報告書(2011年9月11日公表)は、「憲法及びその他の法律、政策は、宗教の自由を擁護しており、実際面においても、政府は一般にこうした宗教の擁護を実践した。政府は、法律により、またその運用面においても一般に宗教の自由を尊重した。報告期間(2010年)を通じて、政府が宗教の自由を尊重する状態に何ら変化は見られなかった。宗教的結び付き、信仰又は実践に基づく社会的虐待若しくは差別についての報告は一部なされた。」と述べている。[1c]

19.02 同USSD報告書は続けて、次のように述べている。

「政府は、異教徒間の理解を促進するためにしばしば対策を講じることがあった。政府の会議やレセプションの場で、キリスト教徒とイスラム教徒の祈りの言葉が唱えられ、時には土着信仰者の祈りが行われることもあった。報告期間を通じて、大統領と副大統領は宗教の平和的共存の重要性について公式見解を述べた。Mills大統領は2010年3月、イスラム教徒、キリスト教徒及び伝統宗教信仰者のために、祈りのための国民の日(National Prayer)及びサンクス・ギビング・デー(感謝祭)の制定を宣言した。」[1c]

19.03 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」(2011年公表)は、「宗教の自由は、法律により擁護され、概して尊重されている。ガーナのキリスト教徒多数派とイスラム教徒少数派の間の関係は、一般に平和的であるが、イスラム教徒が、政治的及び社会的に排除されていると感じることを報告することが多く、また、政府首脳レベルにイスラム教徒はほとんどいない状況にある。国内及び国際的人権監視員の双方が、ペンテコステ派の祈りのキャンプにおいて、悪魔払い関連の身体的虐待が高い率で発生していることを報告した。」と述べている。[21c]

19.04 宗教データ・アーカイブ協会(ARDA)は、宗教の自由に関する統計に焦点を当てた国別情報を作成した(日付なし)。同情報では、宗教に対する政府規制、宗教に対する社会的規制、宗教に関する政府の偏愛度及び宗教的な迫害などのテーマが査定され、評点をつけられている。データ結果は、ガーナにおいて規制や偏愛はなく、宗教的な迫害も限られていることを示している。

- ・ 宗教に対する政府規制指数評点は0.7点と査定された(評点は0～10点で示され、評点が低いほど規制が少ない)。この指数評点は次のような質問に基づき算出された。

政府は個人が有する崇拝権に干渉しているか。

宗教の自由は擁護されているか。

政府は一般に宗教の権利又は自由を尊重しているか。

政府の政策は宗教の自由な実践に寄与しているか。

外国その他の伝道者は活動を認められているか。

布教活動、公衆への説法又は改宗に関して制限又は制約があるか。

- ・ 宗教に対する社会的規制指数評点は1.4点と査定された（評点は0～10点で示され、評点が低いほど規制が少ない）。この指数評点は次のような質問に基づき算出された。
 その他の宗教又は非伝統的な宗教に対する社会の姿勢
 社会の姿勢及び/又は聖職者の指示が布教活動の意欲を削いでいるか。
 確立した又は既存の宗教は新宗教を何らかの方法で締め出そうとしているか。
 市民は『非伝統的な』宗教、換言すれば、新宗教と認識されているものに寛容か。
 『非伝統的な』宗教又は自己が信じる宗教以外の宗教による布教活動に対する市民の受容度
- ・ 宗教に関する政府の偏愛度指数評点は3.4点と査定された（評点は0～10点で示され、評点が低いほど偏愛度が低い）。この指数評点は次のような質問に基づき算出された。
 政府の宗教部門に対する資金支援（建物に関する資金支援など現物による支援を含む）のバランス状況はどうか。
 どの程度の水準で、偏愛された（又は国教となっている）特定宗教が存在するか。
 政府はどのような形で宗教に助成金を払っているか。
 政府は宗教に関係する事柄に資金支援を行っているか。
 政府は宗教教育に資金支援を行っているか。
 政府は宗教的な建物に資金支援を行っているか。
 政府は聖職者の給与又は手当に資金支援を行っているか。
 政府は宗教的な印刷又は放送メディアに資金支援を行っているか。
 政府は宗教的な慈善活動又は公共サービス活動に資金支援を行っているか。
 政府は宗教的な慣行又は伝道活動に資金支援を行っているか。
- ・ 宗教的迫害指数評点は5点と査定された（評点は0～10点で示され、評点が低いほど迫害が少ない）。この指数評点は、その信仰する宗教のために、身体的に虐待を受けた又は避難を余儀なくされた人々の数に基づき算出された。[24]

宗教の人口統計

宗教人口の構成割合については、地理の項も参照されたい。

19.05 USSDの「2010年7月～12月国際的な宗教の自由に関する報告書」は、次のように述べている。

「2000年に政府が行った国勢調査によると、人口の約69%がキリスト教徒で、16%がイスラム教徒、8%が土着の宗教の信奉者、そして7%が如何なる宗教も信仰していないと公言している者も含み、その他の宗教集団と分類されている。イスラム教徒のコミュニティでは、一部の教徒がこうした数値に反論し、実際のイスラム教徒数は、これを大幅に上回っていると断言している。また、名目上キリスト教徒又はイスラム教徒とされる者の多くは、土着的信仰の一部も実践している。」

「キリスト教徒のグループには、カトリック教徒、メソジスト教徒、英国国教会派、メノナイト派、福音主義長老派、アフリカメソジスト監督教会シオニスト派、メソジスト派、福音ルーテル派、Fエデン派、末日聖徒イエス・キリスト教会（モルモン教）派、第7日安息日再臨派、ペンテコステ派、バプティスト派、アフリカ独立教会派、キリスト友会（キューカー）派、及び多数のカリスマ的宗教集団がある。」

「同国には、いくつかのイスラム教団がある。正統スンニ派、アハマディア派、スーフィーのディジャーニー及びカーディリーヤ教団派及び少数のシーア派である。」 [1c]

19.06 同USSD 報告書は続ける。

「土着の宗教集団には、アフリカニア・ミッションがある。その他の宗教集団には、バハイ教、仏教、ユダヤ教、ヒンズー教、神道、日蓮諸宗、創価学会、スリ・サティヤ・サイ・ババ・セラ、サト・サンダ、エッカカンカー、神の光ミッション、クリシュナ教団及びラスタファリがある。また、キリスト教とイスラム教の原理を伝統的な信仰と結合させたシンクレティズム集団もある。同国に固有の慣行として、ゼタヒル教は、キリスト教とイスラム教の原理を結合している。」

「民族性と宗教の結び付きは強くないが、地理は宗教に関係する場合が多い。イスラム教徒人口の大部分は、北部地域に加え、Accra、Kumasi、Sekondi-Takoradi、Tamale及びWaの各都心に居住しているが、土着宗教信仰者の大半は農村地域に住んでいる。キリスト教徒は全国各地に居住している。」 [1c]

宗教的少数集団の扱い

19.07 USSD報告書は、次のように述べている。

「伝統的な村の権力者や家族は、引き続き農村地域の女性（年長者や未亡人である場合が多い）を、魔術を使う者として追い出した。同じ村の者たちは、こうした女性を病気や穀物の不作、金銭面での不幸など問題を引き起こしていると看做した。こうして追い出された女性の多くは、疑われた魔女たちが居住するNorthern州、Upper East州及びUpper West州にある『魔女キャンプ』の村々に送られ、住み着いた。そのような女性が家に戻れば、正式な法的制裁を受けることはなかったが、自分たちの村に戻ったり、自分たちに対する非難に対抗するため、法的措置を求めようとすると、殴打されたり殺されたりしないかと恐れる女性が大半であった。2010年には、政府機関の人権及び行政の正義に関する委員会(CHRAJ)は、Northern州にある魔術を使うと疑われている人々向けの3つのキャンプ地を監視した。」

「宗教的崇拝対土着慣行、及び多様な社会における他者の権利と慣習の尊重を巡って、公衆の議論が続いた。一部の宗教的指導者は、他の宗教集団に対して寛容になることを積極的に唱え、宗教によって動機付けられた暴力、差別及び嫌がらせを思い止まらせた。一方、他の人々、特に福音主義者集団と関係のある一般人は、イスラム教徒や土着の宗教集団など他のグループに対して不寛容であるべきと説き続けた。」

「一部のイスラム教徒は、例として、国の指導者層の地位にイスラム教徒が名ばかりで就いていること、公共の場でキリスト教徒の祈りが唱えられる場合が圧倒的に多いこと、また、キリスト教のスローガンが至るところに見られることなどを引き合いに出して、政治的、社会的に排斥されている感覚を伝えた。ただし、Mills政権はイスラム教徒の大臣を数名任命し、2008年の選挙の時期には、全ての主要政党がイスラム教徒のコミュニティで積極的にキャンペーンを行った。」 [1c]

19.08 ガーナ・ビジネス・ニュースの記事「イスラム教徒学生の宗教の自由が侵害されている状況を協会が嫌悪」（2012年2月17日付）は次のように述べている。

「同国の一部の後期中等教育機関（翻訳者注：高等学校、技術学校、職業訓練高等）の指導者層がイスラム教徒学生に対し、学生の結社及び宗教の自由が犠牲になるのを無視して、キリスト教会礼拝に参加することを強制したとして非難された。この主張を行ったガーナイスラム教徒学生全国運営協会（GMSA）は、そういう行為が学生の学業面に影響を及ぼしていると語った。GMSAの全国会長であるRabiu Mohammed氏は、アクラで行われた記者会見の場で、政府に対し、教育省と連携して学生の権利を侵害するような行為を止めさせるよう要請した。」

「Mohammed氏は、関係する学校はキリスト教宣教師たちによって創設されていることから、

教会の礼拝は、学生の人格をキリスト教の教義に沿ったものに形成するために、学校集会の一部を構成し、発表を行う場となっているものの、イスラム教徒学生が有する崇拝の自由を侵害していると語った。同氏はガーナ教育庁（GES）に、『学校集会と教会礼拝の差異を明確かつ一義的に示し』、教会の定める高評価の行動規範や学校の行動規範が1992年憲法と矛盾しないことを保障するよう要請した。Mohammed氏は、『我々は、政府に問題の平和的な解決を見出すため、主要な宗教団体と教育界におけるその他の利害関係者の間の対話を推進するよう促している。』と語った。」 [23]

目次に戻る
資料目録に進む

20. 民族集団

20.01 中央情報局ワールド・ファクトブックの『ガーナの人民及び社会』の項（2012年2月21日最終更新）には、同国内にある民族集団として、「Akan人45.3%、Mole-Dagbon族15.2%、Ewe族11.7%、Ga-Dangme族7.3%、Guan族4%、Gurma族3.6%、Grusi族2.6%、Mande-Busanga族1%、その他の部族1.4%、その他7.8%（2000 年国勢調査による）」を挙げている。 [3]

20.02 米国国務省（USSD）の「ガーナに関する背景注記」（2011年12月21日更新）には、「民族的に言えば、ガーナは50以上の言語と方言を話す小集団に分かれている。最も重要な言語集団には、沿岸のFanti人と沿岸北部森林地帯に住むAshanti人を含むAkan人、Volta川沿いの平地に住むGuan人、南部及び南東部に住みEwe語を話す人々、及び北部及び上部地域に住みMoshi-Dagomba語を話す人々」と記載されている。 [1b]

20.03 ガーナウェブからアクセスした「民族集団」という表題のウェブページ（日付なし、アクセス日：2012年3月9日）は、以下のような背景と概要を提供している。

「植民地時代前から民族間の対立が存在している、植民地時代の及ぼした影響が国内各地でバラツキがあること、またガーナ独立後にもたらされた社会的及び経済的恩恵が均質に行き渡っていないことなどが全て、今日の民族間の緊張を助長している。例えば、1994年2月、Konkomba族を一方とし、Nanumba族、Dagomba族及びGonja族を他方とする闘争によって、ガーナ北部地方で1千名以上の人々が殺害され、15万人が避難を余儀なくされた。この抗争は、地権及び首長権を巡る不満が昔から続いていることに起因している。軍隊が秩序を回復させたが、同地域では、8月中旬まで非常事態が続いていた。」

「この暴力は確かに、同国における民族間の緊張を示す証拠ではあるが、観測筋の大半は、この事件は例外的なものであるとの認識で一致している。近代ガーナについての著作が多いライターNaomi Chazanは、分別せずに何でもかんでも民族問題につなげてしまうのは、同国内の絆の共有の中核に存在する本質的な民族の流動性を曖昧にしまうと適切に述べている。この民族の流動性の証拠は、全ての行政地域が持つ不均質な性格、民族間の混合につながる農村-都市間移住、職業人及び労働組合労働者が持つ民族の枠を超えた共通の関心事項、及び複数の民族を混成した中等教育学校及び大学のクラスに存在する。にもかかわらず、民族性はガーナの政治行動に影響を及ぼす最も有力な要因の1つであり続ける。こうした理由により、民族性に根差した政党は、現在の第4共和政の下では憲法違反となる。」 [8c]

20.04 同ガーナウェブ文書は、次のように付け加えている。

「ガーナの様々な人々の間に文化的差異が見られるものの、言語学者たちは、ガーナ言語をアフリカで最大の言語グループの1つであるニジェール・コンゴ言語集団の亜族となるわずか2言語の内のどちらかに位置付けている。これらは、Volta川の南部と北部にそれぞれ見られるKwa言語集団とGur言語集団である。同国人口のおよそ75%を構成するKwa言語集団には、Akan,

Ga-Adangbe及びEweがある。Akanはさらに、Asante, Fante, Akwapim, Akyem, Akwamu, Ahanta, Bono, Nzema, Kwahu及びSafwiに分かれる。The Ga-Adangbe人及び同言語集団には、Ga, Adangbe, Ada及びKrobo又はKloliがある。単一の言語集団を構成するEweでさえも、Nkonya, Tafi, Logba, Sontrokofi, Lolobi及びLikpeに分かれる。Volta川の北部にはGur語を話す人々の下位区分が3つ存在する。これらの集団は、Gurma, Grusi,及びMole-Dagbaneである。Kwa言語手段の亜族と同じく、主であるGur言語集団の中に更なる区分がある。」

「...しかしながら、ガーナにおいて、民族的に均質性を保っている地域はどこにもない。都心部は、雇用を求める人々が町や都市に移住してくるため、民族が最も混じり合っている。農村部は、移住労働者を引き付けるカカオ産出地域の例外はあるものの、より伝統的な人口分布を反映する傾向がある。同国の民族人口に見られる最も重要な特徴の1つとして、大西洋岸に近い南部に住む集団は、長年にわたって貨幣経済、西洋式の教育及びキリスト教の影響を受けてきたということがある。一方、こうした影響にさらされる機会が少なかった北部のGur言語集団は、イスラム文化の影響を受けるようになった。ただし、こうした影響は、それぞれの地区全域にわたり行き渡っていたということではなく、また、その地域のみ限定されていたというわけでもない。」 [8c]

- 20.05 フリーダム・ハウスの報告書「2011年世界の自由の状況」（2011年5月12日公表）は、「ガーナではコミュニティ間や民族間の暴力が頻繁に勃発した。2010年3月、Brong Ahafo州で、TuobodomグループとTechimanグループの間の緊張関係が強まり、3人が殺害される結果となった。その理由として、州警察が暴力の激化を防げなかったと主張する者もいた...」と述べている。 [21c]

21. レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダー

法的権利

- 21.01 米国国務省人権報告2010（2010年USSD報告書）（2011年4月8日公表）は、「法律は、合意の上での同性愛行為を軽犯罪としている...」 [1a](セクション6)と述べているが、カリフォルニア大学ジャーナリズムパークレー校のMark Luckieによる論文『ガーナ：虹のかたに』には、「...刑法は、同性愛行為が違法であると明示的に定めてはいない。同性愛行為は『自然に反する』という解釈に基づき、多数のゲイとレズビアンが逮捕され、収監されてきた。」と記載されている。 [14]

- 21.02 トーク・アフリカの記事「ゲイとレズビアンに関する論争：ガーナ民主主義の評価を高める」（2011年7月25日付）は、同性同士のパートナー関係に関する法的な論争について、次のようにコメントしている。

「この問題は多面的な性格を帯びていることから、聖職者や法曹界を含むありとあらゆる人が意見を述べ、寄稿してきた。宗教的観点からは、ソドミーや同性同士のパートナー関係に関する聖書の立場により、徹底的な非難が呼びかけられた。一方、法的な視点では、ゲイやレズビアンの生活様式を違法化又は犯罪化することに関する合憲性及び危険性について警告を発しているようにも見える。たとえ同国の刑法制度における既存の法律が自然に反する行為を軽犯罪として認識しているとしても、同国の最高法規である憲法は、この問題について沈黙している。言うまでもないが、ゲイやレズビアンに対する社会的な取扱いの手引きとして採用されるべき法的立場が明確に定義されない限り、憲法上の論議は継続されることになる。」 [16]

- 21.03 ガーナウェブは、「ガーナの法律は同性愛を禁止せずー法学講師が語る（2010年5月14日付）」と題された記事の中で、次のように述べている。

「Kwame Nkrumah科学技術大学（KNUST）の法学講師Ernest Kofi Abochieは、1992年憲法下の刑法は、同性愛がどういう意味であるかについて明確には解釈していないと断定的に語った。この点を踏まえれば、同性愛行為を犯罪と考えることはほぼ不可能であると同氏は確信している...[また]同氏は、同性愛が1992年憲法下の改正刑法においてどのような意味を持つのかについて解釈することは、同性愛という文言が言及されていないため、困難であろうと語った。」

「同性愛が本国内で根付いてきており、医療専門家[Roland Sowah博士]がこの問題に関する国民的な議論を呼びかけたことを受けて、同性愛に関する論議が再燃してきた。」 [8d]

21.04 しかしながら、ガーナウェブのその後の記事「ゲイを起訴することは可能」（2011年6月7日付）は、次のように述べている。

「検察庁長官Gertrude Aikins女史は、同性愛行為中に捕まった者は起訴し得ると語った。... アクラで行われたインタビューの中で、同性愛を禁止する法律を制定すべきだとする政府の要求に応じて、同女史は、刑法第104条 (1) (b) 項により、同性愛行為は犯罪になると語った...Aikins女史は、同性愛行為を行う者は法に抵触すると語ったが、ソドミーと比べて、同性愛は、刑法に関する限り、それほど重くない刑罰対象となることを認めた。... ガーナの法律は、同性愛を含むと広く理解されている自然に反する性行為を禁止しているが、実際は、同性愛行為を理由に起訴された者はほとんどいない。」 [8e]

21.05 さらに、ガーナウェブの2011年11月4日付の記事「Nana Oye Lithur：ゲイには人権があり、尊重されなければならない」は、次のように述べている。

「人権擁護派の弁護士Nana Oye Lithurは、Mills大統領がゲイ主義を非難しても、ガーナの同性愛者を含む全ての人の憲法で保障された権利は剥奪されない、と語った。同女史は、大統領が同性愛を毛嫌いしているかどうかにかかわらず、またガーナが文化的及び社会的に同性愛者を不名誉なものとみなして、烙印が押されているかどうかにかかわらず、ゲイの者が自身の性的指向に従って行動している間、法又は憲法の規定を些かも侵害していない、と語った。同女史は、ガーナの法律及び刑法は同性愛に関しては沈黙していると語った。」 [8f]

ゲイ及び両性愛者の男性

21.06 国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）の報告書「国家が支援する同性愛嫌悪：同意に基づく成人間での同性愛性行為を禁止する法律に関する世界的調査」（2011年5月実施）は、「男性同士の同性愛性行為には違法なものもある」と記載している。また、同報告書は、男性同士の同性愛性行為を犯罪とする関連法を、下記の通り引用している。

「刑法、1960年(法29)、2003 133に改正

104条 — 自然に反する性行為

(1) 自然に反する性行為を行う者は何人であっても、次の(a)～(c)に従うものとする。

(a) 16歳以上の者と、その者の同意を得ずに自然に反する性行為を行う場合、第1級の重罪とし、5年以上25年以下の懲役刑を科すものとする、又は、

(b) 16歳以上の者と、その者の同意を得て自然に反する性行為を行う場合、軽犯罪とする、又は、

(c) 動物と自然に反する性行為を行う場合、軽犯罪とする。

(2) 自然に反する性行為とは、自然に反する方法による人との性行為又は動物との性行為をいう。」 [15a]

レズビアン及び両性愛者の女性

- 21.07 ILGAウェブサイトの「ガーナの法律」の項（アクセス日：2012年3月12日）には、「女性同士の同性愛性行為は合法である」と記載されている。**[15b]** 同様に、ガーナウェブの記事「ゲイを起訴することは可能」（2011年6月7日付）は、「しかしながら、法律はレズビアン主義を罰する形態については沈黙している。」と述べている。**[8e]**

トランス・ジェンダー

- 21.08 トランス・ジェンダーに関しては情報がない（照会した情報筋：国際ゲイ・レズビアン人権委員会（IGLHRC）、国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）、ガーナ同性愛嫌悪反対連合、ビハインド・ザ・マスク、グローバルゲイズ及びアフリカン・アクティビスト）。

国家当局の扱い及び姿勢

- 21.09 2011年4月8日に公表された2010年USSD報告書は、レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダーの人々は、「警察の嫌がらせや強要」に晒されている、と述べている。**[1a](セクション6)** 国際ゲイ・レズビアン人権委員会（IGLHRC）の2011年2月付報告書「助けを求める場所もなく：サハラ以南アフリカにおけるLGBTの人々に対する脅迫と強要」のガーナの章には、次のように記載されている。

「ガーナの同性愛者は、存在が危ぶまれるような生活をしている。刑法第104条は、同意に基づく成人間での『自然に反する性行為』を違法行為と定め、軽犯罪として罰則を規定している。同法の存在とその運用により、男性と性行為を行う男性（MSM）及び女性と性行為を行う女性（WSW）の人権が広範かつ日常的に侵害され、その人権侵害行為が処罰されない環境が生み出されている。こうした環境下、同性愛者は日常的に嫌がらせ、ゲイたたき、肉体的暴力及び強要を受けている。こうした犯罪は、警察その他の国家機関の手によって又はそうした機関の共謀によって行われる場合が多い。」**[19]**

- 21.10 IRIN（国連地域情報統合ネットワーク）プラスニュースの記事「ガーナにおける同性愛嫌悪を駆り立てる要因を理解する」（2011年8月1日付）は、次のように述べている。

「ガーナの宗教及び政治の指導者が最近、同性愛を非難していることで、男性と性行為をする男性（MSM）は基本的な医療サービスを受けることができないという恐れを抱く風潮につながっていると現地のNGOは語っている。ガーナのWestern州大臣であるPaul Evans Aidooは、5月下旬に同国の西部にある医療NGOに8千人の同性愛者が登録したとメディアが報告（この情報は、MSM向けのサービスを利用した人々に関してNGOが保管している記録から得られたように見える）したことを受けて、同性愛は『憎むべき、かつ、不愉快な』ものであると公的に発言した。その後、Aidooは同地域の治安を強化し、同性愛者全員を逮捕するよう命じた。他の宗教指導者と政治家も後に続き、同性愛行為を非難した。」**[17]**

- 21.11 ザ・インデペンデント紙（英国）の記事「ガーナの大臣がゲイの疑いがある男性を『検挙』するよう命じる」（2011年7月22日付）は、次のように述べている。

「アフリカの同性愛嫌悪が新たな勢いを示す中、ガーナ政府の大臣は、同国の諜報機関を呼び出し、ゲイ及びレズビアン全員の居場所を突き止め、逮捕するよう命じた後、支持を集めた。ガーナWestern州大臣Paul Evans Aidooの命令は、マラウイ、ウガンダ及び南アフリカで以前見られたものでアフリカ大陸全域にわたって公式に容認された同性愛嫌悪の一連の表現行動の中で最新の動きを示したものである。」

「首都アクラの人気ラジオ局であるジョイFMは今週初め、カトリック教徒のAidoo氏は、『こうした人々を社会から排除するために、あらゆる努力を払っている』と発言した、と報じた。

同氏は、国家警察にゲイを逮捕するよう要求すると共に、家主と賃借人に同性愛者と疑う人々について通報するよう求めた。『一旦、逮捕されれば、彼らは裁判にかけられることになる』と同氏は語ったと報じられている。」[18]

21.12 ザ・インデペンデント紙（英国）の同じ記事は、次のように付け加えている。

「国民民主会議（NDC）党员からのコメントは、この西アフリカ国家が2012年選挙の前哨戦で熱気を帯びている最中になされた。1992年ガーナ憲法下にある刑法の規定にある『自然に反する性行為』の意味を巡って論争が起きていた。憲法は、『民族、出生地、政治的意見、皮膚の色、宗教、信条又は性別にかかわらず』人権を保障しているが、性的指向については言及していない。」

「Mr Aidoo氏の行動は、火曜日、ラジオ・ゴールドに『同性愛は嫌悪すべきものだ。世界中のメディアの報道は、同性愛者の卑猥な意見に左右されている』と話した人民国家会議（PNC）の書記長など他の政治家からの支持を集めた。ガーナ、そしておそらくアフリカは同性愛者の脅威に対して持ちこたえることができない。」[18]

社会の扱い及び姿勢

21.13 2010年USSD 2010報告書（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「...強固な社会文化的信念が同性同士の性行為を差別し、その行為に（不名誉という）烙印を押した。レズビアン、ゲイ、両性愛者及びトランス・ジェンダー(LGBT)の登録組織はない。LGBTである人々は、広範にわたる差別に直面した[例えば] ... 6月4日、Western州Takoradi市で、千人を超える抗議者が、同市におけるゲイとレズビアンの行動に関する報告に反発して行われた平和的なデモ行進に参加した。これは、ガーナで初めてのゲイ反対抗議行動であったと報じられている。[しかしながら] ... 12月22日、CHRAJの代表代理が、アクラに拠点を置くシティFMとのインタビューで差別に反対する発言をした。同代理は、ゲイやレズビアンは社会の姿勢に基づいて非難されるべきではないこと、また憲法は差別からの解放を定めていることを強調した。」[1a](セクション6)

21.14 ガーナウェブの記事「ガーナにおける同性愛：増え続ける数」（2011年1月6日付）は、「...ガーナの同性愛者に対する偏見は多い...ガーナの法律は同性愛を受容していない。これらの法律は、社会の中で不快に思われている同性愛者に関して、市民の間に全般的な嫌悪感を生み出してきた。同性愛者は差別されている。その結果、ガーナには、孤独、羞恥心そして絶望の感情に囚われたゲイが多数存在する。」と述べている。[8g]

21.15 ビハインド・ザ・マスクの報告書「西アフリカLGBTIの人権擁護活動家が国の状況を報告」（2011年8月31日付）は、次のように記録している。

「...[ガーナでは] 憲法に基づき、性的指向を持つ権利は、特に保護されていない。このような状況において、特に、同性愛の男性に対して、襲撃と殺害の脅迫が一般的に行われている。メディアは、同性愛の個人の影響、規模、性格及び望みについて正確性を欠く扇情的な記事を書いてきた。同性愛者に対する脅迫状、暴力、憎悪犯罪、世間の耳目を集めようとする者及び同性愛嫌悪の記事がほぼ毎日掲載されている。人々は、同性愛者のレッテルを貼られることを恐れて、対外的な周知活動に参加することを拒んできた。以前、[ガーナ同性愛嫌悪反対連合[CAHG]の] 職員は、事務所へ向かう途中、あるいは野外活動や対外的な周知活動に取り組んでいたところ、襲撃を受けたことがあった。ある時、車が意図的に職員の1人を撥ね、また、別の職員は路上を歩いている時に男たちのグループに嫌がらせを受けた。こうした事故は被害者の性的指向のために起きたものである。」[20b]

21.16 ビハインド・ザ・マスクの報告書「ガーナ：反同性愛者ロビー活動団体がその活動戦略を明

らかにする」（2011年8月24日付）には、次の記載がある。

「ガーナの反同性愛者ロビー活動者Prince Osei Tutuは、ビハインド・ザ・マスクとのインタビューで、同氏の使命は同性愛者を追放することではなく、同性愛者の性行為を禁止する法律を制定することであると語った。賛否両論ある国際同性愛反対活動団体（IMASS）の代表を務めるPrince Osei Tutuは、インタビューの中で、同団体の使命は『決して嫌悪を説き勧めることではなく、[同性間の]性行為がもたらす致命的な結末について人々（同性愛者、非同性愛者の双方）を教育することである』と主張した。同氏は、『IMASSは、同性愛者の追放を要求していない。ただ、それ（同性愛者の性行為）を禁止する法律の制定を求めているだけだ』と発言した。Osei Tutuはビハインド・ザ・マスクのナイジェリア特派員に対して、『同性愛が、その実践者だけでなく、社会全体に対して極めて危険な意味合いを持っているということは誰もが知っている。』と語った。最近のニュースで紹介された、ガーナのLGBTIコミュニティに反対する活動を行っている妥協を許さぬグループは、『ガーナ及びそれ以外の国における同性愛者に反対する活動を行う』ため2007年に創設されたと言っている。」 [20b]

21.17 ビハインド・ザ・マスクの同報告書は続ける。

「Osei Tutuは、『IMASSは教育を行うために、電子及び印刷メディアの基盤を利用している。同団体の会員には、ジャーナリスト、医者、弁護士、聖職者、教師に加え、あらゆる分野の人々がいる。我々は、公衆向けの講義を行うために学校、教会、イスラム教寺院その他の公共の場を訪問している。』と語った。そのような同性愛嫌悪の団体を創設した理由と（もしあれば）結成以来の成功実績について教えてほしいという質問に対し、このIMASS代表は神のお告げであると答えて、『発想は神聖なものである。創設者は[同性愛者の]行為を罪深く、邪悪で犯罪とみなす若者である。先に述べた通り、この団体は2007年に創設されたが、本格的な活動を開始したのは今年になってからである』と語った。この団体が展開する基本的な議論は、世界中の同性愛反対論者から聞かれるものと同じ場合が多く、聖書とコーランからの引用に基づいている。IMASSは、同性愛者の性行為が法的問題だけではなく、精神的、道徳的、心理学的、医療、社会経済的そして社会政治的な問題に関係していると主張する。同団体は、同性愛者の性行為が伝統と慣習にも影響を及ぼしていると言う。賛成派ロビイストについて、Osei Tutuは、『この議論を人権[に関するもの]に限定するのは偽善的である。人生の全ての側面を対象とするところまで拡大しなければならない。そうすれば、彼らの立場は崩れていくだろう。』と語った。」 [20a]

21.18 グローバルゲイズのニュース・ダイジェストに入っているニュース記事「ガーナの教会がゲイの『治癒』を目的とした施設を設立」（2011年8月10日付）は、次のように述べている。

「ガーナの長老派教会は、ゲイとレズビアン『社会復帰』と『治癒』を目的とした治療施設を設立しようとしている。同宗派の代表である牧師Emmanuel Martey教授はガーナ・ニュース社に対し、『同性愛が社会で急速に広まっており』、抑制されなければならないと語った。ゲイとレズビアンは困難に直面しているものの、日常的にお祈りをすれば、『治癒』するだろう、と同氏は語った。先月、ガーナWestern州の大臣がゲイ全員を即刻逮捕するよう命令し、人々に隣人の情報を報告するよう要請した。『社会からこうした人々を排除するため、全力を尽くしている』と同大臣は語った。」 [22]

21.19 ガーナウェブ内の記事にある以前の報告書「数千人がガーナで初のゲイ反対抗議行動に参加」（2010年6月4日付）は、次のように述べている。

「ガーナの都市Sekondi Takoradiで、数千人もの怒れる若者が、石油都市と呼ばれる同市で行われたゲイとレズビアンの会合に関する最近の報告に反発して、大規模なデモを実施した。6月4日の金曜日に行われたデモは、ガーナで初めてのゲイ反対抗議行動である。千人を超える抗議者は、プラカードを掲げて街の大通りを通り抜けながら、土砂降りの雨をもものともせず、不快感を表に出していた。そのデモは、他の宗教グループや懸念を抱く市民からの支援を受

け、Takoradiのイスラム教徒コミュニティが組織した。このデモは、Tanokromやその他の同市郊外で行われたとされるゲイの結婚やパーティーに関する最近の報告を受けたものである。Tanokromでのパーティーには、Eastern, Ashanti及びCentralの各州から60人近くのゲイとレズビアンが参加したと言われている。」[8]

- 21.20 フリーダム・ハウスの記事「ガーナのLGBTが恐怖に晒されている」（2011年8月8日付）は、「ガーナにおいて登録されているLGBT組織はない。政府は2006年、開催される予定であったLGBTの権利に関する会合を禁止した。ゲイやレズビアンは、その性的指向を『暴露する』と脅かす恐喝者からのブラックメールの被害者となることが度々あり、また、強要、直接的な脅迫、襲撃、レイプ及び殺害にも直面してきた。」と述べている。[21a]

目次に戻る
資料目録に進む

22. 障害

- 22.01 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、次のように述べている。

「NPP政権、NDC政権双方とも、障害問題に取り組むことを公約していた。NPP政権は、障害者法(法715)を2006年に可決したが、全国障害者評議会を運営する事務局職員の選定や事務局を設置するための適切な場所を見つけることなど、本法律の重要規定のいくつかを実行するのに時間がかかった。NDC政権はその後、その評議会を始動させた。」[21b](市民の自由)

目次に戻る
資料目録に進む

23. 女性

概観

- 23.01 ガーナは、女子差別撤廃条約(CEDAW)の締約国(1980年5月17日)であり、同条約の批准を行った(1986年1月2日)[48a]

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/cedaw36/cc/Ghana/0648072E.pdf>

- 23.02 CEDAWに加え、アフリカ女性の権利ウェブサイトは、『請求の関係書類』（2010年3月5日付）で、「ガーナは『アフリカの女性及び人民の権利に関するアフリカ憲章の追加議定書（マプト議定書）』を留保なしで批准すると共に、『CEDAWの選択議定書』も批准した」と述べている。」[52]

- 23.03 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」（2010年4月7日付）は、「憲法は女性と児童の権利を...擁護している」と述べている。[21b](市民の自由) また、同情報源は、次のようにコメントしている。

「最近、ガーナは、ジェンダー問題に対し過敏さを増してきた。NPP政権は2001年、女性児童省(MOWAC)を設置した。同省は、既存の2つの政府機関である女性と発展に関する国家協議会及び児童に関する国家委員会に関する管轄権を有した。Atta Mills新政権もまた、ジェンダー問題の重要性を認識していることを示すと共に、同政権自体が、政府の職位の40%に女性を任命することを公約した。しかし、この目標が達成されるかどうかは極めて疑わしい。さらに、女性議員数は、2008年の選挙後、23人から 20人に減少した。」

- 23.04 しかしながら、パブリック・アジェンダ（アクラ）の記事「女性の人権問題を振り返る」

(2011年12月19日付)は、「2011年は、CSO[市民社会団体]が女性の人権を守るために尽力したにもかかわらず、良くなかった。これが女性擁護活動家の審判である...女性は政治の様々なレベルで順調にいかず、また公的レベルでも重要な任命が新たに女性になされたということとはなかった...市民社会団体は、参画という観点から良好な動きを示した。」と述べている。
[10b]

- 23.05 世界経済フォーラムの「世界ジェンダー・ギャップ（男女平等）指数に関する2011年報告書」は、ガーナを135カ国中70位にランク付けしている。「世界ジェンダー・ギャップ指数...は、性別格差に基づく不平等の規模と範囲を把握し、その進展状況を追跡するための枠組みである。この指数は経済、政治、教育及び健康に基づく基準に関する国の性別格差を評価し、地域別や所得グループ別に、また時系列で有効な比較が可能な国別順位を提供するものである。」同報告書は、「ガーナの順位は[2010年と]変わっていないが、総合得点では増加が見られる...サブ指数の場合と同じように、この最終値は1（平等）と0（不平等）の間に設定されることから、国別の順位付けに加え、理想的な平等基準との比較も可能になる。」と述べている。
[49]

法的権利

- 23.06 ガーナ共和国憲法(1992年)の第5章(基本的人権及び自由)は、次のように定めている。

「12条 2項：ガーナの何人も、その...性別がいずれであっても、本章に規定される個人の基本的人権及び自由を享有するが、他者の権利及び自由並びに公共の利益を尊重することを条件とする。」

「17条 1項：全ての者は、法の下に平等である。

2項：人は、性別、人種、皮膚の色、出身民族、宗教、信条又は社会的若しくは経済的地位に基づき、差別されてはならない。」 [50a]

- 23.07 社会制度とジェンダー指数のガーナ国別情報（日付なし、アクセス日：2012年4月3日）には、以下の記載がある。

「ガーナの1992年憲法は、文化的及び伝統的規範の中で残酷かつ非人道的な側面を全て公式に禁止している。これまでの10年間、女性に対する暴力を犯罪とするために、いくつかの法律が制定されてきた。刑法は、凌辱、強制婚姻、慣習的隷属状態、女性器切除、寡婦の儀式の悪用及び『魔女』追放の慣行に関して制裁を科している。」

「しかし実際には、ガーナの女性はその憲法上の権利の侵害と悪用に直面するが多い。多くの女性は、特に農村部において、依然として伝統的な男性支配に晒され、相続及び資産、法的に登録された婚姻及び児童の扶養と監護に関する法的権利を否定する慣行及び社会的規範の制約を受けたままである。」 [51]

政治的権利

- 23.08 2010年USSD報告書は、「女性が男性と同じ基準で投票を行う又は政治活動に参加することを禁止する法律はないが、女性は伝統的に男性と比べ、指導的地位に就く機会は少なかった」と述べている。
[1a]

- 23.09 アフリカン・アーギュメンツの記事「ガーナ：2012年選挙が近づく中、女性は依然として政治的に脇に追いやられている」（2012年1月11日付）は、次のように述べている。「ガーナの政治において、女性は、政界の既成勢力の上層部を務める男性の世界に侵入してくる者、男性の飾り又は支持者（選挙活動中にその男性たちへの票を得るために駆り出されることが多い）として認識されている...最近、ガーナは、数十年にわたる内戦及び独裁的又は抑圧的

な政府から復興を遂げたという点について、西アフリカ地域における民主主義の代表的なモデルとして、多くの評論家によって位置づけられ、承認されてきた。ガーナの民主主義...は、世界の他の国々に対し、西アフリカ諸国は民主的な統治を行い、より洗練された政党組織を持つことができることを示した。しかしながら、ガーナの政治制度と文化は、女性を含める段になると、発展を遂げることができなかった。現在、議員のうち、女性はわずか8%しかいない。換言すれば、議員230名のうち19名、閣僚メンバー19名のうち4名だけが女性という状況である。与党の国家民主会議（NDC）が間もなく議席を安定的に確保することを目指して地方予備選挙を行い、野党の国民愛国党（NPP）が女性候補者数をわずか24人までしか増加させない中、女性の人権グループは、今年の選挙での変化はほとんど期待できないと語っている...ガーナにおいて政治の世界を目指す女性の候補者は男性候補者が経験しない多数の難題に直面している。彼女たちは、夫の承諾を得なければならず、また、選挙活動を支援する資金調達の道がなく、さらに、国又は地方の議員の席を求めていく中で、評判は地に落ち、名誉は毀損される場合がある。国会議員と様々な地域の地方議員は、女性を嘲り、選挙活動中に売春しているかのような発言をすることで知られている。」 [53]

23.10 ウーマンカインドの報告書「女性は今、ガーナの政治の歴史を塗り替えている」（2011年9月1日付）は、次のように述べている。

「今週、ガーナで政治の歴史が塗り替えられつつある。同国の社会主義野党である会議人民党（CPP）の党員が、同党の最も重要な指導的地位に女性を選んだ。[女性]は]党の9つの最高幹部職の内4つに選出された...特に、ガーナ初の大統領の娘であり、Western州Jomoro市の国会議員でもあるSamia Nkrumah女史は、同国の政党の長に選出される初の女性となり、政治の歴史を塗り替えた...ガーナは、同地域で、女性の政治参加が最も低い水準にある国の1つである。」 [54]

社会的及び経済的権利

23.11 ガーナウェブの記事「差別、暴力ーガーナの女性の苦悩の元」（2010年10月19日付）は、次のように述べている。

「...ガーナにおいて、女性の発展にとっての障害の元は、性別を理由とする無遠慮な人権侵害、恫喝及び暴力と一体となって社会的、文化的、経済的及び政治的差別に包み込まれていることである。女性は十分な金銭を生み出す自立的な経済活動に従事する能力に欠けており、適正な医療、教育、住居を手に入れることができずに、貧困の悪循環の中に止まっている...女性の多くは、医療施設に至るまでの交通費さえも支払う余裕がない。また、読み書きができない、あるいは公用語である英語を話せないために障壁に直面する女性がいた。一部の例では、女性であるという理由だけで、情報の利用を拒絶された女性もいた。」 [8i]

23.12 ガーナウェブの同記事は続ける。

「...ガーナでは、政府がその国力を女性の健康に対する権利を実現するために最大限に活用することを国際法や国際標準により求められているという事実があるにもかかわらず、多くの女性は意思決定過程から排除され、そのような医療サービスを利用することも拒否されている。多くの民族集団では、土地などの不動産、カカオ若しくはコーヒーなどの換金作物又は木材などの貴重な経済資源を相続によって所有又は受け継ぐのは男性のみである。女性の多くは、特に農村部において、依然として伝統的な男性支配に晒され、相続及び資産、法的に登録された婚姻及び児童の扶養と監護に関する法的権利を否定する慣行及び社会的規範の制約を受けたままである。多くの寡婦、特に子供のいない寡婦は、親族の男たちによって亡夫の家から追い出されてしまう。女性が家屋を所有するのはタブー（禁忌）と考えられているからである。その結果、貧しい寡婦は子供の福祉と成長を適切に確保できず、個人、コミュニティそして国全体の発展が阻害される状況となっている...職場では日常的に差別が行われるようになってきているため、一部の女性は、頭上に荷物を載せての運搬（kayayoと呼ばれ

る) や家事手伝いなどの単純労働に従事することを余儀なくされている。彼女たちはしばしば、社会的、商業的及び性的搾取の対象とされる。」 [8i]

- 23.13 インター・プレス・サービス通信社の記事「ガーナ：高齢者の女性のほとんどが年金をもらえない」（2011年11月3日付）は、アクラのOld Fadamaと呼ばれる違法のスラム地区に住む老女2人の話を、次のように詳述している。

「ガーナの乏しい社会支援システムと無縁で、粗末な年金制度の対象ともなっていない彼女は、この西アフリカ国家の高齢女性、すなわち貧しく、苦闘しており、しばしば忘れ去られた存在である女性の縮図である。ジェンダー活動家（性別による格差を解消するために活動している人々）によると、このような女性の状況...は、女子教育が低水準にあるといったことから核家族の増加に至るまで、また、社会政策から女性を対象外になる環境文化的差別に至るまで様々な要因が融合して引き起こされている。長年にわたった男女の性別による役割分担のため、女性を非公式部門（開発途上国にみられる、経済活動において公式に記録されない経済部門）へ追いやっているガーナの労働市場がこうした状況を悪化させている...ガーナには年金制度がある。最も大きなものとしては、社会保障及び国民保険信託（SSNIT）が運営する制定法上のプログラムがあり、2010年末現在で、民間及び公的部門から107,312人が加入している。そのうち、女性はわずか17,229人である。これは、このプログラムが公式部門の従業員を対象としているからである...一方、SSNITは非公式部門に対して制度を有していない。SSNITは2005年に試験的プロジェクトとして開始され、3年後に全国的なものになった。柔軟なプログラムであり、加入者は可能な時に可能な金額を拠出することができる...しかし、加入者9万人の内、32%のみが女性である。ガーナ人口の2千4百万人の性別構成はほぼ同割合であるが、女性の方が長生きしている。また、行商人、漁師、石工など非公式部門に属する男性は多数いるものの、擁護者曰く、非公式部門は主に女性の世界である。しかしながら、なぜこのプログラムに加入する女性がそんなに少ないのか理由は不明である...現在、制定後20年を経過したガーナ憲法が見直されている。2010年に発足した改正委員会は、全国を訪問し、利害関係者から話を聞いた...ガーナ女性の権利ネットワークは、経済的及び文化的制度によって引き起こされる差別だけでなく、人権問題の根幹に対処するため、憲法における差別の定義を拡大しようとしている。」 [42c]

教育

- 23.14 シチズンシフトの記事「学校に通うガーナの女兒は教育を受ける権利を享受するために闘う」（2012年3月28日付）は、次のように述べている。

「男女の平等と教育を受ける権利の国内及び国際的保障にもかかわらず、女兒は依然として男児と比較して、就学し、学校で安全に過ごす上での障害が多い。ガーナの貧困に喘ぐNorthern州に住む生徒の多くは教育を受ける資金を持っていない上、女兒は教育を受ける価値がないという思い込みと闘わなくてはならない。幼い頃から、女兒は教育が新しい人生を約束することを完全に理解している。最終的に就学できる女兒は、新たな危険と闘わなければならない。しかし、その危険は、彼女たちの教育を受ける権利が優先され、社会によって正しく理解されさえすれば、避けることができるであろう。」

「国連の世界人権宣言は、教育を受ける権利が普遍的であり、不可侵のものであると述べている。これは、ガーナ憲法第25条『全ての者は、均等な教育機会及び施設を利用する権利を有し、この権利が全面的に行使されるために、(a) 基本教育は無償、義務的かつ全員が利用できるものとする。』という規定によって保障されている。この規定の後に、『技術教育及び職業訓練教育を含む様々な形態の中等教育は、あらゆる適切な手段によって、特に無償教育の漸進的導入を図ることによって、全ての者が利用できるものでなければならない。』という宣言が続く。」 [55]

- 23.15 シチズンシフトの同記事は続ける。

「ガーナにおいて、小学校は理論的に言えば無償であり、高等学校も形式的には開放されているが、生徒やその家族が負担する目に見えない費用が多い。授業料自体はそれほど高額ではないものの、学校関係の諸経費と必須の制服及び教科書にかかる費用が、政府の考える教育費用の10倍にもなる。女兒が就学できないのはこのような隠れた費用のためである。女兒は教育を受ける価値がないという考え方を改めさせるため、また、就学する方法を模索するために被る苦労のため、中等教育は『一般に利用できる』ものとは程遠い存在となっている。また、女兒は家庭内や外で多大な貢献をしている。女兒が就学すれば、それまでと同じ量の仕事をこなすことができなくなるため、家族やコミュニティからの反対に直面する。外国のNGOや富裕国からの寄付により、教育を受けるための金融手段を持たない女兒のために必需品を提供する手助けを行うことはできるものの、社会における女兒の価値と役割に関する思い込みに対抗しなければならないのは女兒自身である。人々がただ生存するためだけに苦勞する地域において、これは極めて困難な課題である。」 [55]

児童の項も併せて参照されたい。

雇用

23.16 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書：補遺（ガーナに対する使命）（2008年2月21日公表）は、次のように記載している。

「既婚女性や子持ちの女性を含むガーナ人女性の労働市場参加率は、非常に高水準で、実質的に男性の水準と同じである。2003年の人口保健調査によると、ガーナでは、女性の75.1%と男性の75.6%が雇用されていた。女性は、稼いだお金の使用に関し、相当に自主性を持っているようであることも、注目に値すべきことである。調査対象の女性のほぼ4人のうち3人(73%)が、通常、一家の生計手段や子どもの養育に充当する収入の使い道に関して、ただ1人でその決定に責任を負っていると述べた。注目すべきことに、都市部の女性より農村部の女性の方が、著しく、自分たちの稼いだお金を完全に管理している場合が多いと報告されている。」

「ただし、労働市場は依然として、ジェンダーにより強く分離されたままである。女性は主に、自営業者を含め販売やサービス分野で働いているが、男性は主に、農業や公的部門の仕事で雇用されている。ジェンダーによる職業分離は垂直的にも起きている。女性は、支払額の多い技術職には少ない。女性の3倍もの数の男性が、専門職、技術職又は管理職として働いている(10%対3%)一方で、雇用されている男性の23%及び雇用されている女性の16%は、手作業で行う技術職を引き受けている。」 [27a] (雇用)

「上述の全てが大きな賃金格差につながり、女性は、男性より稼ぎが約29%少ない。」

23.17 国際労働機関が2011年6月17日に公表した「ガーナの国内労働法」は次のように述べている。

「労働市場情報は性別による差別の兆候を示している。最新のガーナ生活水準調査 (GLSS IV) では、女性のわずか0.1%しか管理/経営区分に属しておらず、また、2.7%しか専門職/技術職区分に属していないことが明らかになった。同様に労働組合組織においても、ガーナTUCに加盟する労働組合の書記長17名及び副書記長17名の中に女性は1人もいない。」

「女性の大半が読み書きすることができない農村部では、もっと悪い状況にある。伝統的に、ガーナの女性は、食用農作物の生産に従事し、利益の大きいカカオなどの換金作物には従事していない。従って、農業部門の女性は、極めて不利な状態に置かれており、例えば、最近のカカオ価格の上昇に関して、その上昇率に見合った利益を享受していない。この差別が、女性（特に非公式部門）の平均収入が低いことや公式部門における女性の昇進機会がないことにつながっている。差別を生み出す1つの重要な要因として、女性の中で非識字（又は教育レベルが低い者）が広範にわたって存在していることが挙げられている。しかしながら、この要因は、むしろ家庭内やコミュニティレベルで女性が一般に差別を受けていることをより

的確に示す現象であろう。」[62]

生殖に関する権利

23.18 2010年USSD報告書は次のように述べている。

「男女のカップル及び個人は、妊娠の回数、間隔及びタイミングを決めることができる。2008年人口保健調査によると、調査対象の女性の98%は、少なくとも1つの避妊法を挙げることができた。外国の援助機関によれば、生殖可能年齢の既婚女性の17%が、近代的避妊法を使用していた。妊娠女性の75%以上が出産前に4回以上妊婦健診サービスを受けていた。約60%の女性が、熟練した付添人の手によって出産した。産婦の死亡は、最近の調査で、10万人の生児出生につき451人であると推定され、最もよくある死因は、出血と感染症であった。3分を超え女性が出産後2日以内に治療を受けたことが報告されている。女性は男性に比べ、HIV検査を受ける可能性が高い。というのは、HIV検査は特に出産前検診の一環として提供されるからである。妊婦人口の推定10%は、自身のHIV感染状況を知っている。HIV陽性の妊婦のおよそ30%が、母子感染を防ぐため、抗レトロウイルス薬の投与を受けた。」[1a](セクション6)

墮胎

23.19 アフリカ地域セクシャリティー・リソース・センターの記事「ガーナで慣行化された烙印」(2011年9月22日付)は、次のように述べている。

「ガーナでは1955年以来、墮胎は、女性の精神的健康を保護する目的も含め、様々な状況の下で合法とされ、サハラ以南アフリカにおいては最も進歩的な法律の1つとされてきた。しかしながら、安全でない環境で行われる墮胎は、依然として産婦のほぼ3分の1が死亡する原因となっている。安全な墮胎を受けることは慢性的に不可能で、女性や医療サービス提供者の間で、墮胎法に関する知識は乏しい。ガーナでは、墮胎の問題はタブー（禁忌）である。そのタブーとして取り上げられない環境の中で、誤報と偏見が盛んになっている。」

「国の85%近くがキリスト教徒であり、最近の調査では、ガーナ人のほぼ90%が、墮胎は道徳的に正しくないと回答している。しかし、墮胎に対する偏見は、性行為とセクシャリティ（性的関心）という広範なタブーとの関連の中で位置づけられなければならない。『ガーナでは、避妊を認めないところが多少ある。例えば、ある女性が家族計画中（避妊によって産児制限中）であって、あなたが「家族計画中なのか？」と尋ねた場合、その人は否定するだろう。あなたが「出産の間隔はどのようにしているのか？」と尋ねれば、その人はこう言う。「神のお恵みよ。』』とアクラのリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）従事者であるRose Asante は語った。」

「『性行為又は家族計画について話したり、あるいは避妊しようとしたらすれば、人々はあなたが性的に乱れていると考える』と同女史は続ける。『我々の社会は性行為をおおっぴらに話すことができる社会ではない。誰もが、これは立入禁止の領域だと知って成長する。特に、墮胎については、その周りに多くの偏見と立ち入れない雰囲気があるため、誰も墮胎について話したくない。』」

「墮胎を求めるガーナの女性は、単なる好色以上の存在として見られる。彼女たちは、冷酷又は軽率であると判断される。『人々はあなたが墮胎をするような極悪な女性にちがいないと考える』とガーナのAshanti州にあるリプロダクティブ・ヘルス・クリニックマネージャーのRichard Oyeは語った。『人々は、墮胎をしたくないし、また、墮胎を隠したいと思っている。だから、やぶ医者が流行るのだ。やぶ医者は裏通りでこっそりと墮胎を行っている。』」[63]

婚姻

- 23.20 『社会制度とジェンダー指数』のガーナ国別情報（日付なし、アクセス日：2012年4月3日）は、次のように記載している。

「婚姻令では、結婚は一夫一婦と定め、（合法的に離婚していない限り）再婚を禁じている。これは、一夫多妻を認めている慣習法及びイスラム聖法(イスラム聖法の場合、男性は4人まで妻を登録できる)と矛盾する。婚姻令は、慣習法又はイスラム聖法の下で許される2度目の結婚を全く酌量していない。同様に、慣習法により最初の妻を持つ男性は、婚姻令に基づき、その後の結婚をすることができない。こうした法律があるにもかかわらず、古典的な法律に基づき結婚した相当数の男性が、重婚状態にある(あるいは、人生のある時点で重婚していた)。ガーナの女性の約22%が一夫多妻の関係にある。」 [51]

- 23.21 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書：補遺（2007年ガーナに対する使命）（2008年2月21日公表）は、次のように記載している。

「男女関係の不平等は、差別的結婚慣行や婚姻関係により持続されている。花嫁を、ある家族から別の家族へ移動させることを伴う結婚は、2つの家族を拘束する契約と受け止められている。全ての民族集団において、花婿の家族は花嫁の家族に持参金(お金、商品又は家畜)をして、それにより、妻を持つと確信するようになる男性もいる。」

「場合によっては、特に北部3州においては、持参金支払いの埋め合わせをするため、若い女性や少女を家族間で交換することがある。定義から言って、この慣行はほぼ、花嫁と花婿双方にとって強制結婚の意味合いを持たせる。その結果、始まりから、衝突と潜在的暴力の種が、結婚の結び付きの中に蒔かれることになる。」

「一夫多妻は、女性の劣位的立場を定着させるもう1つの慣行である。2006年ガーナ複合指標クラスター調査(MICS調査)によれば、15～49歳の女性の5人に1人以上(21.6%)が、一夫多妻制による結婚生活を送っていた。一夫多妻制は特に、40%近い女性が一夫多妻で生活する北部3州で広く行き渡っている。」

「1998年児童法は、婚姻の最低年齢を18歳と定め、児童の婚姻を犯罪としている。ただし、法律が十分に執行されていないため、児童及び早期の結婚は引き続き行われている。」 [27a] (パラグラフ19-20)

- 23.22 結婚と家族百科の事典：「ガーナー結婚のプロセスと結婚の種類」のページには、次のような記載がある（アクセス日：2010年7月13日）。

「結婚のプロセス自体は、民族集団間で多様である。また、男女のカップルにより成立する結婚の種類は、社会経済的地位(例えば、学校教育、職業、収入、財産、居住地)、家族、宗教及び民族的背景を含み、多数の要因に依存することが多い。ガーナの家族法は、複数の結婚形態を認めている。全国を通じて、慣習法に基づく結婚、合意に基づく結婚、イスラム教のルールによる契約婚、及び布告(市民又は教会)による契約婚は、全て合法であると認められている。以上の4つの種類の結婚のうち、同国では、慣習的又は伝統的な法律に基づく結婚が結婚契約の大半を占めている。」 [31a]

離婚

- 23.23 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書：補遺（2007年ガーナに対する使命）（2008年2月21日公表）は、次のように記載している。

「離婚手続中の女性は、慣習法と成文法の間に不一致があるために、寡婦よりも、法的にか

なり弱い立場にあることがわかる。1971年婚姻訴訟法(法367)は、配偶者間の財産の分離を予定している。慣習法は、婚姻中に取得した全財産は夫だけの財産とみなしているもので、離婚の際、女性は婚姻期間中の財産の平等な分け前を剥奪されることが多い。女性が、財産の取得又は維持に『相当な貢献』を果たしたことを証明できる場合、例外規定が適用される。ただし、政府は、法367の規定は、婚姻関係にあるいずれかの一方当事者にも適用されることを書面で明確にした。それに沿って、同法20条1項に従い、裁判所は、『婚姻関係にある一方の当事者に対し、相手方当事者へ一定の金額を支払うこと、あるいは、財産権の譲渡若しくはそれに代わるものとして又は裁判所が公正かつ公平と判断する金銭提供の一部として相手方当事者へ動産若しくは不動産を譲渡することを命じる』ことができる。政府は、同法の欠陥は、同法が主に一夫一婦制の婚姻に適用されるものであることを指摘した。従って、同法41条2項は同法を、慣習法に基づく結婚を含む一夫一婦制ではない結婚にも適用できるようにする一方、同法は、慣習法が適用されることも認めている。」 [27a] (パラグラフ 13)

寡婦

23.24 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書：補遺(2007年ガーナに対する使命) (2008年2月21日公表) は、次のように記載している。

「慣習法は女性の相続権を否定する一方、故人の相続人に、寡婦と子供を扶養することを義務付けている。ただし、多くの場合、この義務でさえ尊重されず、寡婦は、慣習的な相続権を行使する者により、自宅から強制退去させられる。無遺言相続法は、夫の死亡から最初の6カ月以内に、寡婦又はその子供を、家族の家から強制退去させることを犯罪行為とすることにより、強制退去から寡婦を保護しようとしている。残念ながら、この保護規範は、6カ月経過後に強制退去を認めるというように、誤って解釈されることが多い。」

「いくつかのコミュニティは依然として、寡婦に、亡夫の兄弟と(公式又は非公式に)結婚することを要求するレビレート婚/寡婦継承の慣習を実践している。他のコミュニティでは、その寡婦は、死亡した夫の別の妻に生まれた息子のうちの1人に『引き継がれ』る。その男性は、その寡婦と性的関係を持つことが認められているので、これらの結婚は、寡婦に対する社会的支援の手配の域を超えているものである。にもかかわらず、女性は拒絶する立場にはない。拒絶した場合、彼女たちは、家から手荒に放り出され、極貧のままにされることになるかもしれない。」 [27a] (パラグラフ71-73)

女性に対する暴力

23.25 拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」(2011年6月15日公表) は、ドメスティック・バイオレンスについて、次のように述べている。

「当委員会は、2007年に、ドメスティック・バイオレンス法が採択されたこと及び2010年に発生したドメスティック・バイオレンスの事案に関して対話が行われている間に締約国(ガーナ)が提出した統計に注目している。しかしながら、当委員会は、ドメスティック・バイオレンスを含め、女性に対する暴力が広範囲にわたって行われているという報告がなされていること、ドメスティック・バイオレンス法が一部しか施行されていないこと、及びドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊(DOVVSU)は資金不足の状態にあることに懸念を抱いている。また、当委員会は、締約国が配偶者間レイプを犯罪とすることに躊躇していること及び当委員会による検証期間中に発生した女性に対する暴力事案に関する苦情、調査、訴追、有罪判決及び刑罰の数について説明した締約国の報告書に必要な情報が欠けていることを憂慮している。」 [77](8頁)

23.26 フリーダム・ハウスの報告書「2010年岐路に立つ国々：ガーナ」(2010年4月7日付) は、「憲法は、女性及び児童の権利を...擁護する... 刑法は、強姦、凌辱及び強制結婚に対処している。但し、ドメスティック・バイオレンス法は依然として適切に執行されておらず、DOVVSU(ド

メスティブ・バイオレンス被害者支援部隊)は、十分な資金を受け取っていない。」と述べている。[21b] (市民の自由)

- 23.27 拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、有害な伝統的慣行について次のように述べている。

「委員会は、女性器切除やトロコシ（儀式上又は慣習上の奴隷）など有害な伝統的慣行を犯罪とする際に政府がとった行動に注目している。また、2010年には、女性器切除の事案が依然として12万3千件も報告されてはいるものの、1999年から2010年までの間に同事案の報告件数が25%減少していることに留意している。当委員会は、ガーナの慣習法と伝統的慣行の一定の側面と基本的人権と自由の尊重（拷問及び残虐、非人道的又は品位を傷つける取扱い若しくは処罰の禁止を含む）との間に明らかな矛盾が存在していることについて引き続き懸念を抱いている。この点に関して、当委員会は、一部の女性が魔術を行ったとして非難され、耐え難い暴力（集団による暴行、火傷させる行為、リンチを含む）に晒され、コミュニティから追い出されたという報告があったことを憂慮している。このような女性の多くは、最低限の適正な法的手続も経ない制度によって、『魔女キャンプ』と呼ばれる場所に連れて行かれ、そこから社会に復帰できる可能性は不明である。さらに、当委員会は、財産を剥奪されることが度々あり、場合によっては屈辱的かつ虐待的な慣行に晒されることもある寡婦に対して行われる暴力事件の報告について懸念を表明している。当委員会は、被害者の支援及び補償に関する情報に加え、そのような行為を行った者に対する起訴及び刑罰に関する情報も欠けている状況を遺憾に思う。また、ガーナの慣習法が[拷問等禁止]条約締約国（ガーナ）としての義務と相反しないよう講じる措置に関する情報も欠けていることを遺憾に思う。」[77](9頁)

- 23.28 パブリック・アジェンダ（アクラ）の記事「ガーナ：Memiaは女性への暴力に対してノーと言わなければならない」（2011年11月28日付）は、次のように述べている。

「ガーナではしばしば、女性が差別的な文化的慣行の対象となる。このような慣行の下で、女性は時折、男性の暴力的傾向に晒される。職場において、女性は性的嫌がらせや言葉の暴力を含む同じような虐待の環境に置かれていることに気付くことが度々ある。こうした状況は、肉体的虐待と同様のダメージを与えて心に傷を残す。最近、高度の礼節と人権尊重が維持されていると考えられる高等教育機関で女性の虐待が行われているという報告が、ガーナのメディアに殺到している。」

「...ガーナにおいて、女性に対する暴力を一掃しようとする取組みは、多くの障害に直面してきた。その主たるものは、男性を女性より上位に置き、女性に対して向けられた一定の暴力的行為を看過する姿勢や信念及び文化的慣行である。国連で入手できる統計によると、ガーナでは、15～19歳の男性の28%、及び同年齢層の女性の41%が依然として、一定の状況の下では、夫が妻を叩いたり、殴ったりすることが正当化されると考えている。北京行動綱領（訳者注：世界中の全女性のために平等・平和・開発の達成を促進することを表明するため、各国政府により採択された宣言）は、全政府に対し、女性に対する様々な形態の暴力の広がりに関する統計を調査、収集及び編集することを推進するよう求めている。ガーナは、女性に対する暴力の終焉を推進することを目的とする多数の国際憲章及び条約を批准してきた。さらに、女性が基本的人権を享受することを保障するためのプログラムの策定に向けて工程表をとりまとめた。こうした取組みは、2007年2月21日、ドメスティブ・バイオレンス法案が議会で可決され、立法化されたことで明らかである。以前は女性・児童部隊として知られていたガーナ警察庁のドメスティブ・バイオレンス被害者支援部隊（DOVVSU）は、直面する諸々の課題があるものの、女性と児童に対する人権侵害と暴力に関する事案への取組みを支援している。様々な女性の人権グループが、ガーナの女性に対するドメスティブ・バイオレンスの終結に向けた支援運動を行ってきた。」[10c]

ドメスティブ・バイオレンス

23.29 ジョイ・オンラインの記事「虐待された! ガーナでドメスティック・バイオレンスに苦しむ女性が多くなっている」(2012年3月31日付)は、「ガーナの女性の3人に1人が何らかの形で虐待を受けてきた。統計によると、女性や女兒に対する犯罪事案は、昨年だけで1万5千件以上(全国ベース)報告されており、2010年の約1万1千件から増加した。」と述べている。[64]

23.30 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「法律は、レイプを犯罪としているが、配偶者間レイプは犯罪とされていない。レイプ事案は、実際より少なく報告されており、依然として大きな問題となっている。レイプ事件が報告されると、犯罪者は逮捕、起訴される場合が多い。年間を通じて、警察のドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊(DOVVSU)は、ドメスティック・バイオレンスと闘うため、女性弁護士国際連盟のガーナ支部である社会福祉局、法律扶助委員会その他のいくつかの人権に関わるNGOと緊密に連携した。DOVVSUは、2010年にレイプに関する報告を318件受け付け、158件は逮捕されたこと、101件は起訴され、3件は有罪判決が決定したことを報告したが、年末現在で224件は依然として調査されないままであるとも報告している。有罪となったレイプ犯は5年から25年の懲役刑を科される可能性がある。」

「法律はドメスティック・バイオレンスを禁止しているが、ドメスティック・バイオレンスは、引き続き問題となっていた。法律は、家庭内で軽犯罪レベルのドメスティック・バイオレンスを行った者は、即決判決で、罰金若しくは2年以下の懲役又はその双方を科せられることを規定している。また、裁判所は違反者に対し、直接、被害者に賠償金を支払うよう命じることができる。しかしながら、DOVVSUなどの機関の資金や物流能力が不十分なことやドメスティック・バイオレンス法が部分的にしか執行されなかったことによって、本年を通じて当該法律を完全に適用することができなかった。カウンセリング技術、避難場所その他の被害者を支援するための能力が欠如していることもあって、DOVVSUから特に要求されない限り、警察がドメスティック・バイオレンスの事案に介入することは稀である。被害者は、このような事件を公判に持ち込むにあたって、手続に相当な遅れが出るため、虐待の報告や検察官への協力を思いとどまる場合が多かった。被害者は、医者が警察の診断書に虐待内容を記載する際に請求する手数料を支払えないため、正式な被害届を提出できない場合が度々あった。法律はこうした診断書作成手数料の支払いを免除しているが、医者は、診断書に署名する見返りとして手数料を要求し続けた。医者は時々、診断書の署名に際して病院の事務局が設定した手数料以上の金額を要求したという信頼できる報告があった。本年中に行われたドメスティック・バイオレンス事件の起訴に関する統計情報は入手できなかった。」[1a](セクション6)

魔術

23.31 国連人権高等弁務官事務所の報告書「21世紀の魔女」(2009年8月)は、次のように述べている。

「歴史を通じて、魔女と形容された人々は迫害され、拷問され、そして殺害されてきたが、今日もその慣行は継続している。統計を入手することは易しくないが、毎年数千人の人々(その大半は女性と児童である)が、魔女と非難され、しばしば虐待され、家族やコミュニティから追放され、そして多くの場合、殺害された。超法規的・略式・恣意的処刑に関して、国連特別報告者Philip Alstonは、国連人権理事会に対する最新の報告書で、『あまりにも多くの状況において、魔女と分類されることは死刑宣告を受けるに等しいものになっている。』と語った。」

「衝撃的な話ではあるが、ますます標的にされているのは児童である。2009年1月に公表された国連難民高等弁務官宛て報告書『魔術の疑い。難民保護と人権』は、魔術を使うと非難される児童を虐待する現象は、長年にわたって紛争の被害を受け、伝統的な社会構造が消え失せて、児童兵がしばしば脅威となって浮上してきた国々に共通して見られる現象であると述

べる。また、エイズのような疾病による突然死が普通に見られ、より良い生活への見通しがほとんど望めず、さらに、信仰復興論者（昔の習慣や思想を復活させようとする人々）の教会が魔術の兆候を確認している国々では、児童はしばしば超能力を持っているとして非難され、迫害を受ける。」

「Alstonは、『いわゆる‘魔術’を使っていると非難される個人（その圧倒的多数は女性と児童）を迫害し、殺害することは、世界の多くの地域で深刻な現象となっている。』と結論付けている。同氏は、『魔術への対応には、特に、性別、年齢及び障害に基づく深刻かつ組織的な形態の差別が高い頻度で関係している。』と語る。魔女の家族もまた、『しばしば深刻な人権侵害に晒される。』」

「...ガーナでは、非難された2千人もの魔女とその扶養家族が、異なる5カ所のキャンプ地に閉じ込められていると考えられている。キャンプ被収容者の大半が極貧状態にあり、高齢な女性や数十年もキャンプ地に居住することを強いられてきた者もいる。」 [65]

児童の項も併せて参照されたい。

23.32 アクションエイド（英国のNGO）の記事「ガーナにおける魔術—迷信に呪われる女性たち」（2010年10月19日付）は、次のように述べている。

「北部ガーナの各地に存在し、合わせて約700人の女性が住む6カ所のうちの1つであるKukuo『魔女キャンプ』に、Mariamaは住んでいる。この数を見れば、この国では、魔女信仰が依然としていかに深く根付いているかがわかる。しかもこれは、魔女キャンプまで辿り着くことのできた人々だけの数である。女性が魔女であるという『犯罪』によって今もお殺害されていることは周知の事実である。現地の信仰によると、キャンプ地は、魔術が使えない『安全な場所』と考えられている。なぜなら、聖なる土地にあるという者もいれば、新たにやって来る者は浄めの儀式を受けなければならないからであるという者もいる。キャンプでは、同じ話、すなわち誰かを窒息させたとか、悪夢に現れてくるとか、あるいは隣人が死ぬまで呪いをかけ続けるといった非難をされ、暴徒に処罰されたという話を、各人の経験に基づいて語る女性たちで溢れている。また、苦難と不安に満ちた残りの人生を社会の隅で、帰郷しようとすれば命を奪われる危険を感じながら、生活していくことになる。」

「『こうした女性たちは、貧しく、無力であるために非難される。』とキャンプで生活する女性をサポートするため、アクションエイドの支援を受けた組織ネットワークのSongtabaで女性の人権を担当する職員Adam Lamnatuは語っている。」

「迷信や魔除け、黒魔術などの広まりは、キリスト教やイスラム教も実践されている国で座りが悪いと考えられるが、イスラム教導師やキリスト教司祭が魔術の禁止をどのように説いても、同国の人々は易々と両方の信仰を共存させてしまうことができるように見える。」 [66]

23.33 IRINの報告書「ガーナ：国の『魔女たち』の社会復帰」（2011年10月13日付）は、次のように述べている。

「ガーナ政府は、魔術を使うと非難されている人々、主に北部の『魔女キャンプ』へコミュニティから追放されている女性と児童を支援し、故郷に戻すための方策を検討中である。現在、約1,000人の女性と700人の児童がガーナ北部にある6カ所のキャンプで生活している。このキャンプは、故郷で魔女のレッテルを貼られ、他者に不運をもたらしたとして非難された後、そのコミュニティの人々から受けた脅迫と暴力から逃れるための避難場所となっている。大半の場合、居住者は家族によってキャンプまで連れてこられる。ガーナの女性・児童問題省の副大臣であるHajia Hawawu Boya Garibaによると、少数ではあるが、男性も『魔術師[男]』としてキャンプへ追放されることがある。キャンプは僻地にあり、住民は通常、電気のない泥壁の小屋で、食糧、水又は医薬品もあまり入手できない最低限の状態で生活している。現

地の報告は、空腹に喘ぐ女性や水を汲むのに数キロを歩かなければならない住民、また、通学できない児童について詳述している。キャンプはマネージャー（通常はキャンプを設営した人々）によって運営されており、施設を運営するための資金は、NGOや民間の寄付に依存している状態である。またキャンプマネージャーは時折、地域住民から食糧などの施しを受けることがある。」 [17b]

女性器の切除（FGM）

23.34 パブリック・アジェンダの記事「ガーナ：警察はFGMと闘う能力を欠いている」（2012年2月10日付）は、次のように述べている。

「FGMは、尊厳に影響を与える重大な負の文化的慣行の1つであり、女性の基本的人権を侵害すると共に、深刻な健康被害をもたらすものである。この慣行は、国の一部の地域で行われているものの、ガーナ北部の3州、特に思春期の儀式の一環として行うUpper East州でよく見られる... FGM は、女性器の部分的若しくは完全な切除を伴う多数の文化的慣行に名付けられた集合名である。FGM は、早くも幼児の頃から、30歳の年齢に至るまで行われる可能性がある。FGMの起源は不明である。」 [10d]

23.35 インター・プレス・サービス通信社の記事「娘を女性器切除慣行から守るために闘う父親」（2012年2月29日付）は、次のように述べている。

「女性器切除は、ガーナで1994年に犯罪とされた。国連及び世界保健機関（WHO）は、女性の外性器（クリトリスと小陰唇を含む）の切除を伴うこの行為を非難してきた。WHO は、この慣行を、健康にとって百害あって一利なしと語っている。FGMによって、再発性の膀胱炎及び尿路炎、嚢胞、不妊症に罹る可能性がある... ガーナ北部の諸州では、通常、12月と2月の間にFGMが行われる... ガーナ北部の州の多くはこの慣行を女兒が成人となる正常な儀式の一環と見ている... ガーナにおいて禁止された手続を実施する人々は、起訴された場合、5年から10年の懲役刑を科される可能性がある。しかし、当局はこの慣行を阻止する十分な取組みを行っていない。」 [42d]

23.36 パブリック・アジェンダの記事「ガーナ：警察はFGMと闘う能力を欠いている」（2012年2月10日付）は、次のように述べている。

「警察はガーナで行われている女性器切除（FGM）の背景にある考え方について十分な知識を持ち合わせていないため、女性器切除者に対して法律を有効に執行することができない、と警察病院の社会サービス部門長であるElvis Sandogo氏は語る。Sandogo氏は、FGMに関する政策を実施する際に警察庁を関与させるまで、警察は、女性の健康及び精神面に影響を及ぼす有害な文化的慣行に関する義務を果たす能力を欠いたままである、と政策立案者に対し警告した。Sandogo氏は、ドメスティック・バイオレンス法を例に挙げ、ジェンダー志向の団体が勉強会を何回か実施した後、警察が同法の核心を完全に理解するまでに数年を要したと語った。」 [10d]

23.37 2010年USSD報告書は、次のように述べている。

「法律は、FGMを禁止しているが、FGMは同国のUpper West州で、引き続き深刻な問題であった。また、Upper East州やNorthern州においても、深刻度は低いものの問題は残っている。タイプ II FGM（世界保健機関が、小陰唇の部分的または全体の切除により、クリトリスを切除するものとして定義している）は、他のタイプより一般的に行われた。少女は普通、4歳から14歳までの間に切除を受けた。ユニセフの支援を受けてガーナ統計庁が実施した2008年の調査によれば、この慣行が最も一般的に行われているUpper West州の15歳から49歳までの女兒及び女性の約49 %が、何らかの形で FGMを経験していた。一方、Upper East州では20%、Northern州では5%であった。」

「介入プログラムは、特に北部の諸州におけるFGMの広がり抑制することに、ある程度成功した。伝統的な首長を含むあらゆる階層の職員が、この慣行に対して声高に反対し続けた。また、現地のNGOは、FGMの廃止を促進するため、及びこの慣行を実践している者たちに、代わりの収入源を探すことができるよう新たな技術習得の訓練を行うため、教育活動を続けた。」

「2009年の調査では、Upper West州の15歳から49歳までの女兒及び女性のうち85%がこの慣行は廃止されるべきであると回答し、10%は決断できず迷っている状態で、続けることを支持したのはわずか5%であった。Upper East州の女性にFGMがあまり広まっていないのは、教育が向上したことと大いに相関関係があった。本年を通じて、この慣行の実践者を起訴した例はなかった。」 [1a](セクション6)

儀式上の奴隷：「トロコシ」

23.38 『女性の時間』の国際アーカイブに保存されている英国放送協会（BBC）のプログラム抜粋『ガーナのトロコシ女性』（2009年8月9日付）は、「トロコシの慣習は、ガーナ東南部で行われている。家族は、親族の罪（過去、現在を問わない）に対する神々の怒りを宥める手だてとして、自分たちの娘を祭司に差し出さなければならない。この伝統は、数世紀にもわたって、Ewe文化の一部となっており、差し出された女兒は、『神々の妻』として残された人生を過ごすことを要求される。生後18ヵ月しか経っていない幼児も神殿に送られる。トロコシとして捧げられた女兒が死亡した場合、その家族は、他の女兒に後を継がせることを期待されており、この問題が世代から世代へと引き継がれることになる。」と述べている。[25a]

23.39 米国労働省の報告書「最悪の形態の児童労働に関する調査結果2010年版」（2011年9月11日付）は、「...Volta州南部の児童の中には、2～3ヵ月から3年間続く可能性がある宗教上の奴隷の一形態であるトロコシにされている子がいる。この慣行に従えば、児童は、祈祷と神聖な祭壇を維持するための手助けをすることで、家族の一員の罪を償わなければならない。」と述べている。[26](313頁)

23.40 国連人権理事会は、「女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書：補遺（2007年ガーナに対する使命）」（2008年2月21日公表）の中で、次のように述べている。

「その慣行は、家族の一員が犯した犯罪又は道徳上の悪事に対し、神々の罪を避けるため、伝統的な物神（呪力があるとして崇拝の対象とされる物）である神社に、トロコシとして処女の娘を差し出すことを求めている。償いが求められる悪事は、世代を遡ることが度々あるかもしれない...トロコシとなるように指定された少女は通常、非常に若い年齢(6歳から10歳)で神社に差し出され、そこで、その少女と神との婚約の儀式が行われる。この儀式により、少女と神社の間に霊的隷属の関係が成立する。少女が霊的に婚約した時点から、トロコシは、その地位を示す特別な記章を付けなければならず、外部者は、その少女と性的接触を持つことが禁じられる。ある男性がトロコシと性行為をすると、その男性の家族は神の怒りを招いたと思われ、その結果、男性の家族もまた、処女の娘を神社に提供しなければならない。一方、男性が性的関係を持ったその少女は、儀式上、『浄化された』とされ、引き続き神社でトロコシとして奉仕する。」

「神社での儀礼的任務や家事を行うことに加え、トロコシは通常神社が所有する農地で長時間労働することも期待されている。彼女が労働に対する見返りに受け取るものは何もなく、その家族は食物やその他の必需品を全て与えなければならない。トロコシが思春期を迎えると、神社の物神である祭司者(tronua)は、少女（トロコシ）と神々との婚姻を完結させるため、少女と性行為を行うことができる。幼女時代から神社への隷属を受け入れるように育てられた少女は拒絶するような状況にない。そのような性的関係から生まれた娘もまた神社に対し

て一定の義務を負う。」

「神社に数年間仕えた後、家族が特別な儀式をしてもらい、その支払いをすれば、トロコシは隷属状態から解放される場合もあるが、その場合でもトロコシは神社との関係を保ち、そこで一定の儀式を行い続けることになる。解放されたトロコシは結婚することを許されるが、夫を見つけることができないことも多い。トロコシが死亡すると、その家族は、トロコシの娘に代わる別の少女を差し出すことが期待され、このようにして、儀式上の隷属状態と搾取の循環が繰り返される。」

「政府は1998年、（とりわけ）儀礼的隷属状態を禁止する法律を通過させ、トロコシの風習を刑事罰の対象としたが、これまでにこの法律に基づく起訴は行われていない。政府職員は、この風習が法律制定以降ほとんど消滅してしまったという印象を持っていた。一方、他の情報筋によれば、この風習は未だに行われているようである。伝えられるところによれば、2008年時点で、トロコシを依然として受け入れている神社は少なくとも、Volta州で23社、Greater Accra州で3社あった。」

「多くの地域において、地方政府は、住民の反発を恐れて、儀式上の隷属状態を禁止する法律を執行するのを躊躇う。また、自身に対して悪い霊的結果がもたらされるのではないかと恐れる者もいるようである。人権及び行政上の正義に関する委員会や女性・児童問題省を含む多くの国家当局は、トロコシの風習に対し強固な立場を取ってきたが、選出されたその他の政治家の中には、重要な有権者を遠ざけないために、その風習を公然とは非難できない者が多数いる。」

「[...]インターナショナル・ニーズ・ガーナ(ING)及びその他の非政府組織は、トロコシを解放し、この風習に終止符を打つために尽力してきた。ING自身の推定によると、これまで3,500人の少女が解放され、50の神社がトロコシの受入れを中止した。INGは、被害を受けたコミュニティの協力と同意を得て、トロコシを解放しようとしている。進んで協力しようとするコミュニティは、学校や掘削孔など、切望している開発インフラを与えられる。物神の神官や神社の所有者は、神々を宥めようとする家族から、少女ではなく、家畜または浄財を受け入れるよう勧められている。解放の同意が得られれば、トロコシを神社と結び付けている霊的束縛を断ち切る儀式が行われる。解放されたトロコシは、通常の生活に復帰するために、ING職業訓練センターで技術を提供される。同センターは被害を受けているコミュニティに住む他の女兒や女性にも開放されている。」 [27a] (パラグラフ 42-50)

23.41 現代ガーナの記事「CHRAJ は、トロコシの阻止に意欲を燃やしている—Lamptey女史が語る」(2011年8月12日付) は、次のように述べている。

「人権及び行政上の正義に関する委員会 (CHRAJ) 委員長のVivian Lamptey女史は火曜日、同国の『トロコシ』を止めさせるための方策について、同委員会は、呪物信仰祭司及び伝統的指導者と協議を続けていく、と語った。同女史は、たとえ『トロコシ』の風習が、同委員会やその他の非政府機関 (NGO) の尽力により大幅に減少したとしても、依然として隷属や強制という領域が残っている、と語った...Lamptey女史が言うには、CHRAJがVolta州で2011年の初めから監視した17の『トロコシ』を受け入れている神社のうち、わずか6人の女兒が2ヶ所の神社に連れて行かれただけであることがわかった... Lamptey女史は、たとえ『トロコシ』の風習が、巻き込まれる人々の権利と自由をを侵害したとしても、同委員会にとって、侵害者の起訴はあくまで最後の拠り所としての手段となる... アフリカニア・ミッションの司祭長であるOsofo Kwakuvi Azasuは、『トロコシ』の風習が女性の人権の侵害だとする考え方そのものが、思い違いから出て来ている、と語った。同氏は、『トロコシ』を受け入れている神社は、社会で特別の保護を受けていた女性が、技術訓練を通じてコミュニティにとって有用な存在となるために訓練されるべく送り込まれる女子修道院にしか過ぎない、と語った。また、Osofo Azasuは、NGOやこうした『トロコシ』となる女性を解放しようとしている人々の訴えは誤っている、何故なら、『トロコシ』を受け入れている神社において奴隷や隷属などとい

うことは一切ないからである、と語った。」[28]

政府及びNGOの支援

23.42 2010年USSD報告書は、「女性の人権擁護グループは、教育活動や、女性に対して職業訓練、法律扶助その他の支援を提供するためのプログラムにおいて活動的であった。政府は、教育プログラムに関わり、また多くの職員が、女性の権利の擁護者であった。」と述べている。

[1a](セクション6)

23.43 女性・児童問題省は、そのウェブサイトで、同省の目的は、「ガーナの発展過程において、女性のために対等な地位を実現し、また、児童と女性の権利を行使し、さらに、女性、児童双方の生存、発展、保護及び参加拡大を推進することにより、同国発展への貢献を強化すること」であると述べている。[44]

以下のリンクで、同省に関する詳細情報及び関連法/法律文書へのリンク先を掲載している。
<http://www.mowacghana.net/>

23.44 ガーナ警察ウェブサイト（日付なし。アクセス日：2012年4月18日）は、次のように述べている。

「以前の女性・少年部隊（WAJU）であるドメスティック・バイオレンス被害者支援部隊（DOVVSU）は、女性と児童に対する人権侵害と暴力の数が増加していることに対応して、1998年、警察行政部門により設置された。DOVVSU 立ち上げの目的は、女性と児童の抱える問題が適切に対処してもらえるような土台を作ることでもあった。女性と児童に対する暴力に関する事件の大半が家庭内で解決すべき単なる家族問題として処理されたことから、こうした対応が必要となった。」

「DOVVSUの職務の特殊な性格により、同部隊は通常の警察署として活動していない。DOVVSUは、ガーナ大学のカウンセラーと共に同部隊を支援するNGOの『自己強化のための女性イニシアティブ（WISE）』にアクラの事務所を提供した。また、DOVVSUは、人権及び行政上の正義に関する委員会（CHRAJ）、社会福祉省（DSW）、女性弁護士連盟（FIDA）、法律扶助委員会、家庭裁判所、NGO及び市民社会と緊密に連携している。これらの機関は被害者、犯罪者の両者にカウンセリングと法律扶助を提供している。」[31b]

23.45 以下のリンクで、ガーナにある地方及び外国のNGO（女性に対して支援を提供しているNGOを含む）を掲載している。

ガーナウェブのガーナ関連ウェブサイト: NGO – 地方
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/directory/cat32.html>
[22f]

ガーナウェブのガーナ関連ウェブサイト: NGO – 外国
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/directory/cat32.html>
[22g]

23.46 国連アフリカ特別顧問室はガーナにおける女性を対象としたNGOの名簿を公表している。
<http://www.un.org/africa/osaa/ngodirectory/index.htm> [47]

児童の項も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

24. 児童

概観

24.01 ユニセフの「西アフリカに関する報告書：ガーナ」（日付なし）（アクセス日：2012年4月20日）には、次のように記載されている。

「...ガーナの富が増大している現在、十分な医療、栄養、教育及び保護が与えられず、依然として貧困状態にある数千人の児童及び女性に焦点を当てるのが肝要である。影響力の大きい医療サービスと経済発展の結果、児童の生存率は向上したものの、ガーナの5歳未満児の12人に1人が今もなお、大半は予防可能な児童疾病が原因で死亡している。児童死亡の40%が栄養失調によるもので、5歳未満児の28%が発育不良となっている。生後12～23ヶ月の乳児の70%が十分な予防接種を受けている。ガーナの妊婦死亡率は高く、10万人の生児出生に対し451人となっている。安全な飲料水は広範囲にわたって利用可能であるが、整備された下水道の利用に関しては、特に貧困地域であるガーナ北部で遅れている状況にある。Northern州で流行している消耗性疾患であるギニアウォーム病は、以前より収まってはきたものの、依然としてガーナをスーダンに次ぐ風土病流行国にしている。ガーナはHIVとエイズの蔓延を食い止める上で素晴らしい進展を遂げた。全国の有病率は2003年の3.6%から2008年には1.7%へ低下し、西アフリカ諸国の平均を下回った。しかしながら、青年層や若年者のHIV罹患率は1.9%となっており、依然として全国平均を上回っている。ガーナにおける小学校純就学率と終業率は80%を超えており、サハラ以南諸国の平均を遥かに凌駕している。但し、教育の質は改善の必要がある。英語や数学などの中核科目の習熟レベルは低いままである。2003年には、5～14歳までの児童の34%が何らかの形態の経済活動に従事していたが、20%近くが児童労働に分類される活動に関与していた。」 [73c]

24.02 国連条約データベースには、ガーナが、1990年1月29日に児童の権利条約に署名し、1990年2月5日に同条約に批准したとの記録がある。（アクセス日：2012年4月18日） [55a]
http://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=IV-11&chapter=4&lang=en

24.03 国連児童の権利委員会が2006年3月17日に公表した報告書の「最終見解；ガーナ」の項は、「...厳しい社会経済的状況、高水準の対外債務及び貧困は、締約国の財務及び人的資源に制約を課すと共に、児童の権利の効果的な享受を実現する上でも障害となっている。」と述べている。 [43b]

24.04 ユニセフは、下記ウェブサイトのガーナのページで、児童に関する基本的な統計データを掲載している。（アクセス日：2012年4月18日）
http://www.unicef.org/infobycountry/ghana_statistics.html [73b]

基本的な法的情報

24.05 1998年12月30日の児童法は、児童を「年齢が18歳未満の者」と定義している。法律の全文は、以下のリンクによりアクセスすることができる。
女性・児童問題省、1998年12月30日の児童法
http://www.mowacghana.net/files/childrens_act.pdf [44b]

24.06 国連児童の権利委員会が2006年3月17日に公表した報告書の「最終見解；ガーナ」の項には、刑事責任が問われる年齢は12歳であると記述されている。 [43b]

24.07 普通選挙権は、18歳以上の国民に与えられる（CIAワールド・ファクトブック、2012年4月最終更新）。 [3]

24.08 社会制度とジェンダー指数の国別情報：ガーナの項（日付なし）には、「1998年児童法は、早期婚姻を制限し、結婚できる最低年齢を18歳に定めている。しかしながら、ガーナの慣行に従い依然として児童の婚約や児童の婚姻が行われている。」と記載されている。（アクセス日：2012年4月3日）[51]

雇用の権利の項を参照されたい。

法的権利

24.09 国連児童の権利委員会に対するガーナNGO合同報告書「ガーナにおける児童の権利に関する条約の履行状況」（2005年5月31日付）は、次のように述べている。

「児童の権利NGOコミュニティにより、児童の権利と福祉の推進及び保護に関係するガーナ国内のほぼ全ての機関は、経営資源と能力面で深刻な課題に直面していることが明らかになった。この中には、財務面及び予算の割当て、人的資源（職員の配置、教育研修、報酬）及び物的資源の課題が含まれる。当地で焦点となっている主要な実施機関は、社会福祉省(DSW)、ガーナ児童に関する国内委員会（現在の児童省）、人権及び行政上の正義に関する委員会(CHRAJ)、地方裁判所/家庭裁判所及びガーナ警察庁女性・児童部(WAJU)である。」

「...2003年青少年司法制度法は可決されたが、同法執行のために必要な機関及び行政面の手配は大半が依然として不十分なままであった。例えば、青少年は、少年拘置所がない地域では、大人と一緒に刑務所に収容されるのが当たり前であった。また、法に抵触した児童のための法律扶助は極めて限定的にしか提供されなかった。」

「...また、地方裁判所（民事向けの家庭裁判所としても指定されている）は児童関連の事件を裁定する権限を有しているものの、その手続は依然として遅く、治安判事の多くは未だに児童の権利に対する感覚に欠けている。また、こうした状況は、裁判所による最前の利益原則を反映していないいくつかの裁定に表れている、と同報告書は憂慮の念を述べている。（一例を挙げれば、あるNGOは、13歳の少女を妊娠させた男に出した判決が、少女を家に連れて帰り、少女とその新生児の面倒を見るべきであると命令した事案を報告している。この事案では、そもそも男が少女と性行為をしたこと自体が法律上犯罪である！）」

「また、裁判手続は一般に児童に対して不親切であり、事件審理の遅延と延期が頻繁におこる。さらに、児童の被害者の裁判手続の準備の支援を行うという法的要件もない。国家が代わりに訴訟提起を裁判所に行った事案の児童被害者は、裁判所に証拠を提出しなければならない場合、依然として大人の虐待者に直面している。多数の地区では、裁判所が存在していないため、政府職員が、紛争当事者の児童と共に長距離を移動しなければならない。」[72]

児童に対する暴力

24.10 米国国務省人権報告2010年（2010年USSD報告）（2011年4月8日公表）には、次の記載がある。

「法律は、凌辱、近親相姦及び未成年者への性的虐待を禁止しているが、このような虐待は、依然として深刻な問題であった。本年を通じて、DOVVSUは児童凌辱嫌疑の事例1,080件及び凌辱未遂の事例11件を受け付けた。男子教員が、女子生徒に性的暴行を加えたり、嫌がらせをしたりする新聞報道が頻発した。少女は、こうした事件を両親に報告することを躊躇する場合が多く、また、社会の圧力で、両親が当局に出向くことができないことが多かった。本年を通じて、女子生徒へのセクシャル・ハラスメントで逮捕された、又は、それらの問題が報告されても無視して退けたとして解雇された教員、指導者及び校長/女性校長に関する新聞報道が続いた。」[1a](セクション6)

24.11 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturkの報告書、補遺：ガーナミッション（2008年2月21日公表）には、「また、各報告書は、兄弟、父親、義理の父親及びその他の『父親らしき人物』を含み、家族内の男性が未成年女子を強姦するのは大きな問題であることを示している。但し、この問題の正確な規模に関して信頼できるデータは今のところない。」と記載されている。[27a] (パラグラフ39)

24.12 国連人権理事会は、人権理事会決議5/1－ガーナの付属書第15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成したその要約書（2008年4月2日公表）の中で、次のように述べている。

「児童に対するあらゆる体罰を止めさせるためのグローバル・イニシアティブ(GIEACP)は、体罰は家庭では合法であると通知した。児童法(1998年)では、ある程度の『合理的』かつ『正当な』体罰を児童に加えることは認められており、第13条2項には、『その児童の年齢、身体的及び精神的状態に照らし、方法又は程度において不合理な罰を児童に与えることは正当化されない、また、児童が若い年齢であること又はその他の理由により、その罰の目的を理解できない場合、如何なる罰も正当化されない』と定めている。」 [27b]

児童の養育及び保護

24.13 ガーナウェブは、「MOWACが、児童保護に関する法律の執行に向けた取り組みを強化」という表題の報告書（2010年9月6日付）の中で、次のように述べている。

「女性児童省(MOWAC)は、児童保護に関する現行法の厳格な執行を監視し確実にするための取り組みを強化してきた。同省は、自身の子どもや被保護者に対し責任を果たさなかった両親や保護者に対処することを確約した。このように公表したMOWAC副大臣Hajia Hawawu Boya Garibaは、この発言を踏まえ、メディアに対し児童の権利を侵害した人々を監視し、白日の下に晒すよう要請すると共に、その活動に当たっては何ものも恐れず、公平無私の姿勢で臨むよう促した。同女史は、アクラのジャーナリスト向けに、児童の権利問題に関する2日間のセミナーの開会式で演説を行っていた。」

「...Hajia Garibaは、両親には児童の生存、成長及び発達を保護するために果たすべき役割があると言い、そして、大半の児童の状況は、その社会経済的、文化的、伝統的及び養育上の環境に関する固有の要因により、依然深刻なままであると指摘した。また、同女史は、独力で生きている又は路上で生活している児童、育児放棄、身体障害児の窮状などの事例が増加しているのは、ガーナが児童に対する世話や指導を十分に提供していないことの表れだと語った。」

「『以上のことは、児童保護の責任の担い手である諸君及び私がガーナの児童に対する我々の法的及び道徳的義務を果たすことができないか、あるいは単に拒絶していることを示している。』と同女史は付け加えた。同副大臣は、この問題に関与する利害関係者の側に、児童の心身一体となった発達に向けた政府の取り組みを補完するという使命感が欠如しているため、児童は苦しみ続けていると指摘した。」

「...『我々は、ガーナのどの児童の家庭または養護施設にも、GJAが監督するためのCCTVがなければならないという趣旨の法律を提案する。』と同女史は補足した。」

「児童の権利インターナショナル事務局長Bright Appiah氏は、ガーナには児童に関する多くの法律があるものの、それらの法律を執行することが問題となっていたと述べた。同氏は、法律に抵触した児童に、犯罪者の烙印を押すべきではないと語り、治安判事に対し、未成年者をどのように判断するかにおいて、穏やかで創造的になるようにと訴えた。Appiah氏は、若者を頑なにしてしまうと指摘して、過密状態となっている国内の刑務所に若者と大人と一緒に収容する現在の慣行を非難した。同氏は、1993年から2003年の間に、10,488人の未成年が留置所に勾留され、2,164人が大人と一緒に収監され、また18歳未満の未成年拘置所はなく、一

部の地域では、12歳未満の児童377人が留置所に勾留されたことを明らかにした。『これは法律違反であり、全ての者により非難されなければならない。』Appiah氏は付け加えた。GJA 代表Ransford Tetteh氏はメディアに対し、児童に関する問題を報道する際、この問題に十分精通するようになるため、様々な法律の写しを入手するよう呼びかけた。」 [22h]

24.14 IRINは、「西アフリカ：孤児売買業者から児童を守る」という表題の記事（2009年5月27日付）の中で次のように述べている。

「ガーナの首都アクラの児童養護施設で最近発生した生後8カ月の男児の強姦事件は、児童権利擁護者曰く、西アフリカの児童養護施設一帯に蔓延している状況を明らかにしたという。当局がこの事件を捜査した際、施設に住んでいた32人中27人が孤児ではないことが分かった。」

「児童福祉及び児童養護施設の監督を所管する社会福祉局が2009年1月に行った調査では、ガーナの児童養護施設にいる約4,500人の児童のうち、90%に至る児童が孤児ではなく、また、全国の148ヶ所の児童養護施設のうち、140ヶ所が無認可であることが明らかになった、と同局次長Helena Obeng Asamoahが語った。

「『我々は、児童養護施設が、本国の児童保護法をこれほどまでに悪用している事実に驚いている。』と同女史はIRINに語った。

「国連児童基金(ユニセフ)に関してアクラに拠点を置く児童保護の専門家Eric Okrahは、IRINに対し、『ガーナで児童養護施設を運営することはもはや事業であり、非常に有益で収益性のあるベンチャーとなってきた。』と語った。

「また、『これらの児童養護施設においては、利益に対する動機が最優先であり、児童の福祉は二の次になってしまった。』と付け加えた。」 [26e]

教育

24.15 2010年USSD報告は次のように述べている。

「憲法は、全ての児童に対して、幼稚園から中学校まで、無償で、義務的な、普通基本教育を提供することを定めているが、両親は、制服や文房具を購入しなければならなかった。政府は本年を通じて、貧困地域の児童160万人に制服を提供するプログラムを立ち上げたものの、契約が遅延したことによって、対象となる児童の大半が制服を受け取ることができなかった。また、政府は、67万人以上の児童に対して、食費とそれに付随する費用を補助する学校給食制度及び全ての児童が公立学校に通学するために必要なその他の学費を負担する全国的な人頭補助金プログラムを運営した。教育省によると、2009～10年度における女兒の小学校通学率は全生徒の48%を占め、中学校では47%であった。本年を通じて、ガーナ教育庁（GES）は、中学、高校レベルで奨学金を提供することによって、また、『貧困』地域に勤務する女性教師に金銭的なインセンティブと無償の住宅を提供することによって、女兒の教育の機会を広げようと積極的に活動した。GESは地方及び地区レベルで女兒の教育担当官を配置した。また、女兒の就学登録率の向上に向けてコミュニティの力を結集するため、全ての地区事務所にはコミュニティから参加したコーディネーター（取りまとめ役）がいた。」 [1a](セクション6)

24.16 国連人権理事会は、人権理事会決議 5/1-ガーナの付属書第15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成したその要約書（2008年4月2日公表）の中で、次のように述べている。

「CHRAJは、ガーナの基本教育に関する憲法上の保障が全体としてはまだ実現されていなかったと報告した。政府が2005/2006年度に導入した人頭補助金制度は、基本レベルでのあらゆる教育費用を賄ってはいない。至近距離に通える学校がないためあるいは両親が追加費用を負担する能力がないため、通学しない就学年齢の児童が多数いる。2006年12月時点で、ガー

ナでは約135万7千人の児童が就学していなかったと推定されている。一方、学校給食プログラムを運営する事業体内で、不適切な管理や汚職、利害関係の衝突についての疑惑が飛び交っている。CHRAJは、政府が至急、学校給食プログラムを拡大して、ガーナ児童全員を対象にすると共に、本プログラムの悩みとなっている不適切な管理の疑いについて調査を実施するよう勧告した。」 [27b]

24.17 また、同報告書は次のようにも述べている。

「児童に対するあらゆる体罰を止めさせるためのグローバル・イニシアティブ(GIEACP) はまた、体罰は学校では合法であると述べた。教育法(1961年)に従い、後期中等教育学校に関するガーナ教育処罰法は、校長又は校長が認める者による6回までのむち打ちを規定している。2006年時点で、教育省発行の教員用ハンドブックには、体罰は、最終手段として使用されるべきであるとの記載があり、体罰に代わる様々な処罰法が提示されている。」 [27b]

健康及び福祉

24.18 2010年USSD報告書は、「市民権は、本国内または家系内での出生により得られるが、全ての出生が政府に登録されたわけではなかった。出生証明は就学する法的前提条件ではなかったものの、実際には、出生が登録されていなかったために、教育を受けられなかった児童もいたと報告されている。」と述べている。 [1a](セクション6)

24.19 ユニセフの報告書「開発がアクラの成長に追いつかない」(2012年4月11日付)には次の記載がある。

「ガーナ大学統計社会経済研究所(ISSER)がユニセフと協力して作成し、本日公表した複合指標クラスター調査(MICS) 報告書によると、アクラの貧困都市地域に住む児童は、都市生活がもたらす利便性の多くを享受していない。同調査は、都市部の児童は農村部の児童に比べ、一般に医療サービスを利用しやすいものの、Upper West州やUpper East州の児童よりも蚊帳の中で寝る可能性は低いと報告している。また、ウェイスティング(消耗性疾患)と呼ばれる深刻な種類の栄養失調症は、北部3州よりもアクラの貧困地域で多く見られる。さらに、こうした地域の新生児はUpper East州やNorthern州の新生児より未熟児で生まれてくる。」

「農村部に比べアクラでは、通学している貧困児童の割合は高い一方、就学していない児童あるいは全く監督されず放置されている児童があまりにも多い。MICS調査は、調査対象コミュニティにおいて、小学校就学年齢児童の10%が就学していないこと、また、児童のほぼ14%が一人きりにされているか、大人の監督のないまま他の児童と一緒にされているため、事故に遭いやすい状態となっていることを明らかにしている。」

「都市部に住むことで、貧困児童に衛生状態の改善や浄水の利用が保障されるわけではない。同調査では、都市部家計のわずか11%のみが衛生状態の改善された施設を利用しているに過ぎず、全国ベースにおける利用率12%とほぼ同水準に止まっている。James Town又はBubuashieに住む児童にとって、都市の利便性は一切存在しない。」 [73]

24.20 ガーナウェブの記事「失われた児童期：ガーナ児童の多くがアクラの路上で生活し、売春に従事」(2012年4月17日付)は、次のように述べている。

「児童労働は、ガーナが大量に生産している商品である。首都アクラでは、ごくわずかな報酬を得るために、焼け付くようなアフリカの太陽の下、路上で長時間あくせく働く未成年の女兒(その中には9歳の子もいる)の数が急増している。ガーナは児童を保護するために、包括的な法律と活動家が呼んでいる法規を整備しており、未成年労働者の使用を禁止しているが、その大半が執行されないままである。その結果、社会福祉省のデータによると、アクラにおけるストリート・チルドレン(路上生活児童)の数は、2007年の2万1千人から昨年の5万

4千人へと急増した。」

「...毎朝、夜が明ける前に、アクラ中心部の路上は、その日の売り物を並べる露天商人で溢れんばかりとなり、カーニバル（お祭り騒ぎ）の様相を呈している。町の行商人の多くは頭上荷物運搬人に未成年労働者を使っている。その児童たちは、賃金を得るために、首都内の店やトラック用駐車場まで、行商人の重い商品を運んでいる。こうした児童の小さな頭は、か細い足と痩せた首に支えられて、1日15時間以上も、ガーナ各地の様々な家庭や市場に向けて荷物を運び続けるのである。」

「国中で学校が始まっているにもかかわらず、頭上荷物運搬人として絶望的な貧困との勝ち目のない戦いを勝ち取ると誓ったZuweraとその幼い友達は、学校へ行っていない... 鉄道駅と商業銀行本部間の歩道のこちこちに固まった土の上に座り、重湯、豆、粥などあらゆる種類の朝食を食べている40人以上の未成年女児の中で、通用する英語を読み書きできる子は誰もいなかった。」

「多くの子が、貧困に喘ぐガーナ北部の村々からアクラへ逃れてきた。『犯罪者と麻薬中毒者は、ほとんど皆、私たちに襲い、私たちの稼ぎを奪って逃げ去ってしまうの。友達の中には、お金をこの犯罪者たちに渡すのを拒否したため、何度もレイプされ、激しく叩かれてしまった子もいるわ。私たちは警察にも話せないの。だって、そんなことしたら、あの犯罪者たちが私たちを殺してしまうから。』」

「...しかし、多くの女児にとって、アクラの路上で荷物を運ぶのは、生きるための唯一の手段ではない場合も度々ある。ザ・グローブによる調査によって、その女児たちの多くは、夜間、アクラ最大のスラム街であるSodomとGomorrhah及び Kwame Nkrumah Circle周辺で商業的な売春婦として働いていることが明らかになった。」

「...ガーナにおけるストリート・チルドレンの問題と闘う任務を与えられた社会福祉部のStephen Adongo部長は、同部がこの問題に対処するための‘極めて優れた政策’を有しているにもかかわらず、主たる障害は資金不足であると語った。『前回、我々は、Greater Accraだけで50人の児童を路上から連れ出し、小学校へ戻した。我々は、イタリアのNGOの支援を受けた。』同氏は、同部のソーシャルワーカー（社会福祉指導員）の仕事量が多すぎることや、中央政府の資金があまりにも少ないため、ストリート・チルドレンのニーズに十分対応することができず、まして問題の継続を防ぐことなどとてもできない、と付け加えた。『資金は多くない』と同氏は語った。『我々のプログラムは、その大半が深刻な資金不足に苦しんでいる。例えば、今年、我々はまだ資金枠を受け取っていない。Greater Accra だけで5万4千人以上のストリート・チルドレンがいる。従って、我々はその子たちを救うためあらゆる支援を必要としている。復帰プログラムはそこにあるが、我々の障害は資金である。』」 [8]

24.21 IRIN の記事「ガーナ：カカオ大農場で働く児童労働を減らす取組みの効果が始まる」（2011年9月23日付）は、次のように述べている。

「数万人の児童がガーナのカカオ大農場で働いており、学校に通学しなければならない時でも危険な仕事をすることが度々ある。しかし変化が到来している。ガーナ農業労働者団体のAndrew Tagoeは、今年初めに国際労働機関（ILO）が組織したセミナーで演説し、ガーナのカカオ農場で18万6千人の児童が働いていると語った。重労働の他、児童は潜在的な危険がある化学薬品若しくは道具を使って働いており、しばしば監督不在の状態に置かれ、保護服も与えられていない。しかし、政府は、進歩しており、昨年はカカオ農場から6,100人の児童を『救出』し、学校へ戻るための支援を行った、と語った。」

「カカオ農場における児童労働をなくす取組みは、カカオの収穫と加工過程をILO児童労働基準に沿ったものとするため、カカオ企業とチョコレート企業により署名された合意文書である「ハーキン・エンゲル議定書（Harkin-Engel Protocol）」が作成された2001年に始まった。当

初、進展状況があまりにも遅いと批判されたものの、政府とNGOは、現在明らかな成功がガーナで見られる、と語った。カカオ生産における最悪の形態の児童労働を廃絶するための国家プログラムが2006年に着手されたが、同プログラムのガーナ児童労働監視システム・コーディネーターであるSam Atoquaye Quayeによると、結果は現在、歴然としている。同氏は、このプログラムに基づき、昨年、1万2千人の児童がカカオ農場から連れ戻され、その半数以上が学校へ入学し、学用品を支給された。『ガーナは依然として児童労働がない国ではない...しかし、我々はここまで改善することができた。』」 [17c]

女性の項も参照されたい。

目次に戻る
資料目録に進む

25. 人身売買

25.01 拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、人身売買に関して次のように述べている。

「当委員会は2005年に人身売買法の採択、及び2009年の同改正法（この改正では、人身売買という用語を、『国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書』に沿った形で定義している）の採択に注目している。しかしながら、当委員会は、性的搾取又は強制労働（例：家事労働者又は頭上荷物運搬人（kayaye）など）を目的とした国内及び国境を越えた女性及び児童の人身売買についての絶え間ない報告に懸念を表明する。また、締約国の報告の中で、とりわけ、児童労働を含む人身売買犯罪者の起訴、有罪判決及び刑罰の件数に関する統計が不足していることや人身売買を防止し、これに対抗するための実際的な措置が講じられていないことにも憂慮している。さらに、保護された被害者をその他の施設に移送するための正式な紹介手順がないことにも憂慮している。」 [77](8頁)

25.02 米国国務省（USSD）の「2011年人身売買報告書：ガーナ」（2011年6月27日公表）には、次の記載がある。

「ガーナは、強制労働や性的な目的で人身売買の対象となっている女性及び児童の出身国であり、通過国及び目的国でもある。国内で行われるガーナ市民、特に児童の人身売買は、外国人移住労働者の国境を越えた人身売買以上によくあることである。このような国内の人身売買は、大半の場合、児童が農村部から都心部へ移動する、あるいは、農業コミュニティから漁業コミュニティへ移動するというように、農村地域から別の地域へ移動するのが特徴である。ガーナの少年少女は、漁業、家事、街頭の行商、物乞い、荷物運搬及び農業の仕事で強制労働に従事させられる。ガーナ人少女そして、それほどではないにせよ、ガーナ人少年は、国内で商業的な売春をさせられる。Cape CoastやElminaに加え、アクラのLabadi Beach は、児童買春を目的とする海外旅行先となっている可能性がある。ガーナの女性と児童は、強制労働や性的な目的で人身売買のために募集され、ナイジェリア、コートジボワール、ブルキナファソ、ガンビア、ロシア、シリア、レバノン、南アフリカ、米国その他の西ヨーロッパ諸国へ移送される。中国、ナイジェリア、コートジボワール、ブルキナファソ、ベナン、そしておそらくルーマニアから自主的に移住してきた女性や女兒は、ガーナへ到着した後、商業的な性的搾取の対象となる。他の西アフリカ諸国及びバングラデシュ出身の市民は、ガーナでの農業又は家事において強制労働をさせられている。」

「ガーナ政府は、人身売買撲滅のための最低基準を十分に遵守していない。ただし、それを遵守するために多大な努力を払っている。例えば、政府は、2010年に人身売買の被害者となった482人の身元を特定し、報告することで、人身売買被害者にかかるデータを収集する能力

を高めたことを実証した。しかしながら、このように被害者数が相当数に上っているにもかかわらず、本年を通じて、政府は人身売買犯罪者をわずか6件のみ起訴したに止まり、そのうち有罪判決を出したのは4件という状況であった。これは前年と比べ、起訴に対する努力の程度が低下したことの現れである。また、政府は、保護サービスと呼んでいる人身売買被害者数の情報提供も行わなかった。人身売買の大半は国内で行われていると政府が認識しているにもかかわらず、当局は、報告期間を通じて、国内における人身売買の事案を2件のみ起訴したにすぎなかった。」 [1d]

25.03 西アフリカ奴隷防止同盟 (EPAWA) は、2011年11月に「ガーナの人身売買に関する報告書：6年間の活動に基づいた成功と欠点に関する詳細報告」を公表し、その中で、ガーナ国内で人身売買が行われている主要な原因を、次のように述べている。

「人身売買は主に2つの理由からガーナの文化に根付いてきた。まず第1に、ガーナの歴史を通して、両親は、家族の絆を強めるために自分たちの子供を外に送り出して、拡大家族の中で生活させるようにしてきた。またそうすることで子供は技術を習得したり、教育を受けたりすることができた。この慣行は、経済的にあまり恵まれていない家族の子供を支援し、家族全体が将来、社会的地位を上昇させる上での支えとなっており、国内の社会福祉メカニズムの役割を果たした。第2に、ガーナ人の約28.5%は、国内貧困ライン以下で生活しているため、生まれ育った地域社会の外で職業機会を見出さざるを得ない場合が多く、その結果、人身売買業者の対象になりやすい。」

「第1の理由については、拡大家族制度が徐々に悪用されるようになった。児童は親族と同居している時に搾取されることがよくあり、また、親戚自身の子供と同等の扱いを受けることはなかった。血縁関係者だけではなく、コミュニティの一員又はその親戚を装う人々でさえも、拡大家族制度に乗じて児童を人身売買するために、両親と『仲良くなった』。歴史的に見てもこの制度が普及していたため、両親は子供が大切に扱われると信じる場合が多く、搾取されるという認識は持っていない。この伝統を踏まえれば、なぜそんなにも多くの両親が喜んで子供を人身売買業者の手に渡すのかが説明できる。両親の大半は拡大家族への送り出しが人身売買につながり得ることに気付いておらず、一般に受容された文化的慣行として捉えているからである。また、両親の中には、自分たちが子供時代に同じ経験をしてきたために、この慣行が正常であると考えてる者もいる。両親の多くは、親戚やコミュニティの一員と生活させるために子供を送り出すことで、たとえ子供が労働しなければならなくなったとしても、子供の生活が向上すると信じ続けてもいる。」 [56]

25.04 EPAWA報告は続ける。

「...拡大家族制度が現在、悪用されている理由についていくつかの説明がなされてきた。まず、ガーナが自給農業経済から金融的な経済へと移行したため、ガーナ人は経済的な利益により関心を持つようになってきたということがある。第2に、伝統的な家族の価値が徐々に損なわれる一方、貧困レベルが上昇した。第3に、ガーナは都市化を経験してきた。第4に、国内旅行及び国境を越えた旅行により、一般住民と接触する機会が多くなった。こうした要因はガーナ特有のものではないかもしれないものの、重なり合ってガーナの拡大家族制度に悪影響を及ぼしたように見える。人身売買の2つ目の主な原因である貧困について、人身売買の対象となった児童の大半は、ガーナ貧困地域である北部、南部Volta地区及び西部Sekondi Takoradiの出身であるように見受けられる。児童は、両親から人身売買業者へ75米ドルに満たない金額で売られたり、年季奉公に出されたりする。一般に報酬が少額であるため、その金銭がもたらす安堵感や束縛感の間のものである。従って、両親は、金銭をもっと受け取るために、再度子供を取引に出したり、他人の子供さえも取引することがよくある。また、人身売買業者も同様に貧しい状態にあり、児童が救出された場合には、自分たちの『投資』が損失を被ることになる。」 [56]

25.05 起訴に関して、USSD人身売買報告書は続ける。

「ガーナ政府は、人身売買と闘うための組織的能力を高めることにより、反人身売買法の執行にかかる取り組み状況に改善を示した。ただし、報告期間中、人身売買犯罪者を起訴し、有罪判決を出すために払った努力は足りなかった。同期間における6件の起訴及び4件の有罪判決は、前年に報告された15件の起訴及び6件の有罪判決から大きく減少している。政府は、国内で発生した人身売買の事案のうちわずか2件を起訴しただけであり、有罪判決を受けた4人の被告人のうちの1人が科された罰金はたったの350ドルであった。ガーナの2005年人身売買法（HTA）（人身売買の定義を2000年に採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」に合わせるため2009年に改正）は、あらゆる形態の人身売買を禁止し、全ての人身売買犯罪に対して5年から20年の懲役刑を科すことを定めている。これらの刑罰は十分に厳しく、レイプなどの他の重罪に適用される刑罰と釣り合いがとれている。2010年、国際団体の支援を得て、GPSはその犯罪捜査部門内に4つの地方AHTUを新たに設置すると共に、GISは、トーゴとコートジボワールの国境沿いに2つの人身売買禁止窓口を開設した。2010年9月、議会は重大不正監視局を改名し、経済及び組織犯罪局（EOCO）とする法律を可決し、その任務を拡大して、人身売買事案の調査及び起訴を含めるようにした。ただし、この機関とAHTUの責任分担は明確に定義されなかった。AHTUは、本年を通じて、資金が十分ではなく、移動手段や燃料も不足していたことから、調査を行う能力が制限されたと報告した。」

「政府は2010年、6件を起訴し、4人の人身売買犯罪者に有罪判決を下すことができた。本年を通じて、3つの異なる機関が事案を特定した。GISは、年間で2件の事案を特定し、そのうちの1件は、5人の中国人女性が性的な目的で人身売買に遭った被害者の疑いがあるとされたもので、現在起訴手続中である。もう1件は逮捕につながらなかった。AHTUは、2010年1月から2011年3月までの間で把握している人身売買の疑いのある46件について報告したが、報告期間中に何件発生したかについては特定しなかった。同機関は、23件の捜査を完了し、6件の起訴を行い、4件の有罪判決を得た。刑罰は350ドルの罰金から10年の懲役まで幅があった。検察当局は、2件について起訴しないことを決め、他の17件は、証拠に欠けること又は被害者の協力が得られないことを理由に訴追を終結させた。有罪に至った1つの事案は、ガーナで売春を強制されたナイジェリアの女性に関するもので、もう1件は強制労働のためナイジェリアに移送されたガーナの少年たちに関するものであった。1月、ナイジェリアの男性が15歳の少女を売春目的で移送した罪で有罪となった。その男は10年の懲役刑と約330ドルの罰金刑を科された。2011年3月、Brong Ahafo州の裁判所は、14歳の少女を首都のアクラまで連れていき、売春をさせた罪で、ある女を有罪とし、7年の懲役刑に処した。3人の容疑者が10人のガーナ人の女兒を強制労働と商業的な性的搾取のためにナイジェリアまで運んだとされる事案の起訴については、報告期間終了時点で審理中のままである。EOCOは、40人の被害者を巻き込んだ2件の人身売買の事案は調査を実施しているところであり、別の17件の事案は引き続きAHTUで調査中であると報告した。政府は、本年の必須課程の一環として40人の新たなGIS職員に人身売買対策の訓練を行ったこと、及び2010年11月に60人の職員に対して人身売買に敏感になる訓練を行ったことを報告した。報告期間中、人身売買又は人身売買関連の犯罪活動に関して調査され、起訴され、有罪判決を受けた政府職員についての報告はなかった。」 [1d]

25.06 同USSD報告書は、ガーナ政府が提供した保護レベルを以下の通り評価した。

「政府は、本年を通じて、被害者保護のためにささやかな努力を払った。人身売買の被害者を保護するための政府資金は不十分であった。法執行機関職員は被害者を支援するために、自己の資金を使ったことを報告した。機関の予算に被害者保護のための資金が組み入れられていなかったからである。政府は、被害者を保護する目的で、他の機関に割り振った金額についての情報を提供していないが、国際団体は、女性児童省（MOWAC）と雇用・社会福祉省が、2009年と比較して2010年の予算割当額が減少し、実際には、予算額より少ない資金しか受け取らなかった省の中に入っていたと報告した。政府は、売春している女性あるいは職場にいる児童など弱者グループの中にいる被害者を特定するために正式な手続をとらなかった。

本年を通じて、国境警備職員は人身売買の被害者を含んでいる疑いのある大集団を質疑し、5人の犠牲者を特定したと報告されている。AHTU、EOCO及びGISは、482人の被害者を特定し、政府やNGO運営施設で臨時に保護を受けている被害者の数は知れないと言及した。」

「政府は、人身売買の被害者向けに特別の保護施設を運営していなかったが、数知れない被害者に対し、社会福祉省が運営する孤児院や虐待された児童向けの施設で、避難する場所と基本的な医療サービスを提供した。また、NGOは、被害者を保護したり、被害者に精神的なケアを長期間にわたって提供する避難所を運営していた。政府は、Greater Accra州で国際団体が運営する2カ所の避難所（そのうちの1カ所は報告期間中に開設された）に勤務する約13人の従業員に給与を支払った。成人の被害者は理論的にはこうした施設に入所することができるものの、本年を通じて誰も受け入れられなかったが、政府は、成人の被害者を、期間は不明だが、ホテルやホステル（簡易宿泊所）に宿泊させた。報告によれば、国際団体から資金援助を受けているMOWACは、人身売買被害者に治療を受けるための保護施設を紹介する手順を定めた正式な制度を作り上げようと尽力しているが、本年を通じて、その取組みにあまり進捗は見られないようであった。政府は、被害者の社会復帰に向けて経済的な支援を行う人身売買基金に資金を割り当てなかった。政府は、人身売買業者を調査し、起訴する際、被害者に支援を求めた。また、保護目的で被害者を護衛し、被害者に弁護士を紹介したものの、被害者が起訴に参加しない場合、訴訟事案は取り上げられないことが度々あった。AHTUによると、被害者と証人の陳述は見えない場所で聴取され、人身売買の訴訟は、被害者の安全を確保し、その身元を隠すため、非公開裁判で行われた。外国人の被害者は、自身の事案が調査、起訴されている間、法的には国内にとどまることができた。また、人身売買の被害者は、それが被害者の最善の利益とみなされれば、内務大臣の承認を得て、ガーナに永住することができるが、本年を通じて、そのような永住権を得た被害者はいなかった。政府は、2011年2月、警察が売春宿の摘発を行い、売春をしていた疑いのある14人の女性を、その中に人身売買被害者がいるかどうか特定しようともせずに逮捕したが、その際、人身売買被害者を犯罪者として扱った可能性がある。」 [1d]

25.07 人身売買の防止について、同USSD報告書は、次のように述べている。

「本年を通じて、政府は人身売買の防止に取り組んだ。国際団体の支援を得て、政府は意識向上運動を展開した。例えば、Volta湖周辺にあり、漁業で働くことを余儀なくされている児童が住むコミュニティであるUpper East、Eastern及びGreater Accraの各州を含む国内全土の6州で、児童人身売買の危険を警告するラジオ番組が流された。また、省庁間機関である人身売買管理委員会は四半期毎に会合を開いた。2010年8月には、MOWACが、人身売買に反対する利害関係者間の連携を強化するため、国際団体の支援を得て、NGOと政府代表者を対象とした2日間にわたる情報共有フォーラムを開催した。さらに、2010年10月、内閣は、最悪の形態の児童労働を廃絶するための国家アクションプランを承認し、採択した。このアクションプランは、最悪の形態の児童労働に従事する児童（人身売買された児童を含む）を特定し、監視するために、本年、雇用・社会事業省が立ち上げたガーナ児童労働監視制度に対して枠組みを提供するものである。2006年に起草された人身売買廃絶のための国家アクションプランは、依然として実施されないままである。政府は2011年2月に売春宿の摘発を行い、経営者や売春の勧誘をしていた個人を含む容疑者77人を逮捕した。本年を通じて、その売春宿が閉鎖されたままであるのかどうか、あるいは経営者が何らかの犯罪行為によって起訴されたかどうかについては不明である。政府は、強制労働に対する需要を減少させるため、目に見えるような措置をとらなかった。また、職員は児童買春目的の観光に関する報告を調査することもなかった。政府は、2010年国勢調査を完了させることにより、地方の人口を特定するための措置を講じた。政府は、ガーナ国軍が平和維持活動のため海外に配備される前に、同軍隊に人身売買禁止に関する訓練を行わなかった。ただし、このような訓練は外国の援助機関によって提供された。ガーナは2000年に採択された「国際的な組織犯罪の防止に関する国連条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」の締約国ではない。」 [1d]

- 25.08 西アフリカ奴隷防止同盟（EPAWA）の報告書「ガーナの人身売買に関する報告書：6年間の活動に基づいた成功と欠点に関する詳細報告」（2011年11月）には、ガーナ政府機関の防止及び被害者保護戦略（付属書III）並びにNGO（付属書IV）に関する報告書の付属書にある情報も含まれている。詳細情報については、情報源の以下のリンク先を参照されたい。
http://www.epawa.org/pdfs/reports/Ghana_Human_Trafficking_Act-Report_Annexes.pdf [56]

目次に戻る
資料目録に進む

26. 医療問題

治療及び医薬品の利用可能性についての概観

- 26.01 世界保健機関（WHO）国別共同戦略（2008-11）のガーナの頁には、次の記載がある（2009年8月時点）。

「ガーナ・キリスト教保健協会を含む民間及びNGO部門は、ガーナ、特に農村地域において、ガーナの医療の40%を超える部分を提供している。ガーナは2005年、金銭的な面から健康管理サービスをより利用しやすくするように改善するため、国民健康保険スキーム(NHIS)を導入した。NHISの末端部分は地方健康相互保険スキーム(DWHIS)を通して管理されている。本スキームは税金を基盤としており、地方病院レベルで提供される医療の大半を対象としている。多くの制限が課されているにもかかわらず、これまでにガーナ国民の50%以上が登録されている。2008年には、無料の妊婦管理がNHISの対象とするサービスの範囲に含まれた。」 [38]

- 26.02 国際移住機関（IOM）の報告書「ガーナへの帰還－国別情報」（2010年4月7日更新）は、次のように述べている。

「現在、ガーナには1,433の国営病院を含む医療機関がある。また、1,299の民間や準政府の施設がある。民間病院は、一般病院から専門施設まであり、介助生殖技術や一般的な産婦人科が行う医療サービスを提供している。公立と私立の医療施設を合わせて、ベッドの収容数は20,126床である。」

「ガーナには、医療インフラや人員体制が設けられているにもかかわらず、地理的及び財政的な観点から、医療サービスの利用は、ガーナ国民の大半にとって大きな障害となったままである。医療施設の大半は、首都圏にある。農村部にある少数の施設への赴任を拒否する医療従事者は多い。医療サービスの利用状況が不十分かつ不安定である要因の1つに、医師や看護師が先進国へ大量に流出してしまうということがある。」 [39]

- 26.03 オーストリア出身国・庇護国情報研究・調査センター（ACCORD）が編纂した報告書「ガーナにおける医療」（2009年3月付）には、次の記載がある。

「2,350万人を少し割る人口に対し、わずか1,439の医療機関しかない...2004年に編纂されたvan den Boom他の調査は、こうした施設の利用も問題を抱えたままであったと述べている。医療機関は国全体にわたって均等に配置されているわけではなく、大半の農村地域では、医者や看護婦の他、病院や診療所など基本的な施設が不足していた。同調査はさらに、『ガーナ人は平均して、医者の診断を受けることができる医療施設から約16キロも離れた所に住んでいるが、人口の半数だけが5キロ半径内に住んでいる。あとの半数は、1時間の歩行距離に相当する5キロ圏内で医者の診断を受けることができない。また4分の1の人口は、医者の診断を受けられる施設から15キロ以上も離れた所に住んでいるのである。』ガーナ政府は、医療サービスの利用可能性と質を高めるために1990年代の初め、医療部門の改革に乗り出した。しかしながら、『ガーナの医療は、依然として満足には程遠い状態である。』同国の人々の多く

は未だに自己治療に依存している。」[40]

26.04 ガーナ国内医薬品情報資源・センターのウェブサイトには、以下の記録がある。

「ガーナの[この]必須医薬品リスト（EML）は、本国内における医薬品の使用と管理を合理化するために保健省が継続的に行ってきた取組みの一環である。この必須医薬品は、国民の健康管理について最も優先すべきニーズを満たしており、かつ、公衆衛生との関連性、効能及び安全性に関する証拠、及び費用対効果に十分注意を払った上で選定されている。」[41]

本リストは、以下のリンクによりアクセスすることができる。

<http://www.ghanadruginformation.org/GHANA%20ESSENTIAL%20MEDICINES%20LIST%202004.pdf> [41]

HIV/エイズ-抗レトロウィルス療法

26.05 ガーナエイズ委員会は、民間診療所のリストに加え、ガーナの10の州/郡にあるART（抗レトロウィルス療法）診療所一覧を作成した。詳細情報については、情報元のリンク先を参照されたい。 <http://www.ghanids.gov.gh/gac/hivservices/art.php> . [70]

26.06 クロニクル紙の記事「政府がHIV/エイズ患者に命綱を投げる」（2012年2月15日付）は、「政府は本年、約2万件の新たなHIV/エイズ症例に対して抗レトロウィルス治療を施すために資金を利用できるようにした、とガーナエイズ委員会の委員長Angela el Adas博士は、Kumasi で発表した。」と述べている。 [32d]

26.07 アフリク・オンラインの記事「医療：ガーナはHIV/エイズとの闘いを再び誓う」（2011年12月2日付）は、次のように述べている。

「ガーナはHIV/エイズと闘うことを再び誓った。副大統領John Dramani Mahama は、2011年から2015年までの間に感染者の数を確実に減らすため1億5千万ガーナセディ（約9千4百万ドル）を利用できるようにしたと発表した。資金は、キャンペーンと教育プログラム、HIV/エイズを抱えて生きる人々の社会復帰、及びHIV/エイズに関するその他の持続的プログラムのために使用される、と同氏は、火曜日にガーナ中部のObuasi市で開催された2011年世界エイズデー記念式典の場で発言した... ガーナでは2003年以来、約2万2千人の患者が抗レトロウィルス薬の投与を受けてきている。」 [69]

26.08 2011年11月にMedCOI（オランダの内務・移住サービス省を経由する出身国の医療アドバイザーの人々）から得られた情報によれば、その時点でガーナにおいて利用できる抗レトロウィルス療法は、以下の通りとなっている（＝は同様の効果が期待できることを意味する）。

- ・ジドブジン、ラミブジン、アバカビル、テノフォビル、ディダノシン、スタブジン
- ・ジドブジン+ラミブジン=コンビビル
- ・エファビレンツ+エムトリシタビン+テノフォビル=アトリブラ（要求があれば民間輸入者から入手可能）
- ・アバカビル+ラミブジン=エブジコム（要求があれば民間輸入者から入手可能）
- ・アバカビル+ジドブジン+ラミブジン=トリジビル（要求があれば民間輸入者から入手可能）
- ・テノフォビル+エムトリシタビン=トルバダ（要求があれば民間輸入者から入手可能）
- ・エファビレンツ、ネビラピン
- ・インジナビル、ロピナビル/リトナビル=カレトラ [86] 照会する際の整理番号：GH-2062-2011

がん治療

- 26.09 バイブ・ガーナの記事「ガーナ保健庁ががん治療のための資金手当てを要請」（2012年2月12日付）は、次のように述べている。

「ガーナ保健庁（GHS）非伝染性疾病部門のプログラム・マネージャーBilly Bosu博士は金曜日、ガーナにおけるがんの防止と治療の資金手当てを行う政治の意志力を高めるよう要請した。同博士によれば、国民健康保険スキーム（NHIS）はがん治療の一部も適用対象にしているが、患者は、治療と看護に大金が必要な適用されない部分を支払わねばならなかった。Bosu博士は、そのような金額を支払えない患者の大半は治療を途中で止めてしまった、と語った...Bosu博士は、以前に比べ同国にとって重荷となってきたこの病気について、公衆に対する教育を強化していく必要性を強調した。」

「...Korle-Bu Teaching病院(KBTH)の外科部長Joe Nat Clegg-Lamptey教授は、乳がんについて...治療はガーナで行うことができ、その一部はNHISで適用されるものの、増加する件数に対応する医療施設数に限りがあるとして、『現在、がん治療センターは、Okomfo Anokye Teaching病院に1カ所、KBTHに1カ所の合計わずか2カ所しかない状況である。』と語った。」

「Tema総合病院の婦人科医Sylvia Deganus博士は、子宮頸がんの負担について...がんに対する国家政策はあるものの、ガーナは子宮頸がんの予防と治療の分野では不十分な対応にとどまっていると語った。というのは、個人的な要求に基づき投与されるHPVワクチンなどの子宮頸がん治療に代わる手段は、患者が支払うには極めて高額であることや、大都市にしかない2カ所の主要ながん治療センターについても、国の僻地に住む人々にとっては、そのような施設を利用する気が削がれてしまうからである。」

「KBTHの小児科医Alexandra Osafo博士は、小児がんに対する支援を拡大する必要性を強調した、...[また] 現地の製薬会社に対し、手頃な価格で購入できるように、抗がん剤を児童向けに容量を少なくすることを検討するよう呼びかけた。」 [59b]

- 26.10 アフリカ・オックスフォードがん財団のウェブサイトには、「ガーナにおいて最もよく見られる4種類のがんは、肝臓がん、前立腺がん、乳がん及び子宮頸がんである。現在、ガーナには2カ所（1つは首都アクラ、もう1つはKumasi）にしかがんセンターがない。国内に、がん専門医は4人しかおらず、がん専門の看護師はいない。」と記載されている。 [83]

腎臓透析

- 26.11 国際人権擁護ジャーナリスト機構の2012年3月9日付記事「腎臓病：ガーナにおける無言の殺人者」は、次のように述べている。

「Korle-Bu...病院には18台の腎臓透析機器がある...ガーナには、Korle-Buの他、もう一カ所の腎臓センターがKumasiのKomfo Anokyeティーチング・ホスピタル内にある。ガーナ・キリスト教協議会と呼ばれる現地の慈善団体が、アクラにある第37軍人病院内に第3の腎臓センターを設立しようとして現在資金を集めているところである...慢性の腎臓病を患っている患者向けに行われる腎代替療法は、ガーナの国民健康保険スキームの対象とはされない。政府は、治療費が高額過ぎて、同保険制度の資金負担が過大になってしまうと語っている。」 [71]

精神的健康

- 26.12 インター・プレス・サービス通信社の記事「精神疾患を健康問題として認識する必要性」（2012年2月13日付）は、次のように述べている。

「精神疾患を持ったガーナ人の98%が全く治療を受けていないと推定されている。ガーナには3カ所のメンタルヘルス（心の健康）施設しかなく、全てが人口の多い南部にある。貧しい北

部では、メンタルヘルスサービスは全くない。ガーナには2千4百万を超える人々がいるが、精神科医はわずか12人しかいない。ガーナはメンタルヘルスに年間の医療予算の約1%を費やしている。メンタルヘルス医は、人口の10%もの人々が何らかの精神障害を患っていると推定している。この分野ではガーナで最大の施設であるアクラ精神科病院の部長であるAkwas Osei博士は、ガーナの医療予算の少なくとも7%をメンタルヘルス向けに割り振るべきであると語った。『我が国のメンタルヘルス管理制度は極めて貧弱である。』とOseiは語った。アクラ精神科病院の現在の患者数は800人であるが、ベッド数はわずか500である。男性棟では、開放された中庭の床に患者が散らばっている。大半は、投薬治療によって意識が朦朧とした状態にあり、美味しい食べ物や出口を求めている。中には、家族の訪問を受ける者もいるが、大半は親族に見捨てられている。Oseiは、精神疾患は、その病気に関する偏見のために、ガーナでは優先事項とされていない。偏見は3つの対象すなわち、その疾患状態そのもの、患者及びメンタルヘルス医に対して向けられる。」 [42a]

26.13 拷問等禁止条約の「拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ」（2011年6月15日公表）は、収容の状況について次のように述べている。

「当委員会は、メンタルヘルス患者の扱いが十分でないことや精神科施設、特にアクラ精神科病院の生活状態が貧弱であることに関する報告に懸念を抱いている。当委員会は、同精神科病院の過密状態が深刻であることや有能な職員が不足していること、さらに物理的及び衛生状態が悪いことについての報告に憂慮している。また、裁判所命令によって入院した人々が長年にわたって放置された状態にあることを深く憂慮している。この点に関して、当委員会は、締約国（ガーナ）代表が、自国のメンタルヘルス施設の拡充を行う旨の既存の提案及び議会に提出されるメンタルヘルス草案（個人の苦情申立て制度を含む）について提供した情報に関心を持って注目している。当委員会は、適切な退院後ケアあるいは病院の代わりとなる不安のない環境が確保されないことを理由として、退院すべき時期を過ぎてもなお長期間病院にとどまっている人々に関する報告に深刻な懸念を抱いている。当委員会は、精神が健康になったと診断された人々を社会復帰させようとする際、社会的烙印を含め多数の障害に晒されたとする同代表の説明に注目するが、こうした事情は、退院後の代替ケア施設を手配しない理由には決してなり得ないことを指摘しておく。」 [77](5頁及び 6頁)

目次に戻る
資料目録に進む

27. 移動の自由

27.01 米国国務省人権報告2010年（2011年4月8日公表）には、次の記載がある。

「憲法は、国内における移動の自由、外国旅行、海外移住及び帰還の自由を定めており、実際、政府は一般にこれらの権利を尊重した。政府は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びその他の人権団体と連携して、国内避難民、難民、帰還民、庇護申請者、無国籍者及び懸念される状態にあるその他の者に対して保護と支援を提供した。」 [1a](セクション2d)

27.02 社会制度とジェンダー指数は、そのガーナの頁で、「ガーナの女性が、移動の自由に関して法的な制約を受けていることを示すものはない。」と述べている。（アクセス日：2012年4月18日） [51]

目次に戻る
資料目録に進む

28. 国内避難民（IDPs）

28.01 ブルッキングス研究所の報告書「西アフリカの国内避難：寸評」（2012年1月付）は、「ECOWAS加盟諸国における紛争によって引き起こされる避難は、複雑な逃避の形を特徴としており、被害を受けた人々は国内避難をしたり、国境を越えて逃避したりする。多くの場合、国内避難は、コートジボワール、ガーナ、ギニアビサウ、リベリア、シエラレオネの場合のように、1980年代、1990年代及び2000年代初めから中頃に勃発した内戦あるいは大規模な暴力により引き起こされた。」と述べている [29] また、同報告書は、特にガーナについて、「... 近年ガーナで暴力が再開したことで、国内及び国外避難を招いている。一連の大規模なコミュニティ間紛争は、主にガーナのNorthern 州で、首長権を巡る問題などを原因として発生した。UNHCRは最近、2003年のガーナIDPの総数を報告した。その年、17万4千人を超える国内避難民がおり、またそれ以来、繰り返される紛争によって数知れない人々が避難を余儀なくされてきた。」と述べている。[29]

28.02 ただし、UNHCRウェブサイト「ガーナ：2012年地域活動状況－西アフリカ」を参照すると、統計に関する寸評によれば、2011年1月現在、UNHCRに登録されているガーナの国内避難民（IDPs）はおらず、帰還した国内避難民もいない。詳細情報については、情報元のリンク先を直接参照されたい。

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/page?page=4a03e2f76> [84]

目次に戻る
資料目録に進む

29. 外国難民

29.01 米国国務省人権報告2010年（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「ガーナの法律は、庇護又は難民の地位を与えることを定めており、政府は難民に保護を提供する制度を設けた。実際に、政府は、人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としてその生命若しくは自由が脅威に晒される国々への追放又は送還からの保護を提供した。」

「政府は、難民の地位を求める申請を裁定するため、また、難民があらゆる適切な保護を受けられるようにするためにガーナ難民委員会（GRB）を設置した。UNHCRは同委員会にオブザーバーとして参加した。2009年1月の大統領選挙の後、新政権は新たな委員会メンバーを任命した。しかしながら、政府が年末までにGRBの委員長を任命しなかったため、同委員会は機能しなかった。GRB事務局長が難民にインタビューを実施するなど一定の機能は果たし続けたものの、本年を通じて、難民申請を裁定するあるいは難民の地位を与えるための委員会は開催されなかった。」

「法律は、却下された庇護申請者が不服申立てを行い、その申立てが裁定されるまでの間国内にとどまることを認めている。しかしながら、不服申立ての手續は遅延した。また、法律は、文書なしで違法に入国した難民に保護権を付与している。」

「シエラレオネの内戦時代に逃避した同国人の難民の地位は、国際協約に従い2008年末時点で終了となった。2008年12月、GRBとUNHCRは、ガーナ国内にとどまっているシエラレオネ人が、国際保護に対する個人別のニーズに基づき、難民に該当するかどうかを決定するため、インタビューを実施した。インタビューを受けた135人のうち、65人は却下された。却下された者の中の51人はその後、内務大臣に不服申立てを行った。本年を通じて、15件の不服申し立てが適用除外を認められ、15人が難民として認定された。」

「UNHCRは、本年を通じて、ガーナに約1万4,800人の難民が居住していると推定している。

その内訳は、81%はアクラ近辺のBuduburamキャンプに住むリベリア人、12%がVolta州の各地に住むトーゴ人、3.5%がWestern州のKrisanキャンプに住む様々な国籍の難民、そして3.5%がGreater Accra州にいる都市難民及び庇護を求める人々である。2008年以来、UNHCRは、ほぼ1万人のリベリア人とトーゴ人の難民4,383人の自主的帰還を支援した。性的暴力及びジェンダーに基づく暴力は、難民集団の間で引き続き問題であった。Buduburam居住区では、本年を通じて、3件の凌辱事案、1件の児童誘拐事案及び1件の児童虐待事案がUNHCRと警察に報告された。UNHCRの支援を得て、警察は2009年7月、同居住区に警察駐在所を開設した。」

「難民は、国内を自由に移動することができ、常に身分証明書を持ち歩く必要はなかった。難民は、他の外国人に適用されるものと同じ手続によって労働許可証を申請することが認められた。しかしながら、労働許可証は一般に公式部門における雇用に対してのみ発行されるが、難民の大半は非公式部門で働いていた。難民の子供は公立の小学校に入ることができた。Krisanキャンプ、Buduburam居住区及びVolta州の難民は、UNHCRの資金支援を得て国家健康保険スキームに加入した。都市部の難民は、診療毎に個別支払いを行う形で医療を受けることができた。」 [1a](セクション2d)

29.02 ガーナ・ニュース・ネットワークの記事「リベリア人2,300人のガーナ滞在が合法化される」(2012年4月12日付)は、次のように述べている。

「ガーナに滞在する2千人以上のリベリア人難民が、引き続き同国の合法居住者となることを希望すると述べた。この意向を受けて、ガーナ難民委員会（GRB）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）は、ガーナでの滞在を合法化したいと希望する2,300人を登録した。登録は、UNHCRとGRBが難民に対し本年2月、出身国へ自主的に帰還するのか否か、又はガーナでの滞在を合法化するのか否かについて2012年3月30日までに回答を求める最後通牒を発出したことを受けたものである。この最後通牒は、アフリカにいるリベリア、アンゴラ、ルワンダ及びブルンジの各難民に、1951年の難民の地位に関する条約に定められた終止事由を発動するという、国際社会の決定に基づいている。終止条項は、出身国に基本的かつ持続的変化が訪れ、難民が逃避する原因となった環境がもはや存在しなくなった時点で、難民の地位を終了させることを認めるものである。」 [61]

目次に戻る
資料目録に進む

30. 市民権及び国籍

30.01 ガーナ憲法(1992年)第3章には、以下のような定めがある
(アクセス日：2012年3月16日)

「第6条第1項：本憲法が発効する時点において、法律によりガーナ国民である者は誰もが、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第2項：本憲法の諸規定により、本憲法の発効後、ガーナ国内又は国外で出生した者は、その者の両親または祖父母が、ガーナ国民である又はガーナ国民であった場合、その者の出生日時点でガーナ国民になるものとする。」

「第3項：ガーナで発見され、その両親が不明である7歳以下の児童は、出生をもってガーナ国民であると推定するものとする。」

「第4項：両親のいずれもガーナ国民ではないが、ガーナ国民の養子となっている16歳以下の児童は、その養子縁組に基づいて、ガーナ国民であるものとする。」

「第7条第1項：ガーナ国民である男性と結婚した女性又はガーナ国民である女性と結婚した

男性は、議会が定める方法によって申請を行えば、ガーナ国民として登録することができる。」

「第2項：本条第1項は、死亡しなければ本憲法第6条第1項に基づきガーナ国民であり続けたと考えられる者と婚姻関係にあった者にも適用される。」

「第3項：本条第1項に基づきガーナ国民として登録された後、女性の婚姻が破棄される場合、その女性は、その市民権を放棄しない限り、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第4項：本条第3項が適用される本条第1項に基づきガーナ国民として登録された女性の婚姻による如何なる児童も、その市民権を放棄しない限り、引き続きガーナ国民であるものとする。」

「第5項：本条第1項に基づく登録の申請を男性が行う際、婚姻が主としてこの登録を取得する目的でなされていると、登録を所管する当局が判断する場合、当局は、申請者に対し、その婚姻が誠意を持ってなされたことを当局に納得させるよう求めることができる。また、当局は、そのように納得した場合にのみ、登録を発効させることができる。」

「第6項：男性が登録を求める場合、本条第1項は、申請者がガーナに永住する場合にのみ、適用される。」

「第8条1項：本条に従い、21歳に達した際、婚姻ではなく自発的行為により、ガーナ以外の国の市民権を取得する又は保持する場合、ガーナ国民は、直ちにガーナ国民ではなくなるものとする。」

「第2項：登録によりガーナ国民となり、ガーナ国民となった直後に、他のいずれかの国の国民でもある者は、そのような他の国の市民権を放棄し、本憲法第2表に規定された忠誠の誓いを行い、法律の定める居住に関する意思の宣言を行い、登録したのでない限り、又は、そのような対応をとるための期間の延長許可を得て、かつ、その延長期間が切れていない限り、ガーナ国民ではなくなるものとする。」

「第3項：ガーナ以外の国の市民権の取得または保持の結果、ガーナの市民権を失うガーナ国民は、その国の市民権を放棄した場合、ガーナ国民になるものとする。」

「第4項：ガーナ以外の国の法律が、その国の国民と婚姻する者に、その婚姻に基づいて、自国の市民権を破棄するように要求する場合、その婚姻に基づいてガーナ市民権を剥奪されるガーナ国民は、その婚姻が解消されることで、その婚姻により取得した他国の市民権を失う場合、ガーナ国民になるものとする。」

「第9条第1項：議会は、本憲法の規定に基づきガーナ国民になる資格がない者がガーナ市民権を取得できるようにするための規定を設けることができる。」

「第2項：本憲法第7条に別段の規定がない場合、登録申請時点で、ガーナの土着の言語を話し、かつ、理解することができない限り、その者は、ガーナ国民として登録できないものとする。」

「第3項：高等裁判所は、法務長官が下記(a)又は(b)を理由として申請を行った場合、出生以外の事由でガーナ国民となっている者から、以下を根拠にその市民権を剥奪することができる。

「(a) その者の活動が国家の治安上好ましくない、又は公衆道徳や公益に反していること」
あるいは

「(b) 市民権が、詐欺、虚偽の陳述又はその他の不適切若しくは規範に従わない慣行により取

得されていること」

「第4項：本条に基づき、ガーナ国民として登録を申請する者又はガーナ国民として登録されてきた者の氏名、個々の項目などの詳細は、所管当局により、また（状況に応じて）申請若しくは登録後3カ月以内に、官報に公表されるものとする。」

「第5項：議会は、ガーナ市民権を放棄する者に関する規定を設けることができる。」

「第10条第1項：その者の出生時点におけるその親の市民権に対して本章が言及している箇所は、その親の死亡後に出生した者に関する場合、その親の死亡時点でのその親の市民権に対する言及であると、解釈される。」

「第2項：本条第1項の目的のため、本憲法の発効前に死亡が発生した場合、その親が、本憲法の発効時点でその者が既に死亡していたならば、その親が有していたと考えられる市民権は、その者の死亡時の市民権であるとみなされるものとする。」 [50b]

30.02 本主題に関する詳細は、「開かれた社会基金」の出版物：アフリカにおける市民権（2010年11月発刊）から入手できる。

http://www.soros.org/initiatives/justice/articles_publications/publications/citizenship_20091009/citizenship-africa_20101118.pdf

目次に戻る
資料目録に進む

31. 公的文書の偽造及び不正取得

31.01 ガーナ政府ポータル の報告書「生体情報認証式パスポート・プロジェクトが始動」は、次のように述べている。

「生体情報認証式パスポートは、所持者とパスポートを結び付けるセキュリティ機能（安全性）の特性を強化した。木材とパルプを原料とする紙から加工された生体情報認証式パスポートは、表紙に西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）のロゴが表示され、裏表紙には国家の紋章がエンボス（浮き出し）加工されている...セキュリティを意識したパスポートの特徴には、大統領職、国家の剣、立法部門として議会及び司法部門として最高裁判所を表象するガーナのadinkra（アフリカを象徴する諸記号を意味する）デザインが全て含まれている。全ページに透かし模様の紋章と可視及び不可視の記号を刷り込むことによって、大規模な偽造の試みが挫かれることになる。」

「...1957年3月6日に政治的な独立を果たして以来、数十年にわたって、パスポート取得の問題は、後継する各政権と国民を当惑させてきた。問題は、時の経過と共に改善されてはきたものの、依然として出入国の際に疑いの目を持ってパスポートの検査を行うと、様々な次元の偽造パスポートが発見されることになる。例えば、パスポートの不正取得の様々な形態の中に、ある人物のデータ上に他人の写真がエンボスされている、発行を所管する国家機関ではない未公認施設で、パスポートが完全に偽造されている、ガーナに帰化していない他国の者がガーナのパスポートを所有している、或いはそっくりな近親者同士若しくは兄弟姉妹が、お互いのパスポート（パスポートが複数の場合もある）を交換して使用している事例などが確認されている。」

「...出生証明書が簡単に発行されることから、他国の者がガーナのパスポートを取得することは可能となる。」 [57b]

- 31.02 米国国務省のCountry Reciprocity Schedule for Ghanaは、出生証明書について、「出生登録の大半は、出生時点で行われておらず、個人が移住するために出生証明書を必要とする時点まで登録は行われないことが度々ある。個人の出生後1年以内に行われない登録は、出生の関係を示す証拠として信頼できない。というのは、遅れた登録を含め、登録は要求があれば、必要書類がほとんどあるいは全くない場合でも、行われることが多い。」と述べている。**[1]**

- 31.03 クロニクル紙の記事「ガーナ：移民は腐敗に至る道ではないーKobby Acheampong が語る」（2011年12月20日付）は、次のように述べている。

「ガーナ移民局は、腐敗に至る道ではない。一晩で裕福になることを願って移民局に入局したいと考えている者は、今、悔い改めるか、或いはそんなことを忘れるべきだ、と内務省副大臣のKwabena Acheampong は警告した...Acheampong氏は、西アフリカのサハラ以南地域は以前から、違法移住、国境の不安定な状態、戦争・市民ストライキ、小型武器の密輸、人身売買及び女性・児童虐待といった問題に悩まされてきたとして、新入職員に様々なガーナへの入国地点を防衛するため、知識と技術を駆使するよう促した。Acheampong氏は、こうした問題がその後社会にもたらされた負の結果と様々な形で関係している、と述べた。詐欺及び違法移住その他の犯罪行為が個人により、大半は偽造文書的手段で行われている...」 **[32b]**

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

32. 出国及び帰還

- 32.01 ガーナ憲法第5章：基本的人権及び自由、パラグラフ21(1)(g)には、[全ての国民は]ガーナ国内を自由に移動する権利、ガーナから出国/ガーナへ入国する権利並びにガーナからの国外退去を命じられない権利が定められている。 **[50a]**
- 32.02 米国国務省人権報告2010年（2011年4月8日公表）には、「[ガーナ]政府は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びその他の人権団体と連携して、国内避難民、難民、帰還民、庇護申請者、無国籍者及び懸念される状態にあるその他の者に対して保護と支援を提供した」と記載されている。 **[1a](セクション2d)**

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

33. 雇用の権利

- 33.01 国際労働組合総連合の「2011年労働組合の権利の侵害に関する年次調査」（2011年6月公表）は、次のように述べている。

「労働法は国際労働基準に沿うようになってきたものの、問題のある領域は残っている...1994年緊急事態措置権限法は依然として有効であり、行政当局に、法律を一時凍結したり、市民集会や行進を禁止する広範な権限を付与している。労働者が属する多くのカテゴリー（その定義が極めて広範囲にわたる管理職級労働者を含む）は、労働法の適用から除外されている。職場に複数の労働組合がある場合、「最高労働責任者」が、経営側と交渉するために必要な団体交渉権の「認定書」をどの労働組合に与えるかを決定する裁量権を有している。ストライキを行う権利は労働法で保障されているものの、民間企業であって、労働者の職務が企業の存続にとって不可欠であるとみなされる場合は制限されうるし、不可欠なサービスを提供している場合にも制限されうる...雇用者の多くが労働組合を一切容認しない方針をとっている。労働組合を結成する又は労働組合に参加する労働者は、恫喝され、解雇される。一

部の雇用者は、雇用契約の中に反労組の条項を含めている。」 [62]

33.02 米国国務省の「2010年人権慣行に関する国別報告書」（2011年4月8日公表）は、次のように述べている。

「法律は、雇用最低年齢を15歳とし、児童に害を与える可能性が低い又は児童の通学若しくは学校から享受する恩恵に影響を与える可能性が低い軽作業に対しては13歳に設定している。法律は、18歳未満の児童に夜間の仕事及び一定の種類 of 危険な労働を課すことを禁止しており、また、違反者に対しては罰金刑及び懲役刑を定めている。しかしながら、児童労働は非公式部門においては依然として深刻な問題であった。」 [1a](セクション7d)

[目次に戻る](#)
[資料目録に進む](#)

付属書A

主な出来事の年譜

下記情報は、BBCタイムライン：ガーナ編（2012年1月17日更新）から転記したものである。[25b]

1957 3月：ガーナが独立。初代首相にKwame Nkrumahが就任。

1960 ガーナが共和党を宣言。Nkrumahが大統領に選出される。

1964 ガーナが1党制国家となる。

1966 クーデターによりNkrumah政権が崩壊。ロシアと中国の技術者が追放される。

1969 新憲法により、Kofi Busia が率いる市民政府への権限移譲が促進される。

1972 Ignatius Acheampong大佐が主導したクーデターにより、Busia が追放される。

1978 Acheampongが退陣に追い込まれる。Frederick Akuffo将軍が継承する。

1979 空軍大尉Jerry Rawlingsが主導したクーデターによりAkuffoが退陣。Acheampong とAkuffoは汚職の罪で裁判にかけられ、処刑される。

1979 9月：選出された大統領Hilla LimannにRawlingsが権限を委譲。

1981 脆弱な政府と経済停滞が2年間続いた後、Rawlingsが主導したクーデターによりLimannが追放される。

1983 Rawlingsは、保守的な経済政策を取り、補助金及び価格統制の廃止、多数の国営企業の民営化及び通貨切り下げを実施。

1992 国民投票により多党制を導入する新憲法が承認され、Rawlingsは大統領に選出される。

1994 土地の所有権を巡るKonkomba とNanumbaの民族間衝突の結果、千人が殺害され、15万人がNorthern州への国内避難を余儀なくされる。

1994 6月：Northern州での暴力行為に関与した7つの民族グループが和平協定に署名。

1995 Northern州で新たな民族間暴力が勃発し、さらに100人が殺害されたため、政府は同地に夜間外出禁止

1996 Rawlingsが大統領に再選される。

2000 12月：大統領選挙で、John Kufuorが副大統領のJohn Atta Millsに勝利する。

2001 2月：政府が燃料補助金を廃止する決定を下したことを受けて、石油価格が60%上昇。

2001 4月： ガーナは、世界銀行とIMFが設計したスキームに従うことを条件として債務免除を受けることを受諾。

2001 5月：サッカー・スタジアムでの殺到事故により死亡した126人を追悼するための国民の日。群衆の騒ぎに過剰に反応した警察に責任があるとの調査結果が出る。

2001 6月：政府は、Rawlingsによる支配体制の遺産を一掃すべく、同氏の軍事クーデターを祝賀する祭日を廃止。

2001 6月：洪水がアクラを襲い、10人が死亡、10万人が自宅からの避難を余儀なくされる。

2002 4月：氏族の暴力行為により、部族の首長の他30人が殺害されたことを受けて、北部に非常事態宣言が出される。非常事態宣言は2004年8月に解除。

2002 5月：Kufuor大統領は、軍事政権時代に行われた人権侵害を調査するため、和解委員会を発足。

2003 10月：政府は、新たに金採掘巨大企業を誕生させることになる金採掘企業2社の合併を承認。

2004 2月：前大統領Jerry Rawlingsは、同氏政権の初期に行われた人権侵害を調査する委員会で証言。

2004 10月：現役軍人及び元軍人の集団が、選挙に先立ち政府を不安定化させることを企てた容疑で拘留される。

2004 12月：大統領選挙：現職のJohn Kufuor大統領が2期目も再選される。

2005 4月 - 5月：数千人のトーゴ共和国難民が、母国で発生している政治絡みの暴力から逃れて、ガーナに到着。

2006 4月：ボルタ湖（貯水池）でボートが転覆し、100人以上が溺死の恐れ。

2006 ガーナ訪問中の中国首相 温家宝は、開発プロジェクトの資金支援を行うため、ガーナに約6千6百万ドルを貸し出すことを約束。同氏は、急速に成長を遂げている中国経済を支えるため新たな輸出市場を開拓すると共にエネルギーと鉱物資源の供給を確保する目的で、アフリカ歴訪中で

ある。

2007 3月：ガーナが英国からの独立50周年を祝う。

2007 6月：沖合での大規模な油田発見を発表。Kufuor大統領は、石油がガーナを「アフリカの虎」に変えると発言。

2007 9月：過去30年以上の間で最悪の洪水が発生、広範囲に亘って被害をもたらし、年間収穫高の大半が台無しとなる。

2007 12月：Kufuor大統領は、沖合の石油埋蔵量が合計で30億バレルになると発言。

2008 12月：John Atta Millsが大統領に選出される。

2009 7月：Barack Obama米大統領がガーナを訪問。ガーナは国際通貨基金（IMF）から期間3年、金額6億ドルの借款供与を取り付ける。

2009 10月：国営通信ネットワーク「ガーナ・テレコム」の売却を巡って論争。同社の売却価格は実際の価値より低いとの疑いが持たれている。

2010 12月：沖合での石油生産が開始される。

2011 7月：2012年大統領選挙における与党の国民民主会議党候補者として、Jerry Rawlings前大統領の妻であるNana Konadu Agyemang-Rawlingsに勝利した John Atta Mills大統領が選出される。

2011 8月：英国に本社を置く石油探査会社Tullow Oilは、ガーナ沖油田開発に少なくとも40億ドルを投資すると発言。

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

付属書B

著名人

CIAワールド・ファクトブック（訳注：CIA（米国中央情報局）の年次刊行物で、世界各国に関する情報を年鑑形式で編集したもの）の「世界の指導者の項（2012年4月18日に最終更新）に掲載されているガーナの国家主席及び閣僚（2012年1月26日時点情報）は、下記の通りである。

大統領 John Evans Atta MILLS

副大統領 John Dramani MAHAMA

首長・文化大臣 Alexander Asum-Ahensah

通信大臣 Harunna Iddrissu

防衛大臣 Joseph Henry Smith (中将[退役])

教育大臣 Lee Ocran

雇用・社会福祉大臣 Moses Asaga

エネルギー大臣 Joe Oteng Adjei

財務・経済計画大臣 Kwabena Duffuor

外務大臣 Muhammed Mumuni

厚生大臣 Alban Sumana Bagbin

内務大臣 William Kwesi Aboah

法務大臣兼法務長官 Benjamin Kumbuor

通商・産業大臣 Hanna Tetteh

運輸大臣 Collins Daudu

水資源、公共事業・住宅大臣 E.T. Mensah

女性児童大臣 Julinana Azumah-Mensah

[3]

[目次に戻る](#)

[資料目録に進む](#)

付属書C

略語一覧

AI アムネスティ・インターナショナル
CEDAW 女子差別撤廃条約
CPJ ジャーナリスト保護委員会
FCO 外務・英連邦省
FGM 女性器切除
FH フリーダム・ハウス
GDP 国内総生産
HIV/AIDS HIV(ヒト免疫不全ウイルス)/エイズ(後天性免疫不全症候群)
HRW ヒューマンライツウォッチ
IAG 非合法武装集団
ICG 国際危機グループ
ICRC 赤十字国際委員会
IDP 国内避難民
IFRC 国際赤十字・赤新月社連盟
IMF 国際通貨基金
IOM 国際移住機関
MSF 国境なき医師団
NATO 北大西洋条約機構
NGO 非政府組織
OCHA 国連人道問題調整事務所
ODIHR 民主制度・人権事務所
ODPR 避難民・難民事務所
OECD 経済協力開発機構
OHCHR 国連人権高等弁務官事務所
OSCE 欧州安全保障協力機構
RSF 国境なき記者団
STD 性感染症(性病)
STC セーブ・ザ・チルドレン(子供たちのための民間の国際援助団体)
TB 結核
TI トランスパレンシー・インターナショナル
(汚職等腐敗に対して取り組む国際的な非政府組織)
UN 国際連合(国連)
UNAIDS ユーエヌエイズ(エイズの世界的な感染拡大に対応するた国連全体としての取り組みを強化する目的で設置された機関)
UNESCO ユネスコ(国連教育科学文化機関)
UNHCHR 国連人権高等弁務官
UNHCR 国連難民高等弁務官事務所
UNICEF ユニセフ(国連児童基金)
UNODC 国連薬物犯罪事務所
USAID 米国国際開発庁
USSD 米国国務省
WFP 国連世界食糧計画
WHO 世界保健機関

目次に戻る
資料目録に進む

付属書D

出典資料の参考文献

内務省は外部ウェブサイトの内容に関して責任を負わない。

1 米国国務省 (USSD)

- a 2011年人権慣行に関する国別報告書 (2012年3月公表)
<http://www.state.gov/j/drl/rls/hrrpt/2010/af/154349.htm>
アクセス日: (記載なし)
- b 背景注記 (2011年12月21日最終更新)
<http://www.state.gov/r/pa/ei/bgn/2860.htm>
アクセス日: 2012年3月1日
- c 2010年7月～12月国際的な宗教の自由に関する報告書 (2011年9月13日公表)
http://www.state.gov/j/drl/rls/irf/2010_5/168410.htm
アクセス日: 2012年3月16日
- d 2011年人身売買報告書 (2011年6月27日付)
<http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/2011/164232.htm>
アクセス日: 2012年4月16日
- e ビザ互惠協約 (日付なし)
http://travel.state.gov/visa/fees/fees_5455.html?cid=9176
アクセス日: 2012年4月17日
- f 国際薬物管理戦略に関する報告書 (2012年3月7日付)
<http://www.state.gov/j/inl/rls/nrcrpt/2012/vol1/184099.htm#Ghana>
アクセス日: 2012年4月18日

2 外務・英連邦省 (FCO)

- a 国別情報 (2011年11月18日最終更新)
<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/country-profile/sub-saharan-africa/ghana?profile=all>
アクセス日: 2012年3月1日
- b 旅行アドバイス情報 (2012年4月24日最終更新)
<http://www.fco.gov.uk/en/travel-and-living-abroad/travel-advice-by-country/sub-saharan-africa/ghana>
(アクセス日の記載なし)

3 米国中央情報局 (CIA) ワールド・ファクトブック

- 国別情報 (2012年4月最終更新)
<https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/gh.html>
アクセス日: 2012年4月18日

4 アムネスティ・インターナショナル

- a 2011年年次報告書「世界の人権の現状」 (2011年5月13日公表)
<http://www.amnesty.org/en/region/ghana/report-2011>
アクセス日: 2012年3月1日
- b 2011年死刑と執行 (2012年3月27日付)
http://www.amnesty.org.uk/uploads/documents/doc_22432.pdf
アクセス日: 2012年3月28日

5 ガーナ大使館 (米国、ワシントンDC)

- 人口 (日付なし)
<http://www.ghanaembassy.org/index.php?page=population>
アクセス日: 2012年2月10日

- 6 アフリカ経済見通し
国別情報（2011年6月22日最終更新）
<http://www.africaneconomicoutlook.org/en/countries/west-africa/ghana/>
アクセス日：2012年2月17日
- 7 ブルームバーグ・ビジネスウィーク
ガーナ政府は貸出金利を据え置く見通し－価格高騰の懸念（2012年2月14日付）
<http://www.businessweek.com/news/2012-02-14/ghana-may-keep-lending-rate-on-hold-warn-of-price-threats.html>
アクセス日：2012年2月17日
- 8 ガーナウェブ
- a ガーナ国内で高まる雇用危機（2011年7月16日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=213710>
アクセス日：2012年2月14日
 - b 憲法改正検討委員会がMills大統領に報告書を提出（2011年12月20日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=226043>
アクセス日：2012年2月23日
 - c 民族集団
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/tribes/>
アクセス日：2012年3月9日
 - d ガーナの法律は同性愛を禁止せず－法学講師が語る（2010年5月14日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=182046>
アクセス日：2012年3月12日
 - e ゲイを起訴することは可能（2011年6月7日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=210533>
アクセス日：2012年3月12日
 - f Nana Oye Lithur：ゲイには人権があり、尊重されねばならない(2011年11月4日付)
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=222923>
アクセス日：2012年3月12日
 - g ガーナにおける同性愛：増え続ける数（2011年1月6日付）
<http://ghanaweb.net/GhanaHomePage/features/artikel.php?ID=200705>
アクセス日：2012年3月15日
 - h ガーナで数千人が初の反同性愛者抗議に参加（2010年6月4日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=183484>
アクセス日：2012年3月15日
 - i 差別、暴力－ガーナ女性の苦悩の元（2010年10月19日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/features/artikel.php?ID=195440>
アクセス日：2012年4月5日
 - j 司法制度（日付なし）
http://www.ghanaweb.com/law_cms/judiciary.php
アクセス日：2012年4月16日
 - k 警察の腐敗慣行について、ドライバーを非難－警察庁広報官（2012年3月14日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=232556>
アクセス日：2012年4月18日
 - l 失われた児童期：ガーナ児童の多くがアクラの路上で生活し、売春に従事（2012年4月17日付）
<http://www.ghanaweb.com/GhanaHomePage/NewsArchive/artikel.php?ID=236126>
アクセス日：2012年4月18日
- 9 ロイター・アフリカ
- a ガーナ政府が最低賃金を20%引き上げ：労働団体が語る（2011年2月15日付）

<http://af.reuters.com/article/topNews/idAFJJOE71E05820110215>

アクセス日：2012年2月14日

10 パブリック・アジェンダ（アクラ）（AllAfrica.com経由）

a ガーナ：基本的人権及び憲法改正について（2011年3月14日付）

<http://allafrica.com/stories/201103150386.html>

アクセス日：2012年2月23日

b ガーナ：女性の人権問題を振り返る（2011年12月19日付）

<http://allafrica.com/stories/201112200825.html>

アクセス日：2012年4月2日

c ガーナ：Memiaは、女性への暴力に対してノーと言わなければならない
（2011年11月28日付）

<http://allafrica.com/stories/201111281386.html>

アクセス日：2012年4月18日

d ガーナ：警察はFGMと闘う能力が欠如（2012年2月10日付）

<http://allafrica.com/stories/201202101003.html>

アクセス日：2012年4月18日

11 憲法ネット

ガーナ憲法の歴史（日付なし）

<http://www.constitutionnet.org/country/constitutional-history-ghana>

アクセス日：2012年2月23日

12 地名に関する常設委員会

国名（2012年1月最終改正）

http://www.pcn.org.uk/Country_names.htm

アクセス日：2012年3月1日

13 ヨーロッパ・ワールド

ガーナ国別情報（ウェブサイト加入者のみ閲覧可能）

<http://www.europaworld.com/pub/>

アクセス日：2012年2月23日

14 カリフォルニア大学バークレー校ジャーナリズム学院

ガーナ虹のかなたに（日付なし）

<http://journalism.berkeley.edu/projects/mm/luckie/rainbow.html>

アクセス日：2012年3月13日

15 国際レズビアン・ゲイ協会（ILGA）

a 国家が支援する同性愛嫌悪：同意に基づく成人の同性間性行為を犯罪とする法律に関する世界調査（2011年5月実施）

http://old.ilga.org/Statehomophobia/ILGA_State_Sponsored_Homophobia_2011.pdf

アクセス日：2012年3月12日

b ガーナの法律（日付なし）

<http://ilga.org/ilga/en/countries/GHANA/Law>

アクセス日：2012年3月12日

16 トーク・アフリカ（TalkAfrique）

ゲイとレズビアンの議論：ガーナ民主主義の評価を高める（2011年7月25日付）

<http://www.talkafrique.com/issues/the-gay-and-lesbian-debate-a-credit-to-ghana%E2%80%99s-democracy>

アクセス日：2012年3月15日

17 IRIN (国連地域情報統合ネットワーク)

- a 分析：ガーナにおける同性愛嫌悪を駆り立てる要因を理解する (2011年8月1日付)
<http://www.irinnews.org/Report/93387/Analysis-Understanding-the-drivers-of-homophobia-in-Ghana>
アクセス日：2012年3月15日
- b ガーナ：国の「魔女」の復活 (2011年10月13日付)
<http://www.irinnews.org/Report/93961/GHANA-Reintegrating-the-nation-s-witches>
アクセス日：2012年4月18日
- c ガーナ：カカオ大農場で働く児童数を減らす取組みの効果が始まる (2011年9月23日付)
<http://www.irinnews.org/Report/93805/GHANA-Efforts-to-reduce-child-labour-on-cocoa-plantations-beginning-to-pay-off>
アクセス日：2012年4月18日

18 ザ・インデペンデント紙 (英国)

- ガーナの大臣がゲイの疑いがある男性を「検挙」するよう命じる (2011年7月22日付)
<http://www.independent.co.uk/news/world/africa/ghana-official-calls-for-effort-to-round-up-suspected-gays-2318507.html>
アクセス日：2012年3月15日

19 国際ゲイ・レズビアン人権委員会 (ILGHRC)

- 助けを求める場所もなく：サハラ以南アフリカにおけるLGBTの人々に対する脅迫と恐喝 (2011年2月付)
<http://www.iglhrc.org/binary-data/ATTACHMENT/file/000/000/484-1.pdf>
アクセス日：2012年3月15日

20 ビハインド・ザ・マスク

- a ガーナの反同性愛者ロビー活動団体がその組織的運動戦略を明らかにする (2011年8月24日付)
<http://www.mask.org.za/ghana%e2%80%99s-anti-gay-lobby-lays-out-its-campaign-strategy/>
アクセス日：2012年3月15日
- b 西アフリカのLGBTI人権擁護活動家が国の情勢を報告 (2011年8月31日付)
<http://www.mask.org.za/west-africa-lgbti-rights-activists-report-count-ry-situations/>
アクセス日：2012年3月15日
- c 退任したガーナの判事が裁判所に同性愛の権利を人権として扱わないよう要請 (2012年4月2日付)
<http://www.mask.org.za/retired-ghana-judge-asks-court-to-disregard-homosexuality-as-a-human-rights-issue/>
アクセス日：2012年4月18日

21 フリーダム・ハウス

- a LGBTの人々がガーナで攻撃の恐怖に晒されている (2011年8月8日付)
<http://www.freedomhouse.org/article/lgbt-population-ghana-under-threat>
アクセス日：2012年3月15日
- b 2010年岐路に立つ国々 (2010年4月7日付)
<http://www.freedomhouse.org/report/countries-crossroads-2010/ghana>
アクセス日：2012年3月16日
- c 2011年世界の自由の状況
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-world/2011/ghana>
アクセス日：2012年3月16日
- d 2011年報道の自由 (2011年9月1日公表)
<http://www.freedomhouse.org/report/freedom-press/2011/ghana>

アクセス日：2012年3月26日

22 グローバルゲイズ (GlobalGays)

ガーナの教会がゲイの「治療」を目的とした施設を設立(2011年8月10日付)

<http://archive.globalgayz.com/africa/ghana/gay-ghana-andreports-2011/#article8>

アクセス日：2012年3月15日

23 ガーナ・ビジネスウィーク

協会はイスラム教徒学生の宗教的自由が侵害されることを嫌悪(2012年2月17日付)

<http://www.ghanabusinessnews.com/2012/02/17/association-detests-violation-of-religious-freedom-of-muslim-students/>

アクセス日：2012年3月16日

24 宗教データ・アーカイブ協会 (ARDA)

ガーナ国別情報 (日付なし)

http://www.thearda.com/internationalData/countries/Country_91_3.asp

アクセス日：2012年3月16日

25 英国放送協会 (BBC) ニュース・オンライン

a ラジオ番組「女性の時間 (Woman's Hour)」国際アーカイブーガーナのトロコシ女性 (2009年8月27日付)

http://www.bbc.co.uk/radio4/womanshour/04/2009_34_thu.shtml

アクセス日：2012年3月16日

b タイムライン (2012年1月17日最終更新)

<http://www.bbc.co.uk/news/world-africa-13434226>

アクセス日：2012年4月17日

26 米国労働省

2010年最悪の形態の児童労働に関する調査結果 (2011年9月30日付)

<http://www.dol.gov/ilab/programs/ocft/PDF/2010TDA.pdf>

アクセス日：2012年3月16日

27 国連人権委員会

a 女性に対する暴力、その原因及び結果に関する国連特別報告者Yakin Erturk の報告書:補遺(ガーナに対する使命)(2008年2月21日公表)

http://www.wunrn.com/news/2008/05_08/05_19_08/051908_ghana_files/051908_ghana.doc

アクセス日：2012年3月16日

b 国連人権理事会：人権理事会決議5/1－ガーナの付属書第15(c)項に従い、人権高等弁務官事務所が作成したその要約書 (2008年4月2日公表) [Refworld経由でアクセス]

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/refworld/rwmain?page=country&docid=48591f5b0&skip=0&coi=GHA&querysi=single%20mothers&searchin=fulltext&display=10&sort=date>

アクセス日：2012年4月18日

28 現代ガーナ

CHRAJ は、トロコシの阻止に意欲を燃やしている－Lamptey 女史が語る (2011年8月12日付)

<http://www.modernghana.com/news/344806/1/chraj-is-keen-to-stop-trokosi-ms-lamptey.html>

アクセス日：2012年3月16日

29 ブルッキングス研究所

西アフリカの国内避難：寸評 (2012年1月付)

http://www.brookings.edu/~media/Files/rc/papers/2012/01_ecowas_ferris/01_ecowas_ferris_stark.pdf

アクセス日：2012年3月16日

30 ジェーン・安全保障監視評価（ウェブサイト加入者のみ閲覧可能）

a [ガーナ：軍隊]（2012年1月30日更新）

アクセス日：2012年3月20日

b [ガーナ、治安及び外国勢力]（2011年12月7日更新）

アクセス日：2012年3月20日

c [ガーナ：内政問題]（2011年1月26日更新）

（アクセス日の記載なし）

d [ガーナ：治安－組織犯罪]（2011年1月26日更新）

アクセス日：2012年4月30日

e [ガーナ：政治指導力]（2012年4月27日更新）

アクセス日：2012年4月30日

f [ガーナ：要約]（2012年4月27日更新）

アクセス日：2012年4月30日

31 ガーナ警察庁公式ウェブサイト

a 「行政部門」（日付なし）

http://www.ghanapolice.info/broad_formation.htm

アクセス日：2012年3月20日

b 「WAJU（現在はDOVVSU）の設置」

http://www.ghanapolice.info/dvvsu/establishment_dovvsu.htm

アクセス日：2012年4月18日

32 クロニクル紙(AllAfrica.com経由でアクセス)

a ガーナ国軍がエリート部隊に対する野党の懸念を和らげる（2012年3月9日付）

<http://allafrica.com/stories/201203091113.html>

アクセス日：2012年3月20日

b ガーナ：移民局は腐敗に至る道ではないーKobby Acheampong が語る
（2011年12月20日付）

<http://allafrica.com/stories/201112210776.html>

アクセス日：2012年4月17日

c ガーナ：警察は暴力行為のつけを払うべきである（2012年1月16日付）

<http://allafrica.com/stories/201201170254.html>

アクセス日：2012年4月18日

d ガーナ：政府がHIV/エイズ患者に命綱を投げる（2012年2月15日付）

<http://allafrica.com/stories/201202160397.html>

アクセス日：2012年4月18日

33 ガーナ放送協会

ガーナ拘置所の状況の改善を求める（2011年10月付）

<http://gbcghana.com/index.php?id=1.358607.1.586665>

アクセス日：2012年3月21日

34 国際刑務所研究センター

世界の刑務所の概要：ガーナ編（日付なし）

http://www.prisonstudies.org/info/worldbrief/wpb_country.php?country=22

アクセス日：2012年3月21日

35 U4 反腐敗リソース・センター

ガーナにおける腐敗及び反腐敗の概要（日付なし）

<http://www.u4.no/publications/overview-of-corruption-and-anti-corruption-in-ghana>

アクセス日：2012年3月21日

36 サハラ・レポーターズ

与党の広範な腐敗と闘うガーナ (2012年2月8日付)

<http://saharareporters.com/news-page/news-briefs>

アクセス日：2012年3月22日

37 トランスペアレンシー・インターナショナル

2011年腐敗認識指数

<http://cpi.transparency.org/cpi2011/results/>

アクセス日：2012年3月22日

38 世界保健機関

国別戦略文書 (2008-11年)のガーナの頁 (2009年8月)

http://www.who.int/countryfocus/cooperation_strategy/ccs_gha_en.pdf

アクセス日：2012年3月22日

39 国際移住機関

ガーナへの帰還－国別情報 (2010年4月7日更新)

http://irrico.belgium.iom.int/images/stories/documents/ghana_edited.pdf

アクセス日：2012年3月22日

40 オーストリア出身国・庇護国情報研究・調査 センター

ガーナにおける医療 (2009年3月付)

http://www.ecoi.net/file_upload/90_1236873017_accord-health-care-in-ghana-20090312.pdf

アクセス日：2012年3月22日

41 ガーナ国内医薬品情報リソース・センター

保健省の必須医薬品リスト

<http://www.ghanadruginformation.org/GHANA%20ESSENTIAL%20MEDICINES%20LIST%202004.pdf>

アクセス日：2012年4月18日

42 インター・プレス・サービス通信社

a 精神疾患を健康問題として認識する必要性 (2012年2月13日付)

<http://www.ips.org/africa/2012/02/ghana-need-to-recognise-mental-illness-as-a-health-concern/>

アクセス日：2012年3月22日

b ガーナのコミュニティ向けのラジオ局が身動きとれず (2012年2月1日付)

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=106610>

アクセス日：2012年3月26日

c ガーナ：高齢者の女性のほとんどが年金をもらえない (2011年11月3日付)

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=105721>

アクセス日：2012年4月5日

d 娘を女性器切除慣行から守るために闘う父親 (2012年2月29日付)

<http://ipsnews.net/news.asp?idnews=106891>

アクセス日：2012年4月18日

43 表現の自由の交換に関する国際的ネットワーク

a 国家治安職員が写真ジャーナリストを暴力的に襲撃 (2012年1月16日付)

http://www.ifex.org/ghana/2012/01/16/lawson_assaulted/

アクセス日：2012年3月27日

b 政治活動家が大統領夫人を非難する発言で拘留される (2012年3月19日付)

http://www.ifex.org/ghana/2012/03/19/bempah_detained/

アクセス日：2012年3月28日

c 警察がデモ参加者2名を逮捕（2011年10月12日付）

http://www.ifex.org/ghana/2011/10/12/ndc_arrests/

アクセス日：2012年3月28日

44 インターネット世界統計

アフリカのインターネット・ユーザー(2011年12月31日現在)

<http://www.internetworldstats.com/stats1.htm>

アクセス日：2012年3月27日

45 国境なき記者団

世界の報道の自由度指数 2011-2012年（2012年1月25日付）

http://en.rsfof.org/IMG/CLASSEMENT_2012/C_GENERAL_ANG.pdf

アクセス日：2012年3月27日

46 応用ビジネス・経済ジャーナル

ガーナの政党の資金調達（2011年）

http://www.na-businesspress.com/JABE/AborJ_Web.pdf

アクセス日：2012年3月28日

47 国連アフリカ特別顧問室

ガーナにおけるNGO一覧（日付なし）

<http://www.un.org/africa/osaa/ngodirectory/index.htm>

アクセス日：2012年3月28日

48 女子差別撤廃条約 (CEDAW)

a 批准、加入及び承継

<http://www.un.org/womenwatch/daw/cedaw/states.htm>

アクセス日：2012年4月2日

49 世界経済フォーラム

世界ジェンダー・ギャップ（男女平等）指数に関する2011年報告書

http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2011.pdf

アクセス日：2012年4月2日

50 ガーナ共和国憲法

a 第5章：基本的人権及び自由

http://www.judicial.gov.gh/constitution/chapter/chap_5.htm

アクセス日：2012年4月3日

b 第3章：市民権

http://www.judicial.gov.gh/constitution/chapter/chap_3.htm

（アクセス日の記載なし）

51 社会制度とジェンダー指数

ガーナ国別情報（日付なし）

<http://genderindex.org/country/ghana>

アクセス日：2012年4月3日

52 アフリカ女性の権利

請求の関係書類：ガーナ（2010年3月5日付）

<http://www.africa4womensrights.org/post/2010/03/05/Dossier-of-Claims:-Ghana>

アクセス日：2012年4月3日

53 アフリカン・アーギュメンツ

ガーナ：2012年選挙が近づく中、女性はい依然として政治的に脇に追いやられている（2012年1月11日付）

<http://africanarguments.org/2012/01/11/ghana-women-still-sidelined-politically-as-2012-election-approaches-by-clair-macdougall/>

アクセス日：2012年4月5日

54 ウーマンカインド

女性は今、ガーナの政治の歴史を塗り替えている（2012年9月1日付）

<http://www.womankind.org.uk/2011/09/women-making-political-history-in-ghana/>

アクセス日：2012年4月5日

55 シチズンシフト

学校に通うガーナの女兒は教育の権利を得るために闘う（2012年3月28日付）

<http://citizenshift.org/getting-class-girls-ghana-fight-their-right-education>

アクセス日：2012年4月5日

56 奴隷化防止同盟－西アフリカ

ガーナの人身売買：6年間の活動に基づいた成功と欠点に関する詳細報告（2011年11月）

http://www.epawa.org/pdfs/reports/Ghana_Human_Trafficking_Act-Report_Annexes.pdf

アクセス日：2012年4月16日

57 ガーナ政府公式ポータル**a 司法制度**

<http://www.ghana.gov.gh/index.php/governance/the-judiciary/160-the-judiciary>

アクセス日：2012年4月16日

b 生体認証式パスポート・プロジェクトが起動（日付なし）

<http://www.ghana.gov.gh/index.php/news/features/1155-biometric-passport-project-launched>

アクセス日：2012年4月17日

58 ガーナロー

ガーナの裁判所

<http://www.ghanalaw.com/content/courts-ghana>

アクセス日：2012年4月16日

59 バイブ・ガーナ**a 司法の独立性だけでは、法の支配を確保できない（2011年9月20日付）**

<http://vibeghana.com/2011/09/20/judicial-independence-alone-cannot-secure-the-rule-of-law/>

アクセス日：2012年4月18日

b ガーナ保健庁ががん治療のための資金手当てを要請（2012年2月4日付）

<http://vibeghana.com/2012/02/04/ghana-health-service-advocates-funding-for-cancer-treatment/>

アクセス日：2012年4月18日

60 刑法

1961年1月12日公表

<http://www.unhcr.org/refworld/country,LEGAL,,LEGISLATION,GHA,,44bf823a4,0.html>

アクセス日：2012年4月16日

61 ガーナ・ニュース・ネットワーク

リベリア人2,300人のガーナ滞在が合法化される（2012年4月12日付）

<http://ghananewsnetwork.com/Ghana-Daily/2300-liberian-refugees-to-legalise-stay-in-ghana.html>

アクセス日：2012年4月17日

62 国際労働機関

国内労働法の概要：ガーナ（2011年6月17日付）

http://www.ilo.org/ifpdial/information-resources/national-labour-law-profiles/WCMS_158898/lang--en/index.htm

アクセス日：2012年4月18日

63 アフリカ地域セクシャリティー・リソース・センター

ガーナで慣行化された烙印（2011年9月22日付）

<http://www.arsrc.org/features/institutionalized-stigma-ghana.html>

アクセス日：2012年4月18日

64 ジョイ・オンライン

虐待された！ガーナでドメスティック・バイオレンスに苦しむ女性が多くなっている（2012年3月31日付）

<http://opinion.myjoyonline.com/pages/feature/201203/83980.php>

アクセス日：2012年4月18日

65 国連人権高等弁務官事務所

21世紀の魔女（2009年8月24日付）

<http://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/Witches21stCentury.aspx>

アクセス日：2012年4月18日

66 アクションエイド

ガーナにおける魔術－迷信に呪われる女性たち（2010年10月19日付）

http://www.actionaid.org.uk/102630/witchcraft_in_ghana_the_women_cursed_by_superstition.html

アクセス日：2012年4月18日

67 ビジネス反腐敗ポータル

ガーナ国別情報（2012年4月更新）

<http://www.business-anti-corruption.com/country-profiles/sub-saharan-africa/ghana/>

アクセス日：2012年4月18日

68 ガーナ・インテグリティ・イニシアティブ

2011年度腐敗に関する『人々の声』調査（2011年12月9日公表）

<http://www.tighana.org/giipages/giinews.php?idnews=44>

アクセス日：2012年4月18日

69 フリク・オンライン

医療：ガーナはHIV/エイズとの闘いを再び誓う（2011年12月2日付）

<http://www.afriquejet.com/health-ghana-hiv-aids-2011120228665.html>

アクセス日：2012年4月18日

70 ガーナエイズ委員会

ガーナのART（抗レトロウイルス療法）診療所一覧（日付なし）

<http://www.ghanaims.gov.gh/gac/hivservices/art.php>

アクセス日：2012年4月18日

71 国際人権擁護ジャーナリスト（jhr）機構

腎臓病：ガーナにおける『無言の殺人者』（2012年3月9日付）
<http://www.jhr.ca/blog/2012/03/kidney-disease-a-silent-killer-in-ghana/>
アクセス日：2012年4月18日

72 児童の権利に関するガーナNGO連合
国連児童の権利委員会に対する報告書「ガーナにおける児童の権利に関する条約の履行状況」
(2005年5月31日付)
<http://www.crin.org/resources/InfoDetail.asp?ID=6541>
アクセス日：2012年4月18日

73 ユニセフ・ガーナ
a 開発がアクラの成長に追いつかない (2012年4月11日付)
<http://unicefghana.blogspot.co.uk/2012/04/growth-in-accra-outpaces-development.html>
アクセス日：2012年4月18日
b ガーナ：統計
http://www.unicef.org/infobycountry/ghana_statistics.html
アクセス日：2012年4月18日
c 西アフリカに関する報告書：ガーナ
http://www.unicef.org/wcaro/Countries_1743.html
アクセス日：2012年4月18日

74 戦略・国際問題研究センター
ガーナ：安定性に対するリスクの評価 (2011年6月付)
http://csis.org/files/publication/110623_Thrup_Ghana_Web.pdf
アクセス日：2012年4月18日

75 国連地図製作部門
ガーナ地図
<http://www.un.org/Depts/Cartographic/map/profile/ghana.pdf>
アクセス日：2012年4月18日

76 XE.com
通貨為替レート換算表 (2012年4月20日現在)
<http://www.xe.com/ucc/convert/?Amount=1&From=GBP&To=GHS>
アクセス日：2012年4月20日

77 国連拷問等禁止条約
拷問禁止委員会の最終見解：ガーナ (2011年6月15日公表)
<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cat/docs/co/CAT.C.GHA.CO.1.pdf>
アクセス日：2012年4月18日

78 軍隊の民主的統制のためのジュネーブ・センター (DCAF)
西アフリカにおける治安部門及び性別 (2011年12月16日付)
http://reliefweb.int/sites/reliefweb.int/files/resources/Full_Report_3166.pdf
アクセス日：2012年4月18日

79 国連人権高等弁務官事務所
国連条約に関する報告状況：ガーナ
<http://www.unhcr.ch/tbs/doc.nsf/NewhvVAllSPRByCountry?OpenView&Start=1&Count=250&Expand=67#67>
アクセス日：2012年4月18日

80 ガーナ国軍公式ウェブサイト

ガーナ国軍新兵募集

http://www.gaf.mil.gh/index.php?option=com_content&view=article&id=82:recruitment-into-the-ghana-armed-forces&catid=76:recruitment&Itemid=107

アクセス日：2012年4月20日

81 ハンズ・オフ・ケイン

2012年度ガーナ国別情報

<http://www.handsoffcain.info/bancadati/schedastato.php?idcontinente=25&nome=ghana>

アクセス日：2012年4月20日

82 人権及び行政の正義に関する委員会

人権の推進及び保護ーガーナにおける行政的正義の確保及び腐敗との闘い

http://www.thecommonwealth.org/Shared_ASP_Files/UploadedFiles/783FC49E-D904-4AC4-BD55-785E4EF00E0C_GHANA.pdf

アクセス日：2012年4月18日

83 アフリカ・オックスフォードがん財団

我々の働く場所（日付なし）

<http://www.afrox.org/19/where-we-work>

アクセス日：2012年4月18日

84 UNHCR

2012年度地域別活動状況：西アフリカ、ガーナ（日付なし）

<http://www.unhcr.org/cgi-bin/texis/vtx/page?page=4a03e2f76>

アクセス日：2012年4月18日

85 国連データ

ガーナ国別情報（日付なし）

<http://data.un.org/Search.aspx?q=ghana>

アクセス日：2012年4月18日

86 プロジェクトMedCOI

英国は現在、他の14の欧州加盟国及びスイスと共に、オランダ内務・王国関係省移住・帰化庁内にある医療アドバイザー局（BMA）のサービスを利用している。同局は、出身国で勤務する有能な医療アドバイザー及びSOSインターナショナルから情報を取得している。新たな照会に対応して受領した情報は出身国情報センターに回付される前にBMAの医療アドバイザーによって検証される。（MedCOIの免責条項：上記により提供された情報は、通常、出身国にある特定の病院/診療所/医療施設における治療の利用可能性（当該治療を行える体制にあるかどうか）に限定されている。MedCOIは、どのような人々がその治療を受けることができるかという情報は提供していない。）

[目次に戻る](#)[資料目録に進む](#)